

浜田市環境基本計画



国分町(曇ヶ浦)「海遊び」



金城町波佐「あしお杉」

地域特性と 自然環境を活かした 潤いのあるまち・ほまた



旭町都川「都川の棚田」



弥栄町三里「新緑のブナ林」



三隅町室谷「ヨスクはで」

浜田市は、海、山、川、田園などからなる豊かな自然環境を次世代に引き継ぐために、新たなゆたかさへの道を求め、自然と人間が調和のとれた、潤いのあるまちを目指します。

平成 22 年 3 月
島根県 浜田市

はじめに

浜田市は、目指す将来像である「青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち」の実現に向け、海、山、川、田園などからなる豊かな自然環境を次世代に引き継ぐために、新たなゆたかさへの道を求め、自然と人間が調和のとれた、潤いのあるまちを目指しています。

この恵まれた自然環境や歴史、文化は、先人たちによって大切に守り受け継がれてきたものであり、今の時代に生きる私たちが適切に保全し、後世に引き継いで行かなければならないものであります。

近年、生活様式の多様化に伴う身近な生活環境問題を始め、地球的規模での環境問題にも直面しており、これら深刻な環境問題の解決に向けた取組みを進めなければなりません。

特に、地球温暖化問題については、海面上昇、異常気象などさまざまな面で私たちの生活に影響を及ぼしていることから、全世界で取組むべき喫緊の課題として対策に努める必要があり、私たちが暮らす地域からの取組みが求められています。

このような状況を踏まえ、当市におけるさまざまな環境問題に対し、市民・事業者・市の協働のもとに、地域の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に推進するために、「浜田市環境基本計画」を策定いたしました。

この計画の推進にあたりましては、市民・事業者・市の連携・協力が不可欠であり、これまで以上に皆さまのご理解ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたりご審議いただいた浜田市環境審議会委員の皆さまを始め、多くの貴重なご意見ご提言をいただいた市民の皆さまに厚くお礼を申し上げます。

平成 22 年 3 月

浜田市長 宇津 徹 男

目 次

第 1 章 基本的な考え方	5
1 計画策定の背景	6
2 計画の目的	7
3 計画の位置づけ	8
4 計画のテーマ	10
5 計画の基本目標	11
6 対象とする環境の範囲	12
7 計画の対象地域	13
8 計画の期間	14
9 計画の構成	15
10 施策体系	16
11 計画推進の担い手	17
第 2 章 現状と課題、施策の方向性	18
第 1 節 快適環境	20
1 景観	21
2 水辺	23
3 みどり	25
4 歴史・文化	27
第 2 節 自然環境	29
1 自然財産・天然記念物	30
2 野生動植物	32
3 森林・農地・漁場	34
第 3 節 地球環境	36
1 地球温暖化	37
2 酸性雨	40
3 オゾン層の破壊	41
4 海洋汚染	42

第 4 節	生活環境	43
1	廃棄物	44
2	大気汚染	47
3	水質汚濁	49
4	騒音・振動	52
5	悪臭	54
6	土壌汚染	56
7	地盤沈下	57
8	有害化学物質	58
9	光害	59
10	愛玩動物	60
第 3 章	自治区別環境配慮	62
1	浜田自治区	63
2	金城自治区	66
3	旭自治区	69
4	弥栄自治区	72
5	三隅自治区	75
第 4 章	主体別環境配慮	78
1	市民の環境配慮	79
2	事業者の環境配慮	81
3	市の環境配慮	83
第 5 章	計画の推進	85
1	推進体制	86
2	進行管理と見直し	88
3	推進の方策	89
3-1	市民運動	90
3-2	学習と教育	91
3-3	助成と支援	93
3-4	助言と地域推進	94
3-5	情報の提供	95

資 料 編	96
1 浜田市の概要	97
2 環境に関するアンケート調査結果	106
3 市民意見（パブリックコメント）の概要	122
4 策定の経過	127
5 環境審議会（諮問書・答申書・委員名簿）	128
6 浜田市生活環境の保全に関する条例	131
7 用語の解説	136

この計画の中で使用している写真は、
「浜田の四季 景観 100 選 写真集」及び
「浜田市ホームページ」から引用しています。

本文中、※印の表示のある用語は、
巻末の「用語の解説」をご覧ください。

第 1 章 基本的な考え方

この計画の策定にあたって考慮すべき国や島根県の動向、浜田市の現状などを踏まえ、計画の目的、位置づけ、テーマ、基本目標、対象とする環境の範囲などの基本的な考え方を示します。



1 計画策定の背景

わが国では、環境基本法（平成 5 年 11 月制定）に基づき、これまで第 1 次・第 2 次環境基本計画が策定され、環境保全のための施策が具体的に取組まれてきました。

しかしながら、地球温暖化をはじめとする地球環境全体の問題への対応が一層緊急性を増してきており、経済的側面、社会的側面、環境的側面という社会経済活動を総合的に捉える、具体的な施策をより一層強力に進めなければならない状況を踏まえ、第 3 次環境基本計画が策定されました。

特に、世界的な不況など近年の厳しい社会経済情勢を踏まえ、「[※]緑の経済と社会の変革（日本版グリーン・ニューディール政策）」を発表し、経済と社会をより持続力のある構造に変えていくこととされています。

本市では、平成 12 年 5 月に、旧浜田市において策定した「第 1 次 浜田市環境基本計画～エコプラン 21～」により、環境に関する施策を総合的・計画的に推進するために必要な事項を定め、取組みを進めてきたところです。

その後、社会経済情勢の大きな変革への対応や、国の地球温暖化対策などの環境政策との整合性を図る必要が生じてきました。

また、平成 17 年 10 月の市町村合併による市域拡大に伴う面積や人口の増大のほか、地域特性など自然・社会環境の広範囲化や市民意識の変化などがみられます。

このような状況に対応するために、新たな環境基本計画の策定が求められています。

2 計画の目的

計画策定の背景及び本市の環境を取り巻く現状を踏まえ、自然と人間が調和のとれた、自然環境を活かした潤いのあるまちづくりを実現するため、「浜田市環境基本計画」を策定するものです。

また、この計画に掲げる施策の方向性について、市民・事業者・市がそれぞれ自主的な取り組みを進めるとともに、互いに協働して地域の実情に応じた取り組みを総合的・計画的に推進することにより、未来を担う子どもたちにより良い環境を残すことを目的とします。



3 計画の位置づけ

この計画は、「浜田市生活環境の保全に関する条例」第19条の規定に基づき、総合的な施策を達成するため、生活環境の保全に関する基本計画を定めるものです。

※浜田市総合振興計画に掲げる市の将来像「青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち」実現に向けたまちづくりの大綱である「自然環境を活かした潤いのあるまち」を目指すための基本的計画と位置づけます。

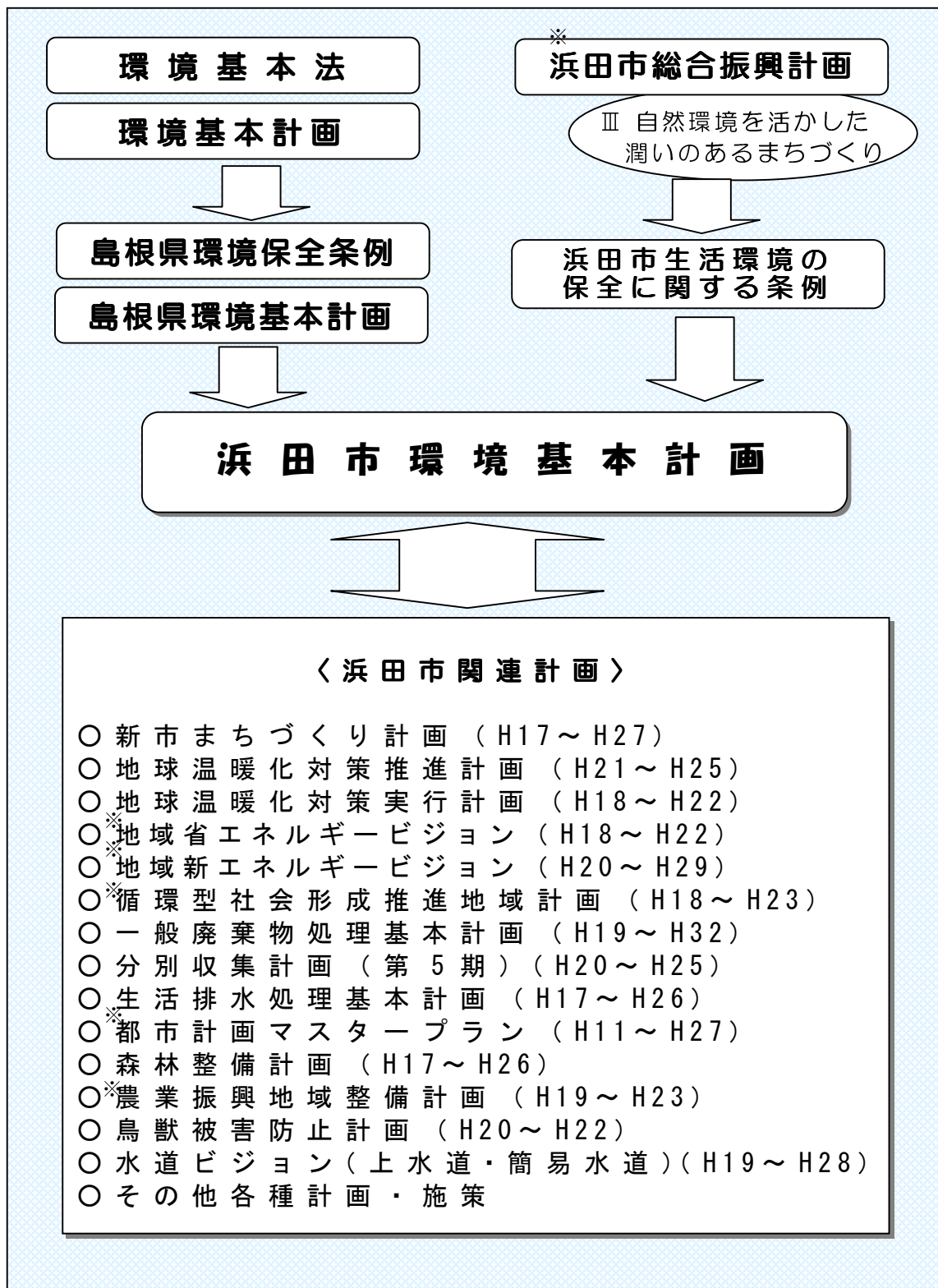
この計画に基づき、本市では、各部門における環境の保全に関する施策を立案・実施するものです。

また、今日の環境に関する諸課題を解決し、本計画に掲げる基本目標を実現するためには、私たち一人ひとりの実践や行動が求められており、市民・事業者・市の積極的な取り組みと連携・協力が不可欠です。

したがって、この計画は、市民・事業者・市が一体となった取り組みを進めていくための指針となるものです。

「青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち」の実現





4 計画のテーマ

本市は、海、山、川、田園などからなる豊かな自然環境を次世代に引き継ぐために、新たなゆたかさへの道を求め、自然と人間が調和のとれた潤いのあるまちを目指します。

このため、この計画におけるテーマを次のように定めます。

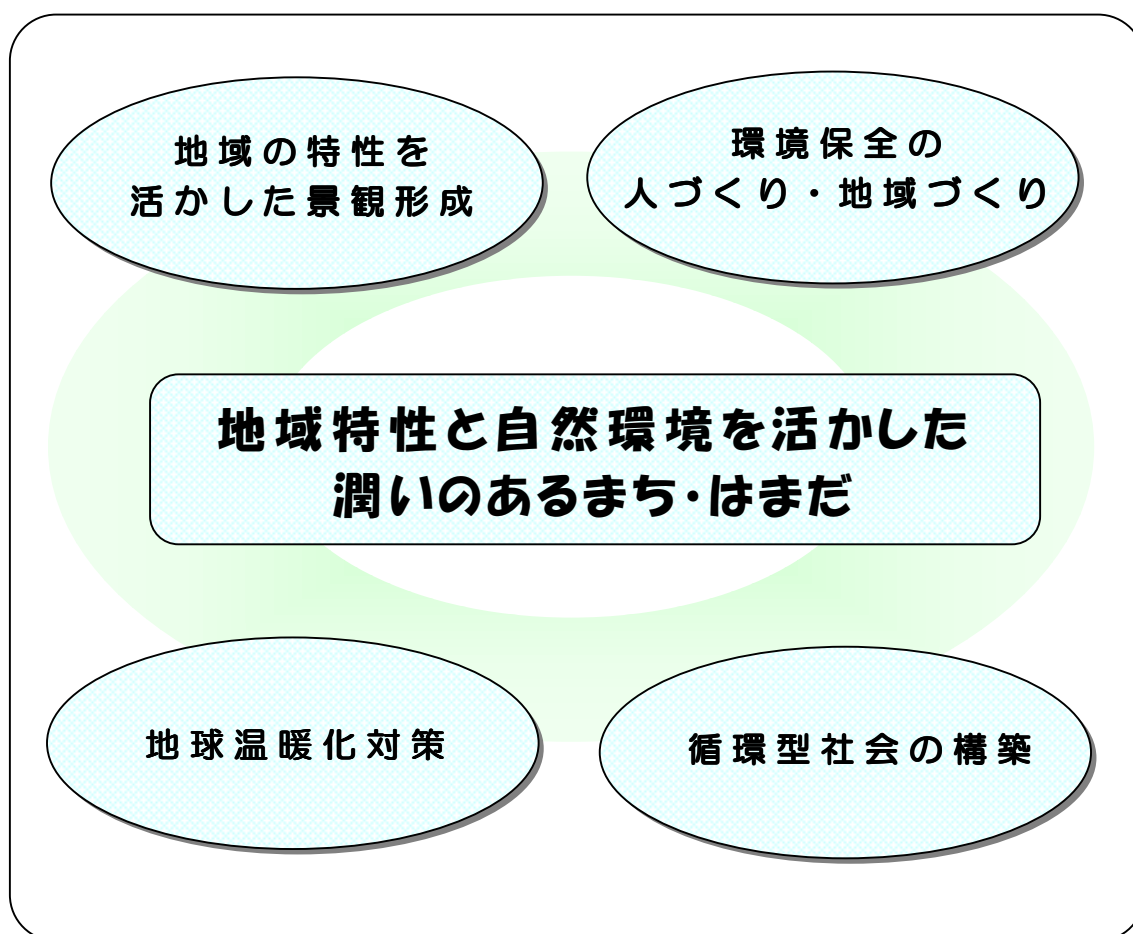
地域特性と自然環境を活かした 潤いのあるまち・はまだ



5 計画の基本目標

この計画のテーマを実現するために、国や島根県の基本理念・基本目標など関係上位計画の基本的方針を踏まえ、[※]浜田市総合振興計画に掲げる施策大綱として積極的に進めることとしている4つの項目を、この計画の基本目標とします。

施策の展開にあたっては、直面する環境問題に対処するため、本市における自然的・社会的条件に応じた施策を総合的・計画的に展開するとともに、経済社会の強化と持続性の視点に立った対策に取り組めます。



6 対象とする環境の範囲

環境とは、「人間や生物などを取り巻く周囲の状態や世界」というような包括的概念であり、自然的環境と社会的環境があります。

この計画における「環境」は、島根県環境基本計画において対象とされている環境の範囲に準じて分類します。

潤いと安らぎの「快適環境」、豊かな自然を活かした「自然環境」、地球規模での「地球環境」、生活に密接に関わる「生活環境」の4つに大分類し、さらに事象ごとに細分類します。

○ 快適環境

- | | |
|------|---------|
| ① 景観 | ③ みどり |
| ② 水辺 | ④ 歴史・文化 |

○ 自然環境

- | |
|--------------|
| ① 自然財産、天然記念物 |
| ② 野生動植物 |
| ③ 森林・農地・漁場 |

○ 地球環境

- | | |
|---------|-----------|
| ① 地球温暖化 | ③ オゾン層の破壊 |
| ② 酸性雨 | ④ 海洋汚染 |

○ 生活環境

- | | |
|---------|----------|
| ① 廃棄物 | ⑥ 土壌汚染 |
| ② 大気汚染 | ⑦ 地盤沈下 |
| ③ 水質汚濁 | ⑧ 有害化学物質 |
| ④ 騒音・振動 | ⑨ 光害 |
| ⑤ 悪臭 | ⑩ 愛玩動物 |

7 計画の対象地域

この計画の対象地域は、本市内全域とし、基本目標の実現に向け、全市一体的な取組みを推進します。

また、各自治区の地理的・社会的条件などの地域特性に応じた望ましい環境施策を効率的・効果的に展開するため、対象地域を自治区ごとに区分し、自治区別の環境配慮の方向性を明確にします。



	〈面積〉	〈人口〉	〈世帯数〉
浜田自治区	162.69	43,910	19,418
金城自治区	164.30	4,884	1,905
旭自治区	128.57	3,204	1,393
弥栄自治区	105.50	1,600	725
三隅自治区	128.55	7,038	2,879
浜田市	689.61 k m ²	60,636 人	26,320 世帯

※ 平成 21 年 4 月 1 日現在 (人口・世帯数は外国人を含む)

8 計画の期間

この計画の期間は、平成 22 年度（2010 年度）から平成 31 年度（2019 年度）までの 10 年間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化、国内外の環境政策の動向、この計画の進捗状況などを踏まえて柔軟に対応するため、5 年ごとに再検討を加え、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、各項目の内、個別計画において、計画期間や目標年次が定められているものについては、個別計画の計画期間によるものとします。

なお、環境問題は、対策の効果が表れるまでに長い年月を要するものも多くあることから、項目によっては、長期的な視点に立った施策の方向性を示すものとします。



9 計画の構成

第1章 基本的な考え方

背景・目的、位置づけ、テーマ、基本目標、範囲、対象地域、期間、構成、施策体系、担い手

第2章 現状と課題、施策の方向性

快適環境	景観、水辺、みどり、歴史・文化
自然環境	自然財産、天然記念物、野生動植物、森林・農地・漁場
地球環境	地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊、海洋汚染
生活環境	廃棄物、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下、有害化学物質、光害、愛玩動物

第3章 自治区別環境配慮

浜田・金城・旭
弥栄・三隅

第4章 主体別環境配慮

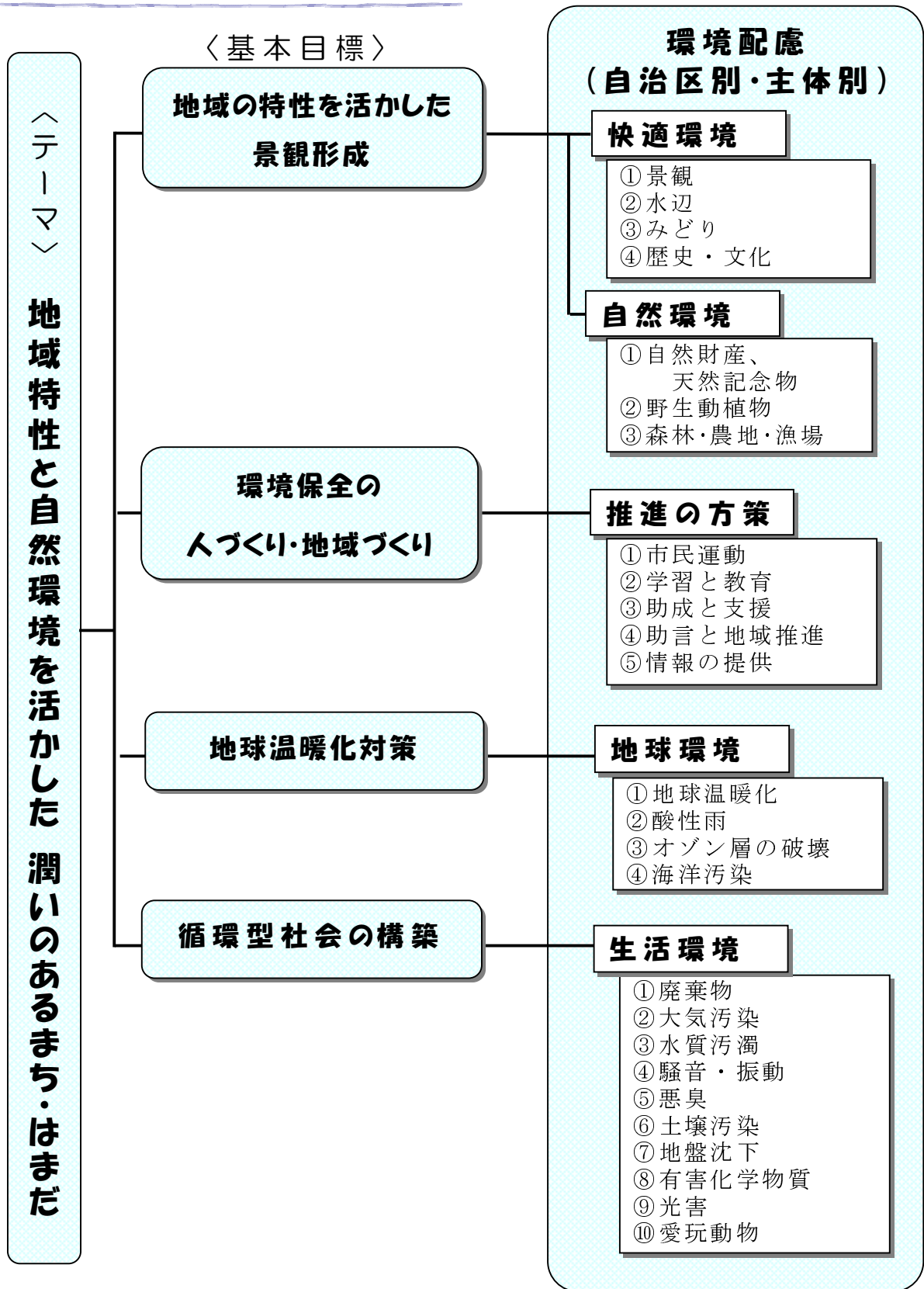
市 民
事 業 者
市

第5章 計画の推進

推進体制
進行管理と見直し
推進の方策

資 料 編

10 施策体系



11 計画推進の担い手

この計画の推進にあたっては、市民をはじめ、事業者、市といった各主体がそれぞれの立場において、自主的かつ積極的な取組みを行うとともに、相互に協力・連携しながら、地域一体となって推進することが重要です。

このため、「市民」・「事業者」・「市」を、この計画推進の担い手と位置づけて全市的に取組みを進めていきます。

《市民》

- 環境保全に関する意識を高めます。
- 毎日の暮らしの中でライフスタイルを見直します。
- 地域などにおける環境保全活動へ積極的に参加します。
- 環境保全施策の推進に向け市と協働します。

《事業者》

- 事業活動から発生する環境負荷を低減する環境配慮型の事業活動を推進します。
- 地域における環境保全活動へ参加・協力します。
- 環境保全施策の推進に向け市と協働します。

《市》

- 国、島根県など関係機関と連携し、この計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 市民・事業者に対する普及啓発に取り組めます。
- 市の施策に対する、市民・事業者の積極的な参加や連携を促進します。

第 2 章 現状と課題、施策の方向性

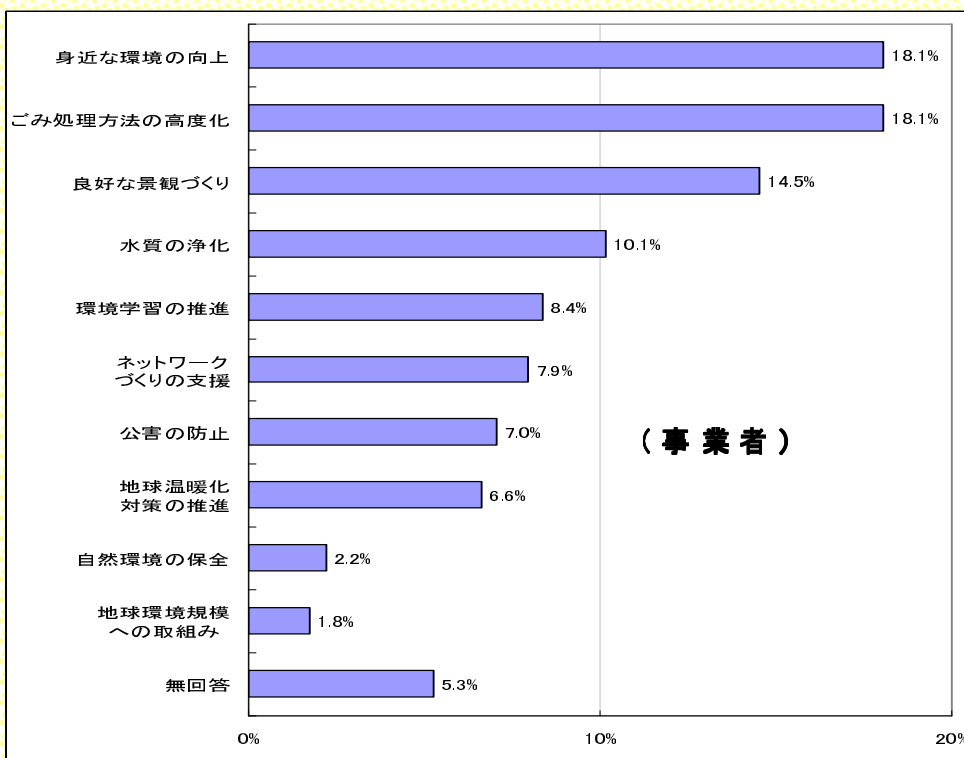
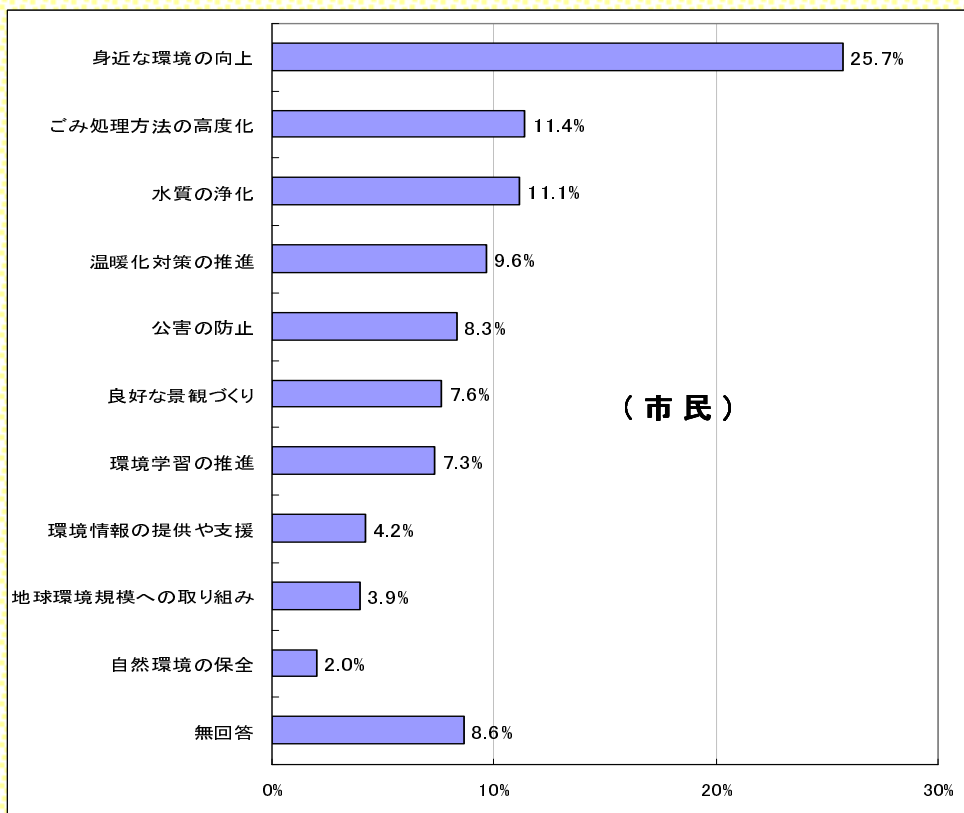
第 2 章では、この計画の対象とする環境の各項目について、現状及び市民・事業者アンケート、関係機関などによる調査結果を踏まえ、施策の方向性を示します。

地球温暖化対策、ごみの減量化、下水道整備等による汚水処理など、既存の個別計画等により重点的に施策の方向性を明らかにしているものについては、関連計画と関連づけて具体的事業を展開します。

また、各項目の内、本市において具体的な目標設定が可能な項目については、数値目標などを設定します。

環境に関するアンケート調査結果（抜粋）

■ 行政に最も実施してほしい環境政策



第 1 節 快適環境

海、山、川、田園などからなる豊かな自然環境と美しい景観、歴史的町並みなどの快適な環境は、私たちの生活にやすらぎと潤いをもたらしてくれます。

生活環境に対するニーズの高まりに伴い、地域の宝を活かした景観形成を推進し、やすらぎのあるまちづくりを実現し、身近な環境の質を積極的に高め、快適な環境を確保していくことが求められています。



折居町「山陰線折居付近」

1 景 観

現状と課題

本市は、青い海と白い砂浜が織り成す海岸線と、緑豊かな中山間地域の美しい景観に恵まれています。

こうした既存の自然景観はもちろん、市街地においても、美しい都市景観づくりを推進し、やすらぎと潤いのある自然と共生する快適な環境づくりを目指していくことが重要となります。

これらを実現するためには、自然景観の保全・整備はもちろん、落書き、空き缶・タバコのポイ捨てのない美しい街並みづくりや、山間部・海岸などにおける不法投棄の対策強化など、市民・事業者・市が共通認識に立つことのできる仕組みづくりと協力・連携した実践が求められます。



【施策の方向性】

- (1) 河川の美化活動を促進します。
- (2) 棚田保全事業を継続します。
- (3) 美しい街並み景観を形成する、[※]狭あい道路拡幅整備事業を推進します。
- (4) [※]アダプトプログラムなどボランティア活動を支援します。
- (5) 不法投棄や不適正処理の防止のため、[※]環境パトロールの強化や警察等関係機関と連携した取組みを強化します。
- (6) 空き缶・タバコの吸殻などのポイ捨て禁止や空き地の適正管理の啓発を実施します。
- (7) 施設・建築物などの落書き防止のための啓発を実施します。
- (8) 美しい海岸線の保全活動を推進します。

不法投棄件数

(廃棄物リサイクル課資料より)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
発見箇所数	1,343	587	538
撤去箇所数	不明	370	428
撤去率	不明	63.0	79.6
警察への通報	24	6	18



2 水 辺

水辺の快適な環境としては、水域の水質、水量、水生生物、周辺植生が確保され、なおかつ親水性があるものが理想と考えられます。

現状と課題

本市は、一級河川の江の川水系と二級河川の敬川、下府川、浜田川、周布川、三隅川の各水系に属する大小の河川を有し、水辺の快適な環境をつくる土台は十分備わっています。

また、海浜においても、国府海岸、田の浦海岸、石見海浜公園内の海水浴場は、水辺環境の整備をし、親水性の向上を図ってきております。

今後、さらに水辺の環境を快適にしていくためにも、河川や海浜に流出する家庭の生活雑排水や事業所の排水を処理する下水道の整備は不可欠です。

生態系や親水性に配慮し、水辺環境の保全や活用を進めていく必要があります。

主要河川

(単位：km)

河川名	上流端	下流端	河川延長
下府川	金城町	日本海	22.1
浜田川	〃	〃	19.5
周布川	〃	〃	44.6
三隅川	弥栄町	〃	40.9
井川川	三隅町	三隅川	14.4
家古屋川	旭町	八戸川	14.5

(注) この表は、河川延長10km以上のものを掲載。

資料：島根県統計書

河川延長については、各河川の幹川（本川）の延長を掲げた。

【施策の方向性】

- (1) 公共下水道整備事業、集落排水整備事業及び個別浄化槽整備事業など、地域に応じた汚水処理の手法により整備促進を図ります。
- (2) 河川や海岸部の環境整備にあたっては、[※]親水性を確保するとともに、水域の生態系保全に配慮します。

○ 平成30年度までに、
汚水処理にかかる普及率を50%にします。

P50: 汚水処理普及率参照

観光客入り込み客数

(単位：人)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
石見海浜公園	722,355	665,158	665,010	749,530	824,110
内アクアス	390,985	378,693	416,920	503,765	578,001
石見豊ヶ浦／国府海岸	134,013	132,630	118,090	117,230	103,399
浜田海岸	83,650	83,005	80,105	87,488	85,785
折居海岸	6,550	6,850	5,270	5,700	5,260

資料：市観光振興課

水浴場水質等調査結果（遊泳期間前の水質判定ランクの経年変化）

(島根県環境生活部 環境政策課資料より)

水浴場名	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
石見海浜公園	AA	AA	AA	AA	AA	AA
国府海水浴場	AA	AA	AA	AA	A	A
田の浦海水浴場	A	AA	AA	AA	A	A
折居海水浴場	A	AA	AA	AA	AA	AA

※ 判定ランク

AA・A = 適 B・C = 可

3 みどり

みどりは、多様な樹木や草花など自然の中に多く見られ、人々にやすらぎを与えるものです。

現状と課題

本市は、山間部において、西中国山地国定公園の指定を受けるなど、多くのみどりを有しており、やすらぎのある豊かな自然に囲まれています。

こうした山間部における自然の保護だけでなく、市街地における建物の建築や道路の整備、公園の管理に際しても、緑豊かな環境を形成し、やすらぎと潤いのある自然と共生する快適な生活環境づくりを進めていくことが重要です。

また、市だけでなく、市民団体や企業が実施される森林保全・緑化事業を促進していくことが必要です。



【施策の方向性】

- (1) 公園などの緑化を推進します。
- (2) 自然公園の整備を図ります。
- (3) 「まちを花で飾ろう！」事業を推進します。
- (4) 「わたしは、まちの園芸家！」事業を推進します。
- (5) ※アダプトプログラムへの参加を呼びかけ、苗木の配布などを通じて緑化を推進します。
- (6) 緑と花の沿道推進事業を推進します。

浜田市都市公園

(浜田市都市公園条例 別表第1より)

浜田都市計画区域

(街区公園) 相生公園、平和公園、昭三公園、天満公園、道分山公園、黒川公園、社家地公園、三宮公園、津摩公園、朝日町公園、日脚公園、どうどう公園、笠柄公園、竹迫公園、菅原公園、伊甘公園、万灯山公園、田町公園、千畳台公園、三宅公園、東福井公園、神在公園、野原公園、ハーバーヒルズ公園

(近隣公園) 宝幢寺山公園、ゆうひ公園

(運動公園) 東公園

(特殊公園) 城山公園、長沢公園

旭都市計画区域

(運動公園) 旭公園

三隅都市計画区域

(総合公園) 三隅公園

(運動公園) 三隅中央公園

(地区公園) 田の浦公園

(街区公園) 向野田児童公園

その他の公園等

海のみえる文化公園、桧ヶ浦児童遊園、河内町親水広場、金城ニュータウンきんたの森公園、今福スポーツ広場、島村抱月公園、ふれあい多目的広場、あさひインター公園、旭ふるさと歴史公園

※

〈アダプトプログラム 里親：20団体〉

(くらしと環境課資料より)

中国電力(株)浜田営業所、レディースワールド、中電浜田OB会、浜田マリンライオンズクラブ、共創風の会、どうどう地蔵世話人会、島根県立大学環境倶楽部しまえっこ、西本ファミリー、ブルークラブ、(有)くまハウス、石成道路(株)、本川建設(株)、佐川急便(株)浜田支店、山陰中央新報西部本社、(株)毛利組金城営業所、国際ソロプチミスト浜田、浜田市高齢者クラブ連合会桜ヶ丘楽々会、(有)花岡組、(株)金城運輸、(株)三浦工務店



4 歴史・文化

現状と課題

本市は、古くから石見地方の中心地であり、自然環境に恵まれながら、多くの優れた文化遺産があります。

しかし、その保存状況は十分なものではなく、各地域において、文化財の保護活動や伝統・慣習を継承する人が少なくなっているのが現状です。

本市固有の地域財産である文化財や地域で受け継がれ守られている石見神楽や太鼓、田囃子などの伝統文化の保存・継承活動を支援していく必要があります。

地域の文化遺産などを活用した地域性豊かな文化を育て、地域の誇りと生活の充実感を感じられる、歴史と文化に基づいたまちづくりの環境整備を図る必要があります。



【施策の方向性】

- (1) 郷土の歴史、文化の教育・学習を推進します。
- (2) 文化財の保存と活用を図ります。
- (3) 地域の伝統、文化、慣習の継承を支援します。

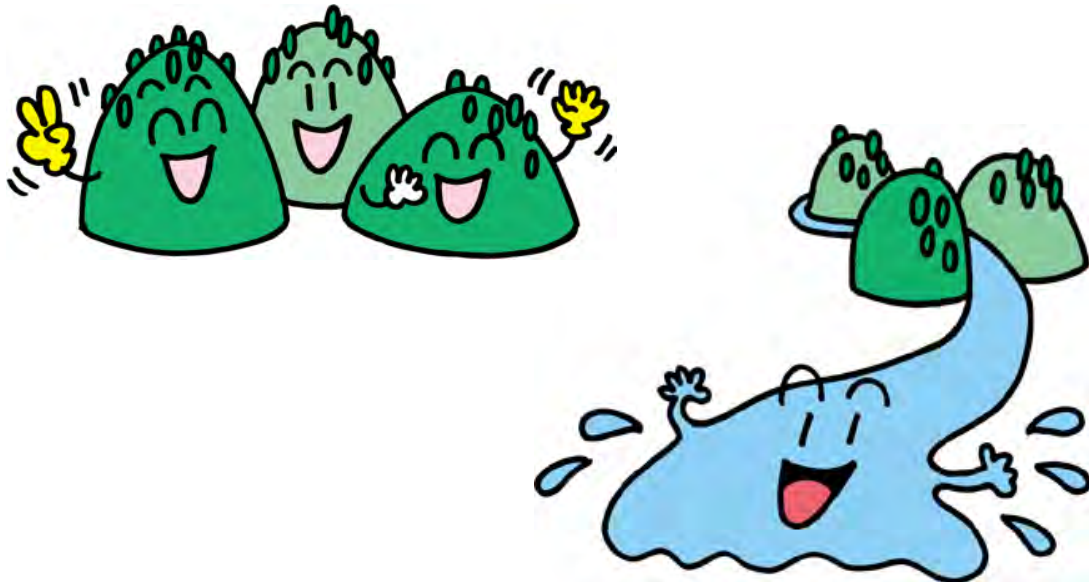
浜田市の伝統芸能・文化財（抜粋）



第 2 節 自然環境

自然と人間の共生を確保するためには、山地、里地、平地、海浜というそれぞれの地域の自然空間の特性に応じて、多様な自然環境を体系的に保全する必要があります。

人々が自然を体験し、自然に学び、自然の恵みを感じられるよう、日常生活や余暇活動などの様々な機会を通じ、自然との豊かなふれあいを推進することが重要になります。



1 自然財産・天然記念物

現状と課題

本市の地形は、切り立ったリアス式海岸と砂浜が織り成す海岸線と、豊かな森林環境をもつ丘陵地や山地からなる中国山地に囲まれています。

東部の海岸線の一部は県立自然公園に指定され、自然を保護すると同時に、県立石見海浜公園や国府海岸などは、気軽に自然とふれあえる場を提供しています。

また、国指定天然記念物の石見畳ヶ浦、県指定天然記念物の※黄長石霞石玄武岩（おうちょうせきかすみいしげんぶがん）や浜田海岸県立自然公園、三隅海岸自然環境保全地域など保存すべき貴重な地形・地質があります。



これらの貴重な財産を破壊することなく、自然環境の保全を考慮した計画的な土地利用を推進することが重要です。

【施策の方向性】

- (1) 貴重な自然財産などの保全を考慮した計画的な土地利用を推進します。
- (2) 島根県など関係機関と連携し、自然公園や天然記念物などの状況を把握し、保全に努めます。

浜田市の天然記念物

(文化振興課資料より)

(国指定)

名称	所在地	指定年月日	備考
石見畳ヶ浦	国分町	昭 7. 3. 25	1600 万年前の天然の博物館
三隅大平桜	三隅町矢原	昭 10. 4. 11	樹齢 650 年。彼岸桜、山桜の性質を併せもった大平ザクラの日本一の巨木

(島根県指定)

※ 名称	所在地	指定年月日	備考
黄長石霞石玄武岩	長浜町・熱田町・内田町	昭 41. 5. 31	約 600 万年前に噴出。日本で唯一、黄長石霞石玄武岩を産出
常磐山の杉	金城町波佐	昭 47. 3. 31	波佐常磐山八幡宮 5 株。目通り幹周 4. 4~8m、樹高 22~32m
長安本郷の八幡宮並木杉	弥栄町長安本郷	昭 47. 3. 31	長安八幡宮 5 株。目通り幹周 3. 4~6. 4m、樹高 32m

(浜田市指定)

名称	所在地	指定年月日	備考
ビロードシダ及び群生地	河内町	昭 44. 11. 3	海岸部に近い浜田市で生育するのは珍しい
多陀寺のクスノキ	生湯町 多陀寺	昭 44. 11. 3	市内で最も大きなクスノキ
多陀寺のヒノキ	生湯町 多陀寺	昭 44. 11. 3	樹高 28m、幹周り 5m
多陀寺のシイ・タブ林	生湯町 多陀寺	昭 48. 5. 1	多陀寺をとりまく自然林
伊甘神社のイチョウ	下府町 伊甘神社	昭 48. 5. 1	樹高 35m、幹周り 6. 5m
伊甘神社のムクノキ	下府町 伊甘神社	昭 48. 5. 1	樹高 20m、幹周り 6m
金城町の巨樹・銘木	金城町今福・久佐・七条・上来原・小国・波佐・長田	平 5. 3. 31	巨樹・銘木
お葉付き銀杏	三隅町井野	平 7. 3. 28	葉に直接種子がつく銀杏の珍種
佐々木桜	三隅町三隅	平 17. 9. 22	桜の古木
海老谷桜	三隅町向野田	平 17. 9. 22	桜の古木

2 野生動植物

多種多様な野生動植物は、自然界において絶妙なバランスを保ち、人々の生存の基盤である豊かな生態系を構成しています。

現状と課題

森林などの開発によって、絶滅の危機にある野生動物も多く、島根県の[※]レッドデータブックに掲載されている野生動植物の調査・研究結果を収集し、無許可による捕獲や採取禁止の周知や地域における保護活動を促進するよう普及啓発を実施する必要があります。

その反面、イノシシやツキノワグマなどによる鳥獣被害も発生しており、被害状況の把握や予防・捕獲など適切な対策が求められています。

また、外来種については、ヌートリア、カミツキガメ、ブラックバスなどの生息が確認されており、在来の生態系に大きな影響を及ぼす場合もあり、実態を把握し対策を検討するとともに、未然に侵入を防ぐ対策も検討する必要があります。

【施策の方向性】

- (1) 地域における開発などに際しては、自然環境への配慮を基本に実施します。
- (2) 野生動物の生息空間を確保するため、広葉樹林の保全に努めます。
- (3) 野生動植物及び外来種侵入の実態を調査し、広く情報提供します。
- (4) 鳥獣被害状況を把握し、集落や関係機関との連携を図り、捕獲体制を強化します。

※
しまねレッドデータブック

「島根県の絶滅のおそれのある野生動植物」掲載種数

(しまねレッドデータブックより)

(動物)

分類群	絶滅 野生絶滅	絶滅危惧 I類	絶滅危惧 II類	準絶滅 危惧	情報 不足	合計
哺乳類	4	1	2	9	4	20
鳥類	1	9	17	26	22	75
両生類			2	6		8
爬虫類				4		4
汽水・淡水魚類	1	3	9	6	3	22
昆虫類		32	33	102	119	286
クモ類		1		2	9	12
甲殻類			1		6	7
陸・淡水産貝類		4	8	18	4	34
サンゴ類				3		3
淡水海綿類				2	1	3
動物計	6	50	72	178	168	474

(植物)

分類群	絶滅 野生絶滅	絶滅危惧 I類	絶滅危惧 II類	準絶滅 危惧	情報 不足	合計
維管束植物	3	82	125	111	18	339
蘚苔類		4	1	3		8
藻類			1			1
地衣類		5	1			6
菌類		5	2			7
植物計	3	96	130	114	18	361

- 絶滅：既に絶滅したと考えられる
(ニホンアシカ など)
- 野生絶滅：飼育、栽培下でのみ存続
(デンジウソウ など)
- 絶滅危惧 I類：絶滅の危機に瀕している
(ツキノワグマ、オオタカ など)
- 絶滅危惧 II類：絶滅の危機が増大している
(オオハクチョウ など)
- 準絶滅危惧：存続基盤が脆弱
(カワネズミ、クロサギ など)



3 森林・農地・漁場

中国山地の豊かな森林資源、田園環境、美しい日本海の海洋環境など、多様な自然環境と生態系を保全していくため、さまざまな環境保全活動に取り組む必要があります。

現状と課題

特に、本市の大部分を占める中山間地域は、農林産物の生産の場であるとともに、水源かん養、山地災害防止などの機能を有するなど重要な役割を果たしています。

森林と接する農地や傾斜地の農地の保全・活用に向けた棚田の保全活用や各種補助制度を活用するなど、農地の保全を図る仕組みづくりが求められています。

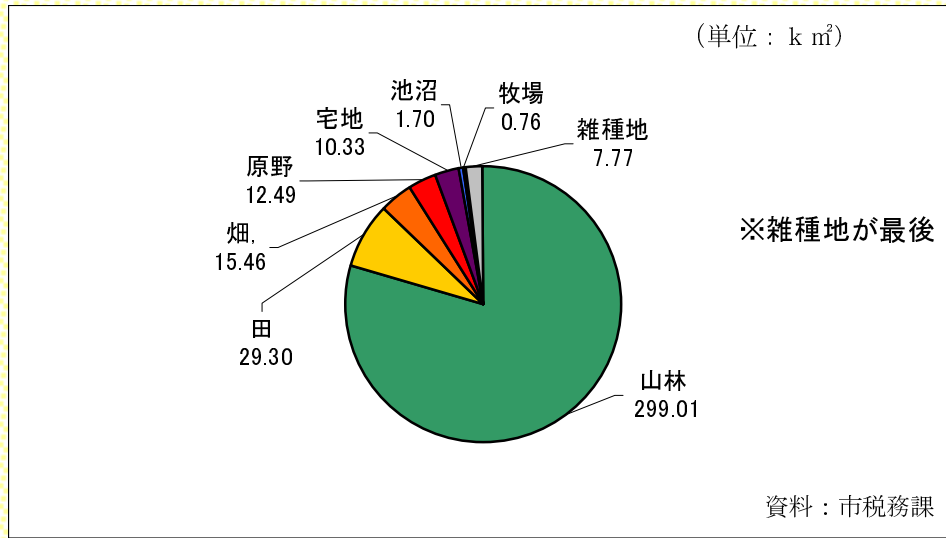
また、海岸地域には、良好な自然海岸が多くあり、変化に富んだ海岸線は釣りや海水浴などのレジャーに利用されるとともに、水産資源を多く含んだ好漁場となっています。

このことから、産業としての農林水産業の振興に努める一方、森林・農地・漁場の維持や保全を推進する必要があります。

【施策の方向性】

- (1) 農林水産業関連機関と連携し、自然環境と生態系の保存に努めます。
- (2) 環境に配慮した安全・安心な農林水産物の生産と、産業振興との両立を図ります。
- (3) 森林・農地・漁場を活かした「[※]ツーリズム（自然体験型観光）」を推進します。
- (4) 森林整備と木材の活用を図ります。
- (5) 森林伐採・搬出に伴う自然環境破壊などの対策を講じます。
- (6) 竹林等の森林資源を活用した木質バイオマスを推進します。

地目別総評価面積（民有地）



林野面積

(単位：ha)

年月日	林野面積			林野率	
	計	現況 森林面積	森林以外の 草生地		
平成12年2月1日	浜田市	56,626	56,262	364	82.1
	浜田	11,728	11,723	5	72.2
	金城	14,322	14,093	229	87.2
	旭	11,066	11,066	-	86.1
	弥栄	9,138	9,123	15	86.6
	三隅	10,372	10,257	115	80.7
平成17年2月1日	浜田市	56,390	56,027	363	81.8
	浜田	11,636	11,632	4	71.6
	金城	14,291	14,062	229	87.0
	旭	10,974	10,974	-	85.4
	弥栄	9,103	9,088	15	86.3
	三隅	10,386	10,271	115	80.8

資料：農林業センサス

第 3 節 地球環境

今日の環境問題には、都市交通公害や水質悪化のような身近な問題から、人類の将来にとって大きな脅威となる地球規模の環境問題として、地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯林の減少、開発途上国の公害、酸性雨、砂漠化、生物多様性の減少、海洋汚染などまで極めて幅広い問題が含まれます。

特に、地球温暖化問題については、その対策が一層緊急性を増しているとともに、社会経済活動を総合的に捉えた施策を進めることが求められています。

また、日本海沿岸の海岸漂着ごみ対策については、海岸への不法投棄防止のための国際法上の法制化や、関係国との外交ルートを通じた不法投棄防止対策などの多国間協議の必要性を、島根県市長会を通じて国などへ要望しています。

これら国際的かつ地球規模での環境問題に対しては、国の枠を越えた共通の認識に基づく交流・連携による取組みも重要となることから、今後も引き続き、関係機関との連携を図りながら、地球環境問題に対する取組みについても、地域から行なっていく必要があります。



1 地球温暖化

地球温暖化問題は、化石燃料の大量使用に伴う温室効果ガス排出量の増加により、地球が温暖化する最も重要な環境問題の一つです。

地球規模の影響としては、海面の上昇、豪雨などの異常気象、気候変化による野生動植物の減少や絶滅などが起こっています。

このような状況の中、国においては、地球温暖化対策の推進に関する法律やエネルギーの使用の合理化に関する法律などに基づき、温室効果ガスの削減に向けたさまざまな政策が実施されているところです。

また、島根県においても、地球温暖化対策推進計画に基づき、地域協議会を中心に、[※]エコライフチャレンジしまね、[※]しまねCO₂ダイエット作戦の実施、[※]ライトダウンキャンペーンの呼びかけなどに取組まれています。

現状と課題

本市においては、民生業務部門や民生家庭部門における二酸化炭素排出量の増加が著しく、効果的な対策が求められています。

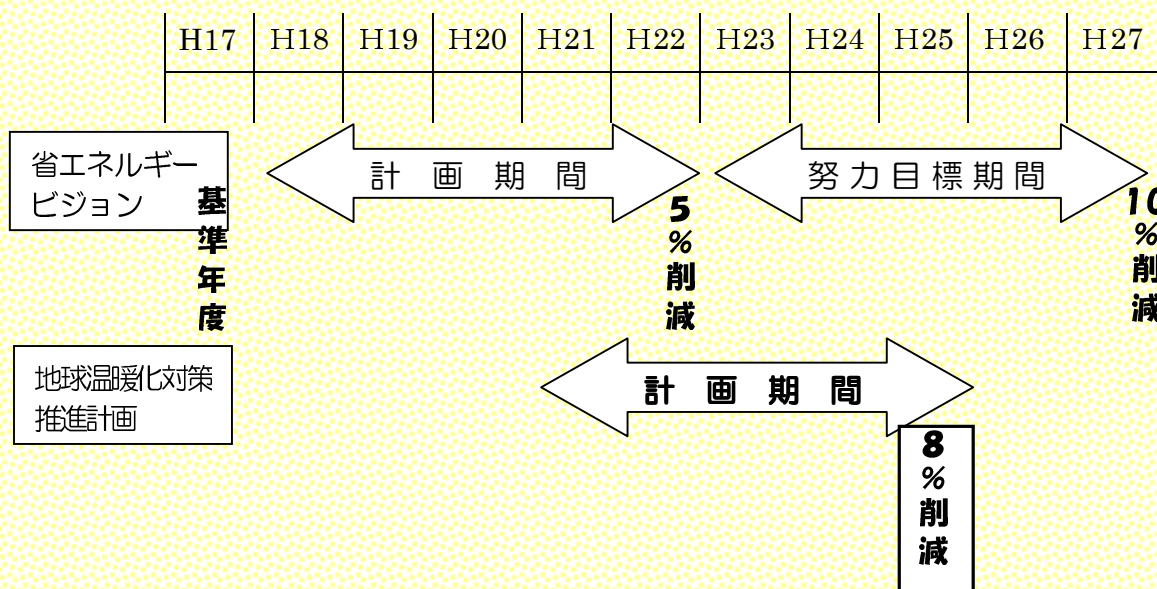
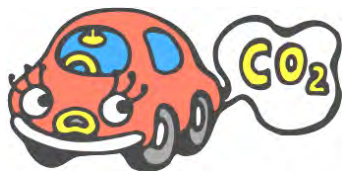
このことから、市民・事業者・市が互いに協働して地域の実情に応じた温室効果ガスの排出抑制に取り組む地球温暖化対策推進計画を平成20年12月に策定し、この計画の具体的な取り組みを推進するため、「[※]はまだエコライフ推進隊」を設立しました。

また、本市の地球温暖化対策に向けた具体的な施策の実施にあたっては、[※]地域省エネルギービジョンや[※]地域新エネルギービジョンなど関連計画と連携を図りながら進めることとしています。

今後は、「[※]はまだエコライフ推進隊」を中心に、市民・事業者・市が互いに連携しながら、地球温暖化対策を強力に推進することが重要です。

浜田市地球温暖化対策推進計画

平成 17 年度と比べて、平成 25 年度には、
浜田市における二酸化炭素排出量を
8% 削減するものとします。



【施策の方向性】

- (1) 技術的動向や経済性などを考慮し、太陽光発電などの[※]新エネルギーの導入に向けた取組みを推進します。
- (2) 地球的規模の観点から、地域でできる取組みを着実に推進するため、家庭や学校、事業活動などの場において、ライフスタイルや事業スタイルの見直し、エネルギーの効率的な利用の促進などを図ります。
- (3) 省エネルギーの推進に向けたイベントや[※]省エネ機器のモニター制度の実施などに取組みます。
- (4) 地球温暖化対策推進計画の周知を図り、市民・事業者の取組みを促進します。
- (5) 「[※]はまだエコライフ推進隊」の活動を支援します。
- (6) 島根県など関係機関や「[※]はまだエコライフ推進隊」と連携し、普及啓発事業を通じ、マイバッグ持参運動やエコドライブなど身近にできる取組みを促進します。
- (7) 本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に向け、公共施設への[※]新エネルギーの導入や環境に負荷の少ない物品の購入や職員研修の実施などに取組みます。

○ 平成 27 年度には、本市全体のエネルギー使用量を 10% 削減します。

○ 平成 25 年度には、本市全体の二酸化炭素排出量を 8% 削減します。

(基準年：いずれも平成 17 年度)

※ 浜田市省エネルギービジョン基礎データ調査年度

2 酸性雨

酸性雨とは、化石燃料などの燃焼により排出された物質が水や酸素と反応し、硫酸や硝酸などを含んだ強い酸性の雨となることをいいます。

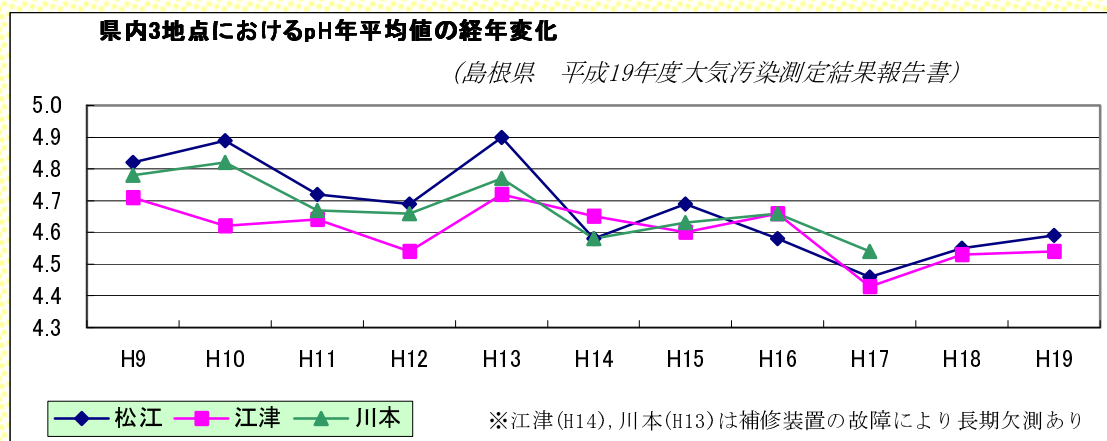
現状と課題

我が国においては、環境省の調査結果では、欧米並みの酸性雨が観測されているものの、生態系への影響については明確な兆候は見られません。

しかし、今後も酸性雨が降り続くとすれば、将来、生態系への影響を及ぼす可能性が懸念されています。

【施策の方向性】

- (1) 酸性雨の原因物質となる硫黄酸化物や窒素酸化物の排出を抑制するため、島根県など関係機関と連携しながら、工場などから排出される大気汚染物質の削減についての指導・啓発を推進します。
- (2) 公共交通機関の利用を促進するとともに、低燃費車や低公害車の導入・普及を促進します。



3 オゾン層の破壊

オゾン層は、太陽光に含まれる有害紫外線を吸収し、地球環境を維持するのに重要な役割を果たしています。

しかし、冷蔵庫やエアコンの冷媒として使用されていた[※]クロロフルオロカーボンなどのフロンがオゾン層を破壊することが明らかになっており、南極上空では、オゾン層の濃度が薄くなる「[※]オゾンホール」も観測されています。

現状と課題

[※]オゾン層破壊物質については、既に生産が中止されていますが、有害紫外線による環境への影響が懸念されています。[※]

また、過去に生産された冷蔵庫やエアコンなどの機器に[※]オゾン層破壊物質が充填されたまま存在しています。この[※]オゾン層破壊物質の回収・処理を促進することが重要です。

【施策の方向性】

(1) 事業者・市民への、回収に向けた周知を行います。



4 海洋汚染

海洋汚染とは、海洋の汚濁・汚染のことであり、タンカー事故などによる油の流出や廃棄物の投棄などによる生態系破壊などをいいます。

海洋汚染については、全世界的な条約などにより規制が実施されています。

現状と課題

本市は、海洋から豊かな水産資源とレジャーなどの活動や憩いの場を与えられ、特にこの恩恵に浴してきました。

海と関わりの深い地域だけに、率先して海洋汚染の防止対策を推進しなければなりません。

【施策の方向性】

- (1) 関係機関と連携し海洋汚染防止に努めます。
- (2) 海洋汚染に係る情報を収集し、市民への提供を実施します。



第 4 節 生活環境

生活環境の分野は、典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下）、廃棄物、有害化学物質、光害、愛玩動物など、生活に直接関係する分野です。

市民アンケートにおいても、市に対して最も実施してほしい環境施策として、犬のフン対策・ポイ捨ての防止・空き地の管理といった身近な環境の向上が求められています。

市民にとって、最も基本的な生活環境を良好な状態で維持できるよう、市民・事業者・市が一体となって各種の施策や事業を推進していかなければなりません。

また、近年多発している[※]光化学オキシダントによる健康などへの影響については、発生時の迅速かつ的確な対策を講じなければなりません。



1 廃棄物

近年の廃棄物処理をとりまく状況は大変厳しく、ごみ排出量の増大やごみの質の多様化は、最終処分場の不足、施設整備の困難性などとあいまって、全国的に深刻なごみ問題を引き起こしており、ごみの発生抑止は急務となっております。

現状と課題

ごみの発生を抑止するためには、ごみになるものは断る（リフューズ）、ごみを減らす（リデュース）、繰り返し使用する（リユース）、再生して利用する（リサイクル）の4Rを推進することが重要です。

また、一層の再資源化を進めるため、資源ごみの分別徹底を図り、再生利用を進めることが重要です。

国においても、循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月閣議決定）において、環境の保全を前提とした循環型社会の形成などの取組みを充実・強化することとされています。

本市における1人1日あたりのごみ排出量は、996gであり、ごみ処理基本計画の目標（平成22年度：1,110g）を達成していますが、引き続き削減に取り組む必要があります。

不法投棄については、山間部や海岸といった回収困難な場所への悪質なケースが増加しており、これまで以上に、パトロールの強化や警察等関係機関との連携の強化などによる不法投棄対策が必要です。

また、海岸線の環境美化を推進するため、海岸漂着ごみ対策の強化も必要です。

 **ごみを減らすための4つのキーワード** 

<i>Reduce</i> (リデュース) ごみを減らす	<i>Refuse</i> (リフューズ) ごみになるものは断わる
<i>Reuse</i> (リユース) 繰り返し使用する	<i>Recycle</i> (リサイクル) 再生して利用する



ごみの排出量の推移

(市廃棄物リサイクル課資料より)

		H 1 8	H 1 9	H 2 0
①年間収集量 (t)		15,109	14,638	14,159
	燃やせるごみ	9,871	9,762	9,591
	燃やせないごみ	1,428	1,251	1,078
資源ごみ	古紙	2,032	1,932	1,821
	空缶	282	262	261
	ペット・プラ容器包装	861	852	842
	びん	547	525	505
	古着・古布	59	54	61
	廃乾電池	29	0	0
1人1日平均排出量 (g)		667	655	640
1世帯1日平均排出量 (g)		1,590	1,538	1,474
②年間直接搬入量 (t)		8,764	7,837	7,891
	燃やせるごみ	6,332	5,748	5,800
	燃やせないごみ	1,684	1,548	1,670
	古紙	748	541	421
総計 (①+②) (t)		23,873	22,475	22,050
可燃(焼却)・不燃(破碎・埋立)ごみ量		19,315	18,309	18,139
排出量対比(%) (H17年度100)		98.98	93.82	92.95
資源ごみ排出量		4,558	4,166	3,911
総量のうち資源ごみの割合 (%)		19.09	18.54	17.74
1人1日平均排出量 (g)		1,054	1,006	996
1世帯1日平均排出量 (g)		2,512	2,361	2,295
年間総排出量対比(%) (H17年度100)		99.27	93.46	91.70

1人1日あたり

50gごみを減らすと
不燃ごみ最終処分場が
5年延命できます。

【50gの目安】



レジ袋5枚



350ml アルミ缶3本

【施策の方向性】

- (1) 4R〈リフューズ（断る）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）〉を促進します。
- (2) ごみの減量化と分別収集、再資源化の一層の推進と徹底を図ります。
- (3) 市民のごみ問題に対する意識の高揚と実践活動促進のため、生ごみ処理機の助成や普及啓発活動に積極的に取組みます。
- (4) リサイクル拠点施設を設置し、リユース（再使用）を促進します。
- (5) 不法投棄や不適正処理の防止のため、[※]環境パトロールの強化や警察等関係機関と連携した取組みを強化します。
- (6) 学校などでの環境教育の普及に努めます。
- (7) マイバッグ持参運動の推進を図ります。
- (8) 環境清掃指導員と協力し、地域からのごみの適正排出を図ります。
- (9) [※]しまねエコショップ制度の普及を図ります。



2 大気汚染

工場や事業所、家庭生活における自動車からの排気ガスや野焼きなどによって排出される有害物質が原因で大気が汚染されることをいいます。

※

近年では、光化学反応により生成された酸化性物質「光化学オキシダント」が増加する大気汚染事象が知られています。

現状と課題

本市の大気汚染の状況は、浜田合同庁舎一般環境大気測定局の測定結果によると、概ね良好な状態が維持されているものの、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質は環境基準値を超える状況もみられます。

アスベストは、損傷・劣化などにより繊維が飛散するおそれがある場合には、除去などの適切な処置を検討する必要があります。

また、事業所や家庭からの一般廃棄物や農作業などに伴う雑草の野焼きによる煙や臭いの苦情も多くあり、適正処理の周知や指導などの対応が必要です。

※

光化学オキシダント（Ox）測定結果（浜田合庁測定局）

（島根県 平成 19 年度大気汚染測定結果報告書）

昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.12 ppmを超えた日数	昼間の1時間値の最高値
(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(日)	(ppm)
366	5485	0.043	126	1	0.129

※ 浮遊粒子状物質（SPM：年間値）（浜田合庁測定局）

（島根県 平成 19 年度大気汚染測定結果報告書）

種別	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数	日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数	日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無
	(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(日)	
一般環境	366	8773	0.023	5	4	有
自動車排ガス	363	8725	0.029	9	4	有

【施策の方向性】

- (1) 島根県など関係機関と連携し、各種有害物質測定値を把握し、市民への適切・迅速な情報提供に努めます。
- (2) ノーマイカー・デーの実施などによる公共交通機関の利用を促進します。
- (3) エコドライブの指導・啓発（エコドライブ教習会やアイドリング・ストップ運動など）を実施します。
- (4) 低燃費車や低公害車（※ハイブリッド車など）の導入の促進や普及啓発に努めます。
- (5) 野焼きなど屋外燃焼行為について、指導・啓発を実施します。
- (6) アスベストによる被害を防止するための対策を講じます。

3 水質汚濁

家庭から排出される生活排水や工場、事業所から排出される工場排水などにより、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋などに流れ込み水質が悪化することをいいます。

現状と課題

本市では、下府川・浜田川・周布川・三隅川の4つの主な河川が日本海へ注いでおり、また、江の川にも支流が流れています。

これらの川を水道水源として使用しているため、飲料用として安全かつ安定確保が絶対的条件であり、それを確保できる施策が必要です。

水質問題については、市民・事業者アンケートにおいても、ごみ問題と並び、最も関心の高い環境問題の一つとしてあげられており、子どもたちが身近な河川で遊べるような環境づくりが求められています。

事業所はもちろん、家庭の生活排水を含めた汚水処理の促進が、公共用水域の水質浄化にとって不可欠です。

なお、本市では、ゴルフ場経営者と締結した環境保全協定に基づき、定期的な水質検査結果の報告を受けるとともに、必要に応じた調査を実施しています。

河川のBOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準達成状況（BOD75%値）

（平成20年度 公共用水域及び地下水水質測定結果 島根県環境生活部より）

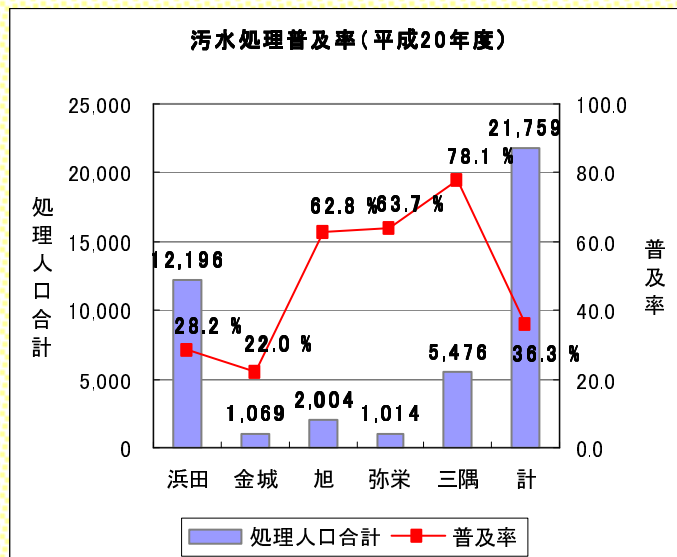
水域名		類型	基準値	H15	H16	H17	H18	H19	H20
浜田川	上流	AA	1mg/ℓ	<0.5	0.6	0.6	<0.5	0.6	0.5
	下流	A	2mg/ℓ	1.8	1.5	2.1	1.6	1.2	0.9

※ 類型〈生活環境の保全に関する環境基準〉
6 類型（AA・A・B・C・D・E）の内、
浜田川上流は最上位、下流は上位2番目に指定

汚水処理普及率（平成20年度）

（下水道課資料より）

自治区	処理人口 合計	普及率
浜田	12,196	28.2%
金城	1,069	22.0%
旭	2,004	62.8%
弥栄	1,014	63.7%
三隅	5,476	78.1%
計	21,759	36.3%



（内訳）

自治区	行政人口	公共下水道		農業集落排水		漁業集落排水	
		処理人口	接続人口	処理人口	接続人口	処理人口	接続人口
浜田	43,298	1,915	981	1,451	902		
金城	4,849	0	0	0	0		
旭	3,189	1,149	971	372	185		
弥栄	1,593	0	0	701	674		
三隅	7,015	2,329	1,682	1,499	887	986	889
計	59,944	5,393	3,634	4,023	2,648	986	889
普及率		9.0%	67.4%	6.7%	65.8%	1.6%	90.2%

自治区	コミ・プラ 処理人口	合併浄化槽			
		浄化槽設 置整備	浄化槽市町村 整備推進	個別排水 処理	その他
浜田	1,791	1,259	0	38	5,742
金城	0	516	0	0	553
旭	0	247	205	0	31
弥栄	0	139	133	0	41
三隅	0	117	275	0	270
計	1,791	2,278	613	38	6,637
普及率	3.0%	3.8%	1.0%	0.1%	11.1%

【施策の方向性】

- (1) 公共下水道事業、集落排水事業及び個別浄化槽整備事業など、地域に応じた汚水処理の手法により下水道の整備を推進します。
- (2) 地域内の事業所や一般家庭に対する下水処理施設への早期つなぎ込みを促す啓発活動を実施します。
- (3) 家庭から排出される生活排水の現状と汚水処理の必要性について、啓発活動を実施します。
- (4) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替えを推進します。
- (5) 事業所排水について、必要に応じて関係機関との連携を図ります。また、水質改善方法の指導を実施します。
- (6) 水質検査対象河川の BOD（生物化学的酸素要求量）などが、生活環境の保全に関する環境基準値を超えないよう、関係機関と連携を図り監視します。
- (7) 農・畜産系排水について、島根県など関係機関と連携を図り、肥料や農薬の適正な使用・保管についての指導を実施します。
- (8) ゴルフ場における、農薬などによる水質汚濁を防止するための定期的な水質検査の実施や、必要に応じた指導を行います。

○ 平成 30 年度までに、
汚水処理にかかる普及率を 50% にします。



4 騒音・振動

騒音は、人それぞれの主観的な判断によるところが大きく、特定建設工事などから発生する音の他、個々で耳障りと感じられる音であれば騒音となり得ます。

また、振動は、工事や事業活動、日常生活の作業などにおいて発生した地面の揺れが周囲に広がることにより、不快感を与えることをいいます。

現状と課題

本市における騒音や振動については、特定工場や特定建設作業に伴う規制地域が指定されており、設備・機械などの性能の進歩や届出の徹底などにより、事業者は基準の遵守に努められています。

しかし、深夜営業に伴う騒音など近隣の騒音については、多くの苦情が寄せられており、大きな問題となっています。

なお、自動車騒音については、国道9号における常時監視検査の結果、概ね環境基準値以下となっています。

騒音に係る環境基準（一般地域） （環境基本法に基づく告示より）

地域の 類型	基準値		該当地域
	昼間	夜間	
AA	50dB 以下	40dB 以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	55dB 以下	45dB 以下	専ら住居の用に供される地域
B	55dB 以下	45dB 以下	主として住居の用に供される地域
C	60dB 以下	50dB 以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

時間の区分 昼間：6時～22時まで 夜間：22時～6時まで

平成 20 年度 島根県自動車騒音監視結果

(市別評価)

昼夜とも環境基準を満足した割合は、江津市、益田市、雲南市及び大田市で 100%、出雲市及び浜田市で 99%超であり、これらの市では環境基準の達成率は高かった。

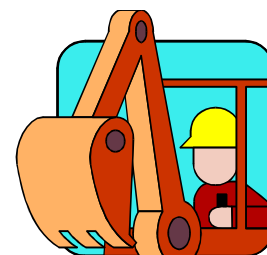
安来市は、昼夜とも環境基準を満足した割合は 74.7%であり、他の市に比べて環境基準の達成率は低かった。

表 2 (3) 評価結果概要 (市別) (%)

市名	昼間・夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過
安来市	74.7	2.5	0.0	22.8
松江市	99.9	0.0	0.1	0.0
出雲市	99.9	0.0	0.1	0.0
江津市	100.0	0.0	0.0	0.0
浜田市	99.7	0.0	0.3	0.0
益田市	100.0	0.0	0.0	0.0
雲南市	100.0	0.0	0.0	0.0
大田市	100.0	0.0	0.0	0.0

【施策の方向性】

- (1) 特定工場や特定建設作業については、届出の徹底及び規制値の遵守と静穏性の保持に努めるよう指導を行います。
- (2) 自動車騒音について、道路管理者に対し、排水性舗装や遮音壁の設置などの働きかけを行います。
- (3) 深夜騒音や生活騒音に対しては、公共マナーの徹底と近隣への配慮についての普及啓発を実施するとともに、悪質なケースは、警察など関係機関と連携した対策を実施します。



5 悪臭

悪臭とは、いやな「におい」、不快な「におい」のことをいいます。工場及び事業所などの事業活動から発生する場合や、ペットの糞尿、浄化槽の整備不良など、日常生活から発生する場合もあります。

現状と課題

本市では、悪臭防止法による規制地域が指定されており、過去には、規制基準値を超える事案も発生しています。

しかし、悪臭は、季節や天候、風向きなどの影響も受けるため、規制基準値を超えているかの検査も困難であり、長年にわたって苦情が継続している案件もあります。

また、日常生活から発生する廃棄物や動物の臭い、側溝や水路からの悪臭に伴う苦情も増加しています。

【施策の方向性】

- (1) 悪臭防止法に基づき、規制地域における、規制値の遵守に関する指導を行います。
- (2) 規制基準値超過の事業所などに対して、施設の改善と悪臭防止策の実施を指導します。
- (3) 規制地域外の地域や一般家庭・事業所などから発生する悪臭については、公共マナーの徹底と環境への配慮について、普及啓発を実施します。

悪臭物質のにおいの特徴と主要発生源事業場

(四訂版 ハンドブック悪臭防止法より抜粋)

物質名	においの特徴	主要発生源事業場
アンモニア	し尿のようなおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	腐ったたまねぎのようなおい	パルプ製造業、化製場、し尿処理場等
硫化水素	腐った卵のようなおい	畜産農業、パルプ製造業、し尿処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツのようなおい	パルプ製造業、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル		
トリメチルアミン	腐った魚のようなおい	畜産農業、化製場、魚腸骨処理場、水産缶詰製造業等
アセトアルデヒド	青くさい刺激臭	化学工場、たばこ製造工場、魚腸骨処理場等
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド		
イソブチルアルデヒド		
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	
イソバレルアルデヒド		
イソブタノール	刺激的な醗酵したにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなおい	
メチルイソブチルケトン		
トルエン		
キシレン	ガソリンのようなおい	
スチレン	都市ガスのようなおい	化学工場、FRP製品製造工場等
プロピオン酸	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でん粉製造業等
ノルマル吉草酸	むれたくつ下のようなおい	
イソ吉草酸		

6 土 壤 汚 染

土壌に、健康に被害を与える化学物質などが蓄積された状態をいいます。

農用地については、汚染された土壌で育った農作物を間接的に摂取することにより、人の健康や生活環境に様々な影響を及ぼすケースもあります。

現状と課題

近年、健康へ被害を与えるレベルではないものの土壌汚染対策法に基づく指定基準値を超過した事例がありました。

現在も周辺住民への影響について、継続して水質検査を実施していますが、基準値超過はみられません。

今後も、引き続き関係機関と連携を図り、再汚染防止に向けた監視・啓発が必要です。

【施策の方向性】

- (1) 土壌汚染発生防止に向けた、普及啓発活動に取り組みます。
- (2) 土壌汚染が確認された場合は、島根県など関係機関と連携を図り、迅速な対処を行います。



7 地盤沈下

自然的・人為的な要因により、地盤が広い範囲にわたって徐々に沈んでいく現象をいいます。

公害問題となるのは、地下水の大量揚水や鉱物資源の採取、トンネル工事など的人為的要因による地盤沈下です。

現状と課題

本市では、小規模な陥没などの発生事例はありますが、公害問題となる地下水の大量揚水などに起因する人為的要因による地盤沈下は、これまで島根県への発生事例の報告はありません。

【施策の方向性】

- (1) 万一、発生した場合は、島根県など関係機関と連携を図り、迅速な対処を行います。



8 有害化学物質

化学物質は、様々な用途に有効性を持ち、広範に用いられていますが、その中には、生産・使用・廃棄の仕方によっては、人の健康や動植物の生態系に有害な影響を及ぼす有害化学物質といわれるものがあります。

現状と課題

最近では、ダイオキシン類をはじめとする[※]外因性内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）による、健康被害や環境汚染に関心が高まっています。

一般家庭においても、燃焼行為や除草剤の使用などにより、ダイオキシン類などの有害な化学物質の発生源となる場合があることから注意が必要です。

【施策の方向性】

- (1) 新しい知見に基づく化学物質の特性、毒性、排出実態についての情報収集や情報提供に努めます。
- (2) 島根県など関係機関と連携し、市民・事業者・市によるリスクコミュニケーション（環境リスクに関する情報の共有及び相互理解）を推進します。



9 光害

光害は、都市化や交通網の発達などによる屋外照明の増加により発生する害のことをいいます。

現状と課題

過度な夜間照明は、睡眠などの日常生活に影響を与えることがあります。

これら夜間照明による動植物の生態への影響や、車のヘッドライトによるホタルの生息への影響をもたらすことが指摘されており、適切な対策が必要です。

美しい星空や漁火などを楽しめる本市では、美しい夜間の環境保全が求められます。

【施策の方向性】

- (1) 光害についての啓発を行います。



10 愛玩動物

近年、犬や猫などを飼養する人が増えています。これらの動物は心豊かな生活にとって重要な存在であるとともに、少子高齢化や核家族化などに伴い、単なるペットから家族の一員として位置づけられるようになってきました。

現状と課題

飼養する人の増加に伴い、早朝や深夜の鳴き声や糞尿などの放置、放し飼いなどの苦情が増加しており、トラブルとなる事例が発生しています。

飼い主には、動物の健康及び安全を保持するよう努めるとともに、飼養及び管理を適切に行うことが求められます。周囲に迷惑を及ぼすことのないよう、社会的責任を十分に自覚し、適切な管理を行うことが必要です。

また、動物愛護（命の大切さ）を、ともに考えていくことが大切です。

狂犬病予防注射実施率

	登録頭数	注射頭数	注射実施率
平成18年度	4,030	3,391	84%
平成19年度	3,937	3,645	93%
平成20年度	3,856	3,541	92%

【施策の方向性】

- (1) 動物の愛護及び管理に関する普及啓発を推進します。
- (2) 動物の遺棄防止、無責任な餌やりの制限などについて、広報などにより周知を図ります。
- (3) 犬の飼養者に対して、登録と狂犬病予防注射の実施を推進します。
- (4) 猫の飼養者に対して、繁殖制限と屋内飼養についての普及啓発を進めます。
- (5) 不適切に飼養する動物の飼い主に対し適切な管理を指導します。

○ 平成 26 年度までに、狂犬病予防注射実施率を 95% 以上にします。



第 3 章 自治区別環境配慮

この計画を進めるにあたっては、地域の大切な財産である美しい海、山、川、田園など農山漁村環境を守り育て、次代に継承するまちづくりを進めることが必要です。

また、単なる自然環境の保全に努めるだけでなく、環境への負荷の少ない循環型社会の推進、地球温暖化対策、景観形成の推進などにより、自然環境と社会基盤が調和した潤いのまちづくりを推進することが求められています。

このためには、各自治区における現状を踏まえ、地域特有の地域資源などを活かした取組みを推進することが重要であることから、以下に各自治区別の環境に関する現状を把握し施策の方向性を定め、自治区の実情に応じた施策を進めていきます。



1 浜田自治区

現状と課題

浜田自治区は、青い海と白い砂浜が織り成す海岸線と緑豊かな中山間地域の美しい自然環境に恵まれるとともに、中心部には市街地が形成されています。

市街地においては、住居をはじめ商工業施設や公共施設が集積しているものの、狭隘道路や公園など公共空間の不足による居住環境の悪化がみられます。住居や商工業施設の密集に伴い、騒音・悪臭・犬・猫などによる近隣公害による苦情も多く発生している現状にあります。

東部は、石見海浜公園や国府海岸などの豊かな自然海岸や国指定の天然記念物豊ヶ浦など貴重な文化財を有する地域であり、これらの資源の保全と有効活用の推進が重要です。

西部は、農用地や住宅地、森林などが混在する地域であり、自然環境との調和を重視した、優れた居住環境の形成が求められます。

中山間地域は、農地や森林が広がる豊かな自然を有する地域であり、これらの自然環境の保全と有効活用による景観的配慮が重視されます。また、貴重な野生動物や植生もあり、生息・生育環境の保全に努める必要があります。

山間部におけるごみの不法投棄や海岸線の漂着ごみなどについても、深刻な問題となっており、対策の強化が求められています。

また、将来にわたって緑豊かな森づくり、河川の環境美化活動を通じて良好な漁場づくりを展開し、水産物の安定供給を確保するため、「森づくりは海づくり事業」に取り組み、現在、全市に



広がっています。

下府川・浜田川・周布川といった主要河川においては、公共下水道事業や集落排水事業の実施、~~※~~合併処理浄化槽の設置促進などにより、河川の水質浄化が進みつつあるものの、さらなる水質浄化対策が必要です。

企業や事業所における温室効果ガスの排出量削減など環境保全活動の推進にあたっては、事業活動の活性化・発展が伴うような仕組みが不可欠です。

浜田市水揚高

(単位：t、千円)

年次	水揚量	水揚金額
平成17年	24,809	5,740,882
平成18年	24,455	6,541,620
平成19年	23,935	7,067,667
平成20年	23,109	6,952,656



資料：市水産課



【自治区における施策の方向性】

- (1) 美しい海や海岸線などの豊かな自然環境の保全に取り組めます。
- (2) 公共下水道整備などの汚水処理事業の推進や、つながり込みの促進による水質浄化を図ります。
- (3) 騒音・振動、悪臭について、規制地域における事業活動による基準値の遵守に関する監視を行います。
- (4) 大気汚染や水質汚濁などの各種公害対策について、島根県と連携し基準値の遵守に関する監視を継続します。
- (5) 貴重な野生動物や植生の保全に努めます。
- (6) 公園・道路の緑化などの整備を図ります。
- (7) アダプトプログラムなど市民主体のボランティア活動を支援します。
- (8) 不法投棄ごみ対策、海岸漂着ごみ対策を推進します。

〈参考事業〉

「校庭芝生化事業」

- ・モデル校 周布小学校 校庭

生涯を通じたスポーツの振興をするとともに、芝生による砂塵の防止、照り返しの抑制など生活環境の改善、景観美化や緑化の推進による地球温暖化対策も踏まえた校庭芝生化事業に取り組む。

平成 21 年度はモデル校として周布小学校校庭の芝生化を実施した。

今後は、モデル校の状況を踏まえた上で、市内の学校校庭の芝生化を推進していく。

2 金城自治区

現状と課題

金城自治区は、森林面積が 87%を占め、南に高く北に低い地形をなしています。中央部から北部にかけてはなだらかな丘陵地となっており、農業用地や住宅地としての開発適地が広がっています。

南部は西中国山地国定公園に指定された大佐山、雲月山を有する地域であり、ホタルが生息する清流、滝などの貴重な自然景観に恵まれ、登山、散策、溪流釣りのポイントとして生活に安らぎと潤いを与えています。

中央部は農村環境と居住環境が一体となった田園地域を形成しており、人口集積が進んだ地域となっています。生活廃水対策として、農業集落排水事業を進めており、住環境の整備や水環境の保全に努めています。また、いちご、ぶどう栽培をはじめとする農用地の開発が進められており、いくつかの企業も立地されています。

北部には豊富な湯量と泉質を誇る 2 つの温泉や休養施設、ゴルフ場、乗馬牧場等森林空間を利用した憩いの場があり、いずれも森林資源などの自然環境に恵まれた地域となっています。

このような環境にあって、治山治水、水源涵養、大気の浄化、動植物の生態系の維持、二酸化炭素の吸収源等多面的な機能を有する森林は、過疎化や高齢化の進行により荒廃が進んでおり、その維持、保全が求められているため、森林保全事業を継続して実施する必要があります。

※かんがい用水として重要な役割を果たしている河川は、江



の川、敬川、浜田川、周布川、下府川の5つの水系を有しており、一部は簡易水道の水源としても利用されています。

しかし、近年、生活環境の変化や企業からの排水により水質汚濁の問題が発生しており、農業集落排水事業の実施や合併浄化槽の設置促進などにより、河川の水質浄化に努める必要があります。

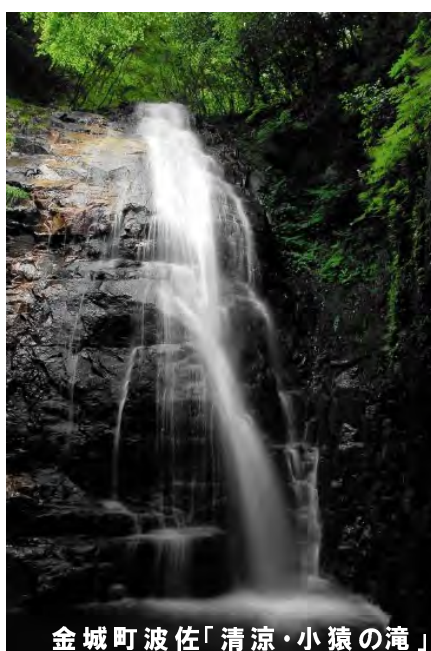
併せて、ホタルが生息する清流の生態系維持のため、車による光害の対策を講じる必要があります。

また、中央部においては悪臭の発生により、住環境への影響が出てきており、監視体制を強化するなど対策を講じる必要があります。

不法投棄については、確認件数は減少傾向にありますが、回収困難な場所への悪質な不法投棄が増加しており、深刻な問題となっているため、パトロールの強化や啓発活動の推進など対策の強化が求められています。

また、愛玩動物の糞などの放置やタバコ、空き缶等のポイ捨てが後を立たない現状にあります。

周囲に迷惑をかけないために飼い主に対するモラル向上の取り組みや環境美化意識の向上のための具体的な取り組みを早急に変更していく必要があります。



金城町波佐「清涼・小猿の滝」

【自治区における施策の方向性】

- (1) 雲城山市有林や堂床山生活環境保全林などの森林機能の維持、保全のために育林管理を関係機関と連携して行います。
- (2) 水環境の保全のために、農業集落排水事業を計画的に実施します。

浜田川、下府川などの水質汚濁については、水質検査を実施するとともに、基準値を超えた場合は原因究明を行い、水質浄化に努めます。
- (3) ホタルをはじめとする貴重な動植物の生態系維持のための啓発活動を実施します。
- (4) 悪臭については、事業活動による基準値が遵守されるよう監視を行います。
- (5) 不法投棄については、パトロールの強化や啓発活動を行うとともに、悪質な投棄が多発している国道 186 号や農道沿いに監視カメラを設置し防止に努めます。

また、環境美化意識の向上のために啓発看板を設置し、糞害やポイ捨て防止に努めます。

〈参考事業〉

「美又温泉地区クールアースデーの取組み」

・実施主体 美又温泉観光振興会・美又地区有志店舗
全国的な取組みである「CO2削減/※ライトダウンキャンペーン」に併せて、平成 21 年 6 月 21 日、7 月 7 日（クールアースデー）の 2 日間、美又温泉観光振興会を中心に 15 施設が一体となってライトダウンを実施した。ライトダウンによる地球温暖化対策の取組みだけでなく、ホタル鑑賞会などを実施し、家古屋川の自然に触れることにより、環境保全の啓発を行った。

3 旭自治区

現状と課題

旭自治区は総面積の約 85% が山林原野で占められ、四方を中国山地から分岐する山並みで囲まれているほか、中央は山稜が東西に縦走して地形を二分しています。山あいが狭く、谷間を縫って流れる江の川水系の源流域では、谷から山に続く傾斜地に棚田や集落が展開する美しい農村景観と豊かな自然環境に恵まれています。

南部は、県境にある 1,000m 級の山々が西中国山地国定公園に指定されており、溪流釣り・山菜採り・ハイキング・キャンプ・スキーなど、四季を通して自然と触れ合うことができる場所が身近に点在し、人々にやすらぎと豊かな恵みをもたらしています。一方で、過疎化・高齢化の進行が著しく、耕作放棄地が広がる傾向にあるほか、集落の維持が困難な状況となっています。

北部は、比較的丘陵地帯であることと、日本海から吹き上げる気流の影響を受けて南部より温暖で積雪量が少ないことから、早くから農用地の開発や整備が取り組まれ、自然の特性を活かした赤梨栽培をはじめとする農業振興が進められています。また、浜田自動車道の沿線には、快適で住みやすい社会環境を目指した福祉施設をはじめとする島根あさひ社会復帰促進センター、若者向け住宅団地など、広範囲な公共施設整備の充実が図られ、利用価値の高い計画的な開発が進められています。

森林は、人工林率が 35% と高く、生育は良好な森林も見られますが、全体的には手入れ不足による過密林が増えているため、森林の公益機能が低下しないよう早



急な対策が必要となっています。

河川は、水質向上のため、下水道・農業集落排水の整備促進及び合併処理浄化槽の普及を図り、快適な住環境の確保が求められています。

不法投棄は減少の傾向にありますが、依然としてポイ捨てが後を絶たない状況にあるため、常に監視体制が必要となっています。



【自治区における施策の方向性】

- (1) 八戸川、都川川、家古屋川、白角川、来尾川の 5 河川の源流域であることに誇りと責任を持ち、下流域との共存共栄を常に意識し、地域の 85% を占める森林の公益的機能の強化と清流の保全及び豊かな自然環境の維持に努めます。
- (2) 日本の棚田百選に選ばれた都川谷地区の石垣田をはじめとして、各地区に点在する美しい景観を有する棚田は、先人が残してくれた貴重な農村文化の宝物として保護に努めます。
- (3) 森林の管理と治山・治水の一体的推進により災害予防に努めます。
- (4) 農産物の地産地消の推進及び市民農園などの整備推進により、耕作放棄地の拡大を抑制します。
- (5) ごみ減量化やリサイクルの推進により、環境に優しい資源循環型社会づくりに努めます。
- (6) 市道や林道などへのポイ捨てや不法投棄防止のため、地域ぐるみでの監視体制の確立に努めます。

〈参考事業〉

「あさひ和田地区農業集落排水事業」

- ・ 計画人口 570 人
- ・ 計画個数 163 戸
- ・ 平成 21 年 8 月一部供用開始

旭町和田地区における一体的な汚水処理を行うため、あさひ和田地区農業集落排水事業を推進する。平成 21 年 8 月には、重富、本郷行政区の一部、62 戸、127 人を対象として供用が開始された。今後、平成 21 年度末完成予定として、水質汚濁防止、水辺の親水性の向上への取組みとして事業を進めていく。

4 弥栄自治区

現状と課題

弥栄自治区は、東西へ 11 km、南北へ 14.2 km、総面積 105.50k m²で、そのうち森林面積が 89.1k m²を占めています。中国山地沿いに「弥畝山」があり、起伏に富んだ山地は南西方向に低地となっています。

北部を流れる周布川、中央を南西に流れる三隅川がありその上流に中心地が形成され、標高 100～500m の間に農地や 27 の集落が点在しています。

全国的に見れば多雨地域で、積雪は平野部に比べ多いものの、近年は地球温暖化の影響などにより比較的少なくなっている状況です。

近年増加するごみや家庭などからの排水による河川の汚れなど、環境汚染が身近な社会問題となっています。

ごみの増加・多様化に対し生活を見直し、分別収集の徹底、資源の再利用の促進などによる減量化、資源化を進めていく必要があります。また、河川・山林などの不法投棄ごみの防止・回収に努めていく必要があります。

し尿処理については、汲み取り式から、[※]合併処理浄化槽への転換を図り、衛生的な地区を推進する必要があります。

生活排水処理については、住宅や事業所が集まっている地域を農業集落排水施設により対処し、住宅などが点在する地域では、[※]合併処理浄化槽の普及を図り、河川の水質浄化に努めることが重要です。

弥畝山にはブナの原生林や三隅川と周布川の源流である湿地帯があり、今も尚、昔のまま大切に保全されています。地球温暖化が叫ばれるようになった近年自然環境



学習の場として訪れる人が増えてきました。

弥栄の玄関口ともいえる十国トンネルを抜けると開放的な空間が広がり四季折々の花が道路沿いに植栽され、訪れる人達に心の安らぎを与えています。これも現状を維持しようとする住民の弛まない日々の努力と環境美化活動によるものです。

こういった、貴重な自然環境を今後も保全していくためには、学校や地域社会において、環境学習などを進め自然保護意識のより一層の高揚を図り、おいしい水、美しい緑と花々など、豊かな自然に囲まれた地区を目指すことが重要です。

また、自然環境を良好に保つことは、市民が将来にわたって健康で文化的な生活を営む上で、最も大切なことであるとともに、都市においては貴重な存在となった自然・田園環境の価値を見直し、さらにその価値を高めていくことは、今後の弥栄自治区の存在価値を高めていくことにつながります。



【自治区における施策の方向性】

- (1) 市民の環境汚染に対する意識の高揚を図り、公害の未然防止に努めます。
- (2) 弥畝山、三隅川、周布川などの自然環境、景観の保全を図ります。
- (3) 地域挙げての河川浄化を促進します。
- (4) 農薬や化学肥料などが、環境や健康に与える負荷の軽減に配慮した環境保全型農業を推進します。
- (5) 環境汚染を防止するため、農業集落排水の管理、[※]合併処理浄化槽の普及を図ります。
- (6) 地域ぐるみのごみの減量化と再生利用の促進を図ります。
- (7) 自然環境を保全するための地域住民の活動を支援します。

〈参考事業〉

「中山間地域に人々が集う脱温暖化の郷づくり」

研究開発プロジェクト

- ・ 事業主体 島根県中山間地域研究センター
- ・ 展開期間 平成 20（2008）年～平成 24（2012）年
（5年間）

2050年までに、中山間地域に総人口の5割・5千万人以上が居住し、国全体の二酸化炭素8割削減に寄与する持続可能な田園文明の実現可能性を、基本単位としての「郷」モデルにおけるエネルギー・食料・材料の複合循環型利用体系、環境マネジメントを担う人材育成体系、情報共有体系について試行・検証を踏まえてモデル提示を行う。

5 三隅自治区

現状と課題

三隅自治区は、本市の西側に位置し、東西に 15.7 k m、南北に 14.3 k m、総面積 128.55 k m²で、その内森林が 78%を占めています。

また、南側からは急峻な山が海岸線まで迫り、平地面積が乏しい地形となっています。

しかし、美しい海、美しい山、美しい川が織りなす自然景観は、古くから山紫水明の地として名高く、風光明媚な自然が、室谷の棚田や、石州和紙といった個性溢れるすばらしい地域文化をつくり上げています。

春は、推定樹齢 660 年の大平桜が雪の小山のように花をつけ、三隅公園は約 5 万本のツツジの甘い香りで包まれます。夏は、田ノ浦海岸で海水浴客の歓声が響き、秋は、室谷の棚田で刈り入れが行われ、平原では西条柿の収穫を祝い石見神楽が舞います。冬は、高城山の足元に雲海が広がり、大麻山神社に初詣の参拝客が列をつくります。

一方、過疎化・高齢化が著しく進み、限界集落、危機的集落化が影を落とし、耕作放棄地が点在する状況となっています。

河川は中央を二級河川の三隅川、東に折居川、西に岡見川が日本海に注ぎ、豊かな水は、[※]がんがい用水として利用されていることから、水質の浄化及び保持のため各種下水道施設及び、[※]合併処理浄化槽の設置促進がより求められています。

近年は、特に自然環境を破壊しかねない不法投棄が後を絶たない状況となっており、不法投棄物の処理及び[※]環境パトロールの強化が必要となっ



ています。

美しい海岸線は毎年 7 月上旬から多くのボランティアの方々により、漂着ごみの清掃・回収が行われていますが、キャンプに訪れる人々の出すごみについては、分別ができていないものもあり回収に苦慮しており、ごみの持ち帰りや分別の啓発、指導をより積極的に行う必要があります。



三隅町矢原「三隅大平桜」

【自治区における施策の方向性】

- (1) 市民一人ひとりが取り組めるごみの減量化と資源のリサイクル化を推進します。
- (2) 自然環境の保全に取り組む環境ボランティア活動を積極的に支援します。
- (3) 河川の水質悪化を防ぐため、各種下水道の利用促進及び施設管理に併せ、水道未普及地域の生活用水の確保と、地下水の水質保全を図る目的をも含めた[※]合併処理浄化槽の普及促進に努め、快適な環境づくりを進めます。
- (4) 地域の環境汚染に対する意識の高揚を図り、公害の未然防止に努めます。
- (5) 不法投棄ごみ対策、海岸漂着ごみ対策を推進します。
- (6) 三隅発電所の立地地域であり、エネルギーの供給拠点であるとともに、省エネ技術への[※]取り組みを推進するなど、島根県や関係機関と連携し、低炭素社会を目指します。

〈参考事業〉

「みず澄まし三隅環境保全啓発活動事業」

- ・事業主体 みず澄まし三隅

ふるさとの大切な資源である「三隅川」流域で、市や民間団体が一緒になって、イベントを行い、一人でも多くの人に自然環境へ関心を持ってもらい、水質汚濁防止、水辺の[※]親水性の向上といった「水環境」に関する啓発を行う。

平成 20 年は、みすみ川フェスタでの水棲生物観察会や弥栄のグリーンツーネットと共催でブラックバス釣り大会などの事業を行った。

第4章 主体別環境配慮

この計画の推進にあたっては、市民・事業者・市など全ての主体が、環境に負荷を与えないライフスタイルや事業活動へ行動様式を変えて、環境に配慮した行動を実践していかなければなりません。

また、環境に配慮した取組みの推進にあたっては、各主体がそれぞれの立場から主体的に取り組むことが不可欠です。

市民や事業者などは、浜田市生活環境の保全に関する条例に基づき、市が実施する施策に協力することが求められています。

このため、市民・事業者・市の主体ごとに環境配慮の方向を明らかにし、活動を促進します。



1 市民の環境配慮

《エコライフスタイルへの転換》

日常生活に起因する環境への負荷が増大しており、大量消費・大量廃棄型経済社会の改善が必要です。

このため市民は、市と協働して環境保全の推進に向けた取組みを実施するとともに、生活環境の保全に関する意識を高め、自らの生活行動を地域の環境に配慮したものとするよう努めるものとします。

また、人間と環境との関わりについて理解を深め、地球温暖化対策や循環型社会構築に向けた「地産地消」の取組みなど、日常生活に起因する環境への負荷の低減や身近な環境をより良いものにしていくための行動を、自主的・積極的に進めるとともに事業者や市と協力・連携するよう努めるものとします。

この計画に掲げる施策の方向性に基づく取組みの実施に努めるものとします。

なお、滞在者などについても、市民と同様に自ら地域の環境保全に努めるとともに、市が実施する施策への協力に努めなければなりません。



<家庭での取組み 事例>

- ・ 市と協働し、環境に関する具体的施策を実施する。
- ・ 電気、ガス、水道などの節約に努める。
- ・ 住宅の建築などに当たっては、省エネ型資材の使用や太陽エネルギーの利用に努める。
- ・ 生活排水による水質汚濁を防止するため、公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置に努める。
- ・ 再生商品や、詰め替え、再利用が可能な商品を選択する。
- ・ 生ごみの自家処理に努める。
- ・ マイバグの持参や過剰包装の辞退に努める。
- ・ 浜田市生活環境の保全に関する条例を遵守する。
- ・ 公共交通機関や自転車など環境への負荷の少ない交通手段の利用やエコドライブの実施に努める。
- ・ 自動車の購入の際は、低燃費車や低公害車を選択するよう努める。
- ・ 宅地内緑化など身近な緑を増やすことに努める。
- ・ ごみの野焼きはしない。
- ・ 周辺住民へ迷惑にならないように騒音・振動に配慮する。

<地域での取組み 事例>

- ・ 地域での緑化活動、リサイクル運動、環境美化活動などに積極的に参加する。
- ・ 文化財の保護、歴史的街並みなどの景観の保全に協力する。

2 事業者の環境配慮

《省資源・省エネルギー型事業活動の推進》

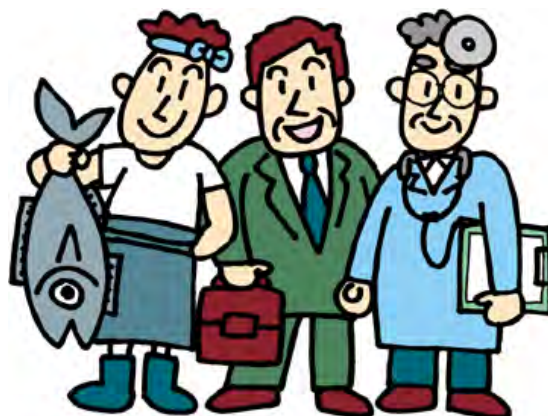
環境への負荷の少ない持続可能な社会を形成する上で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動を見直すためには、事業者の取組みが重要です。

また、農林漁業の生産活動については、豊かな自然環境を活用するとともに、環境の保全にも配慮する必要があります。

このため事業者は、市と協働して環境保全の推進に向けた取組みを実施するとともに、その事業活動を地域の環境と調和したものとするために、省資源・省エネルギー型事業活動の推進など、必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

また、様々な事業活動に際して公害防止をはじめ環境保全への配慮を自主的・積極的に進めるとともに市民や市と協力・連携するよう努めるものとします。

この計画に掲げる目標達成のための具体的施策に取り組むよう努めるものとします。



＜事業活動での取組み 事例＞

- ・ 市と協働し、環境に関する具体的施策を実施する。
- ・ 従業員に対する環境教育を実施し、環境に配慮した組織体制にする。
- ・ 事業活動と環境との関わりを把握し、環境への負荷の低減に努める。
- ・ 省エネルギーに努め、環境へ負荷の少ない新[※]エネルギーの導入に努める。
- ・ 廃棄物の減量化を図るとともにリサイクルに努める。
- ・ 事業所で発生する一般廃棄物は市の分別収集に協力する。
- ・ 汚水による環境負荷を可能な限り低減し、河川・湖沼・海域の汚濁や汚染を防止する。
- ・ 汚水などの地下浸透の防止に努め、地下水や土壌の汚染を防止する。
- ・ 雨水の利用に努め、貴重な水資源として大切に使う。
- ・ 自動車利用の合理化を図り、走行量の抑制に努める。
- ・ 自動車の購入の際は、低燃費車や低[※]公害車の積極的な導入を図る。
- ・ 施設の緑化により緑豊かな空間を創造する。
- ・ 地域で行われる緑化活動、リサイクル活動、環境美化活動などの環境保全活動に自主的積極的に参加する。
- ・ 県や市が実施する環境保全施策に協力する。
- ・ しまねエコショップの認定取得に努める。
- ・ 環境の保全に配慮した農林漁業に取り組む。

3 市の環境配慮

《環境に関する施策の総合的・計画的な推進》

地域の自然的・社会的条件に応じて、取組みの目標・方向の設定、各種制度の設定や社会資本整備などの基盤づくりが必要です。

このため市は、良好な生活環境を保全するための総合的施策を策定し、これを計画的に実施します。

市民や事業者に対して、普及・啓発、指導・助言、規制・誘導などの対応を状況に応じて行うとともに、市民や事業所と協力・連携して、この計画に基づく環境への取組みを積極的に推進し、多様な施策を地域において総合的に展開します。

また、地域の中で大きな役割を占める市が率先して取組むことが、市民や事業者に対する意識改革のきっかけに大きな影響を与えることから、環境に配慮した事務事業の実施に取組みます。



＜市における事業者としての取組み 事例＞

- ・ 職員に対する環境教育を実施し、環境に配慮した組織体制を構築する。
- ・ 各種事業と環境との関わりを把握し、環境への負荷の低減に努める。
- ・ 省エネルギーに努めるとともに、施設改修にあたっては、環境への負荷の少ない設備の導入や新エネルギーの導入に努める
- ・ 廃棄物の減量化を図るとともにリサイクルに努める。
- ・ 公用車利用の合理化を図り、走行量の抑制に努める。
- ・ 公用車の購入の際は、低燃費車や低公害車の積極的な導入を図る。
- ・ 物品購入に際し、環境に配慮したグリーン購入を図る。
- ・ 施設の緑化により緑豊かな空間を創造する。
- ・ 地域特性を考慮しながら、周辺の景観に配慮する。
- ・ 個々の職員は、地域で行われる緑化活動、リサイクル活動、環境美化活動などの環境保全活動に自主的・積極的に参加する。



第 5 章 計画の推進

この計画を自主的かつ積極的な取組みにより具体化するためには、市民・事業者・市から構成される推進体制を確立するとともに、この計画の進行管理と必要に応じた見直しが必要です。

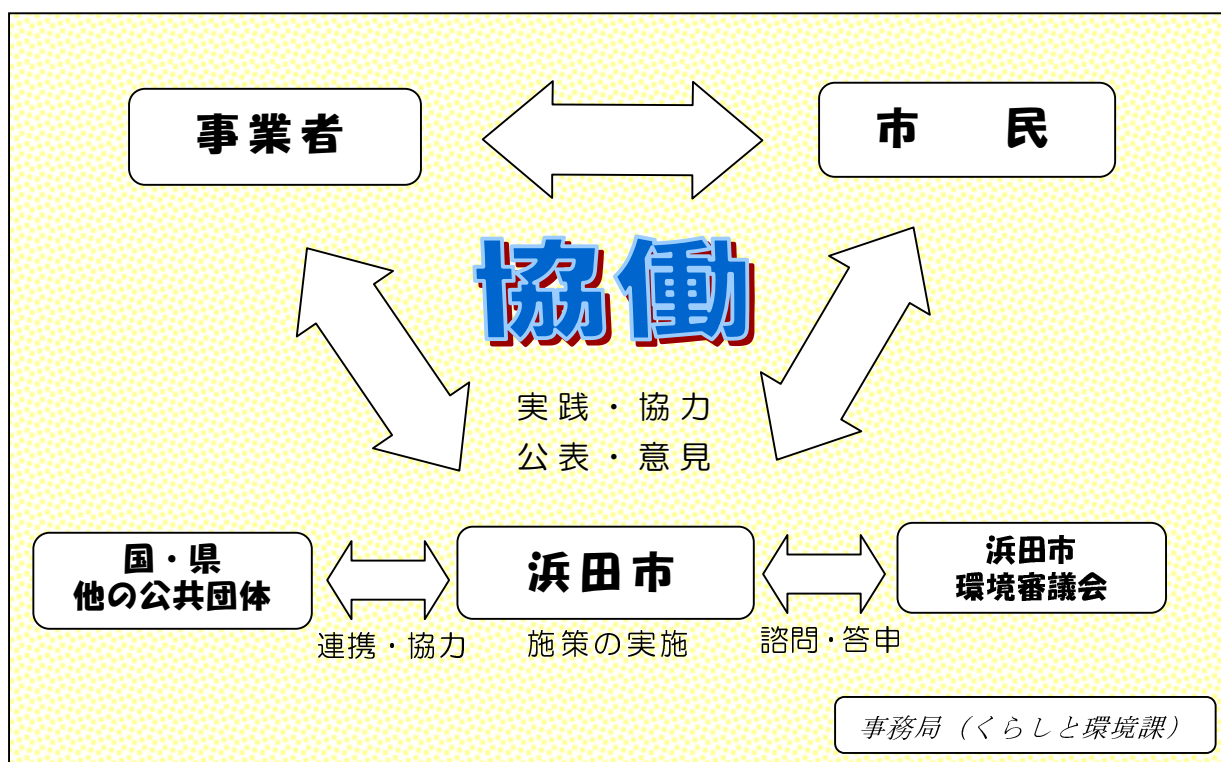
このため、市民運動の促進や学習と教育の充実、助成などの支援、環境情報の提供により、効果的に計画を推進していくことが求められます。



1 推進体制

この計画に掲げるテーマ「地域特性と自然環境を活かした潤いのあるまち」の実現に向けては、各項目ごとの具体的な施策の推進と、市民・事業者・市の自主的かつ積極的な取り組みによる、計画策定後の実効性が重要です。

このため、計画策定後は、次のような推進体制により、進行管理と目標達成状況の検証・評価、必要に応じた計画の見直しを行っていきます。



(1) 市民・事業者・関係機関

① 市民・事業者

- ・ この計画に掲げた項目ごとの施策の推進に参加・協力します。
- ・ 環境に配慮した行動の実践に努めます。

② 浜田市環境審議会

- ・ 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項について、調査・審議します。
- ・ 環境基本計画の進捗状況その他必要な事項について審議し、市長に意見を述べます。

③ 国・島根県・他の地方公共団体

- ・ 環境に関する法令や指針などの情報提供や指導・助言を受けます。
- ・ 広域的取組みを要する施策の推進にあたっての協力を要請します。

(2) 庁内組織

① 環境審議会 幹事会

- ・ 環境審議会の所掌事務について委員を補佐します。

② 各部・課

- ・ この計画に掲げる各施策の実施及び実施状況の点検・報告をします。

(3) 事務局

① くらしと環境課

- ・ この計画に掲げる各施策の実施状況を取りまとめ、評価・公表します。
- ・ 国や島根県など関係機関や庁内関係部署との連絡調整、情報の収集・提供を行います。

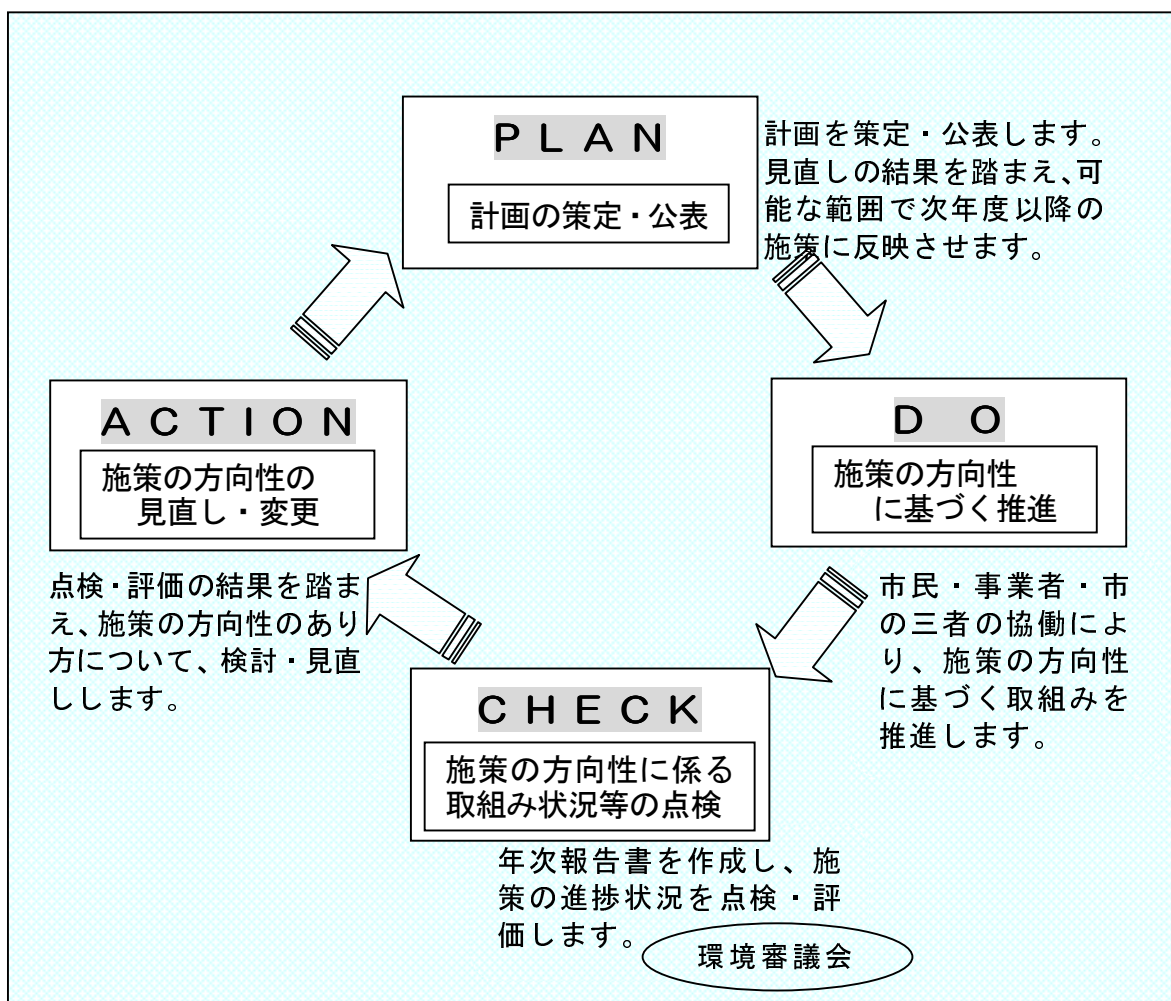
2 進行管理と見直し

この計画に基づく取組み状況を把握するためには、各項目における施策の方向性に係る取組み状況を定期的に把握する必要があります。

その取組み状況によっては、今後の施策の方向性の修正・変更が必要になってきます。

このため、次のような「P・D・C・Aサイクル」の考え方を取り入れた、各項目における施策の方向性の進行管理を行います。

なお、各項目の内、数値目標の設定のある項目については、目標に対する達成度を把握・点検し、進行管理に活用するものとします。



3 推進の方策

この計画に掲げる施策の方向性に向けた取組みを効果的に推進するには、市民をはじめ、事業者・市といった各主体がそれぞれの立場において、自主的かつ積極的な取組みを行うとともに、相互に協力・連携しながら、地域における取組みを実施することが不可欠です。

このため、次の方策に基づいた施策を展開します。



3-1 市民運動

現状と課題

市民一人ひとりが、環境の保全に関する意識を高め、自らの生活行動を地域の環境に配慮したものとするよう努めるとともに、市が実施する施策への協力が不可欠です。

滞在者においても、同様に市が実施する施策への協力が不可欠です。

また、事業者は、その事業活動を地域の環境と調和したものとするために必要な措置を講ずるよう努めることが重要です。

本市では、すでに様々な分野で環境活動に取り組まれている市民団体が数多くあります。今後、さらに活動が活発化されるような支援策が求められます。

【施策の方向性】

- (1) 市民運動を活発化するよう、各種情報提供に努めます。
- (2) 市民の自主的な環境保全に関する活動を支援します。
- (3) 市民活動グループや島根県立大学の環境サークルなどとの連携を図るとともに、活動を支援します。



3-2 学習と教育

現状と課題

(1) 地域学習

昨今、地球温暖化対策を始めとするさまざまな環境問題は、大きな社会問題となり、個人や家庭など個々によるエコ活動の取組みが始まっています。

また、公民館や市民組織においても、重要な活動の一つとなっています。

このような環境問題に対する活動が、より一層定着し、大きな活動となるためには、市民一人ひとりの意識啓発が重要になります。

また、子どもたちによる実践活動と連携した地域の取組みがより効果的であると考えられます。

今後、公民館活動や市民組織での活動など様々な機会を捉えて、環境保全の重要性や必要性をPRし、持続的な取組みを促進します。

(2) 学校教育

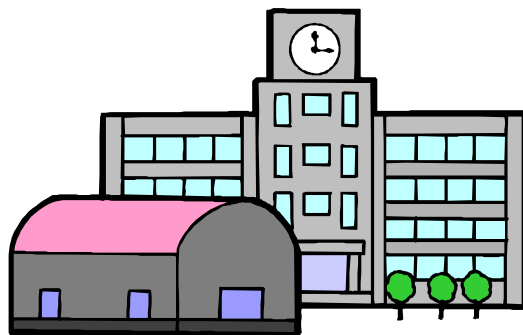
本市では、総合的な学習の時間などを活用して、地球規模での環境問題をテーマとした学習に積極的に取り組む学校や、ふるさとを考える学習を通して、浜田の海や地域の川について研究を行う学校など、各校とも積極的に環境教育に取り組んでいます。

学校における環境教育は、一部の教科のみで行われるのではなく、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間相互の関連を図り、学校の教育活動全体を通して総合的に行われるものです。

校内での取組みを進めるとともに、地域や家庭との連携を大切にしながら、環境教育の推進を図ることが重要です。

【施策の方向性】

- (1) 学校においては、社会科・理科・家庭科・総合的な学習の時間などで、地球環境問題を始めとするさまざまな環境学習に取り組み、児童・生徒の意識を高めます。
- (2) 「こどもエコクラブ」への参加を促進します。
- (3) 児童会・生徒会などの自発的活動を促進します。
- (4) 幼稚園や保育所に対し、カルタなどの環境教材を提供します。
- (5) 地域の自治会活動や公民館活動における環境学習への住民参加を促進します。
- (6) 子どもたちによるもったいない運動などの実践活動と連携した地域の環境保全活動を推進します。
- (7) 環境清掃指導員による、地域の環境保全活動を推進するとともに、率先的な環境リーダーとして地域内での指導をより強力に行っていただくため、指導員研修会の充実を図ります。



3-3 助成と支援

現状と課題

市民・事業者が積極的に環境への配慮行動に参加し、市と協働し環境施策を推進するためには、助成や支援が求められています。

【施策の方向性】

- (1) 国・県や民間の各種助成制度や支援制度を調査研究し、市の施策に積極的に活用するとともに、市民・事業者へ情報提供し、活用を促進します。
- (2) 新エネルギー[※]導入などに対する助成制度の導入を検討します。
- (3) 長年にわたる環境保全に関するボランティア活動などに対して、各種表彰への推薦を行います。



3-4 助言と地域推進

現状と課題

環境基準値や環境に関する規制を遵守し、公害の発生防止・早期解決を図るためには、市の適切な助言体制と市民による推進体制を整えることが必要です。

また、地域における具体的な施策の実施にあたって、市との連携を強化するために、環境清掃指導員の全地域配置が望まれます。

【施策の方向性】

- (1) 国や県と連携を密にし、環境基準の遵守や環境に関する規制の徹底を図り公害の発生を防止します。
- (2) 公害の早期解決を図るため、法令に関する知識と環境の専門知識に精通した人材を育成・配置するとともに、市が即時に適切な助言・指導が行えるよう環境パトロールの機能を強化します。
- (3) 各地域に環境清掃指導員を委嘱し、地域に根ざした環境配慮活動を展開し、地域の環境保全が保たれるよう地域住民による推進体制を組織します。



3-5 情報の提供

現状と課題

本市をはじめ、国・島根県などの環境に関するさまざまな情報を収集・把握し、市ホームページなどから容易に検索できるような仕組みが必要です。

【施策の方向性】

- (1) 市民運動が活発化するように、各種団体・グループに対し、各種情報提供に努めます。
- (2) 島根県立大学などの学生による環境サークルとの連携を図るとともに、活動を支援します。
- (3) 新エネルギー導入などに対する各種支援制度の情報を提供します。



資料編

1 浜田市の概要

位置・面積・地勢

浜田市は、県西部の日本海を望む位置にあり、東西 46.4km、南北 28.1km、東部は江津市と邑南町、西部は益田市、南部は広島県に隣接しています。

面積は 689.61K m² で、益田市に次いで島根県で 2 番目に広い面積を有しています。大部分が、丘陵地や山地で、中国山地が日本海まで迫り、切り立ったリアス式地形と砂丘海岸の織り成す海岸線は、優れた自然景観と天然の良港をもたらしています。

本市には、下府川、浜田川、周布川、三隅川などの主要河川が流れており、水源に恵まれ、河川の下流域には平地を形成し、市街地や農地が展開しています。

全体としてまとまった平地は少ないものの、多面的機能をもつ中山間地域をはじめとする豊かな自然に恵まれ、国土の保全や地下水のかん養など、環境に大きな役割を果たしています。また、二酸化炭素を吸収する森林面積の占める割合が高いという特徴もあります。

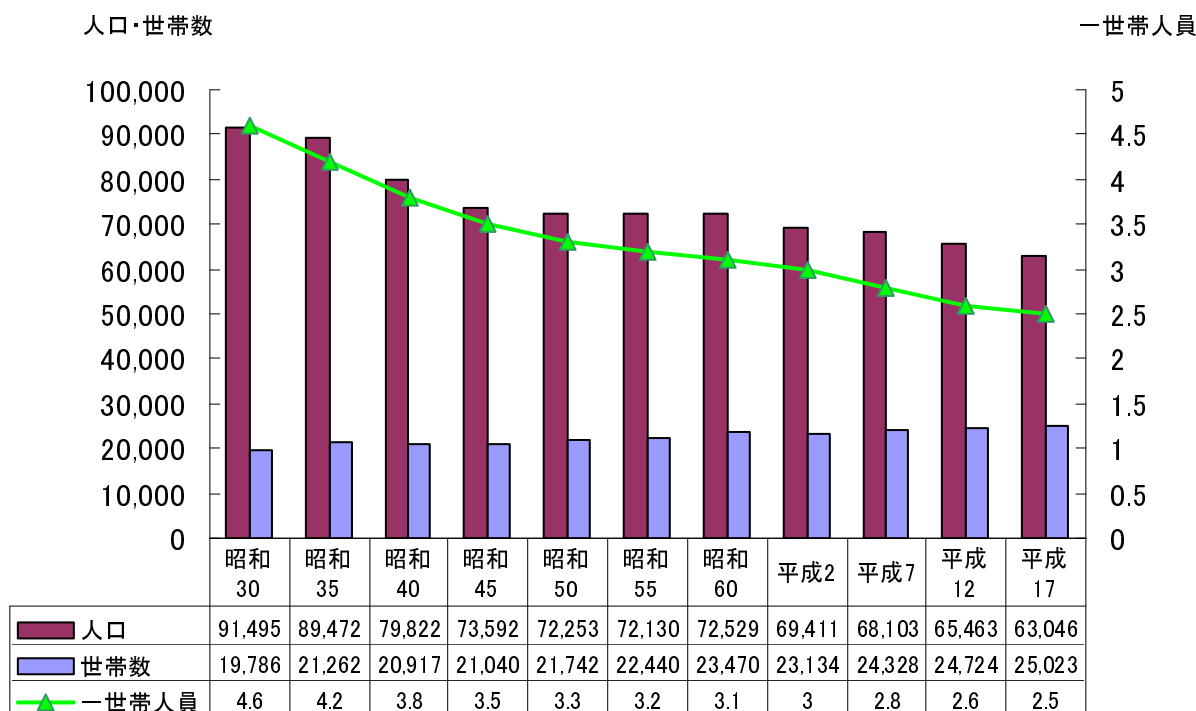


人口

当市の人口は、島根県で3番目に多い60,636人であり、世帯数は26,320世帯となっています。(平成21年4月1日現在)

昭和35年以降、若年層を中心に人口流出が続き年々減少しています。特に、30年代後半から始まった高度経済成長期に、大企業及び工場等が集積する京阪神工業地帯を中心に人口の流出が進み、昭和30年から平成17年までの50年間で28,449人が減少し、減少率は31.1%となっています。

本市においては過疎化に加え、少子化、高齢化が急速に進展しています。過疎化の要因としては、自然的要因の他、雇用機会の不足、生活環境整備の遅れなどが考えられます。



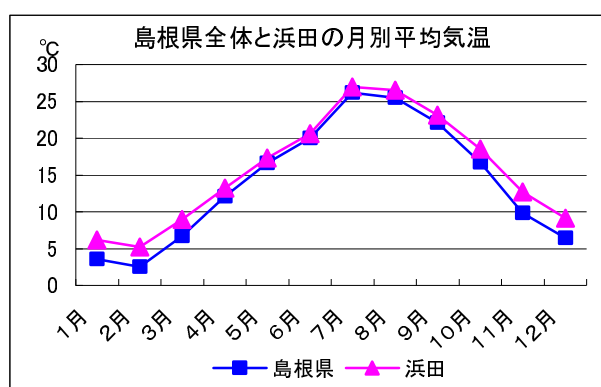
国政調査より

気候

日本海型気候に属していますが、対馬暖流の影響により、年間平均気温 15.7℃（平成 20 年度）と、島根県のなかでは比較的温暖です。

また、日照時間が長く、冬季の積雪も少ないなど、自然環境や居住条件に恵まれた地域です。

℃	1月	2月	3月	4月	5月	6月
島根県	3.6	2.5	6.7	12.1	16.6	20
浜田	6.2	5.2	9	13.2	17.3	20.6
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
島根県	26.2	25.5	22.1	16.7	9.8	6.4
浜田	27	26.5	23.1	18.5	12.7	9.1



資料：松江地方気象台「島根県の気象」H20

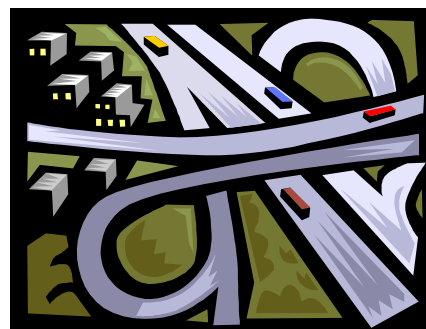
交通

交通は、国道 9 号と J R 山陰本線が並行して東西に伸び、広島県に向けては、中国横断自動車道広島浜田線や国道 186 号のほか、主要地方道浜田八重可部線、浜田美都線、浜田作木線が整備されています。

さらに、現在、浜田・三隅道路の建設工事が進んでいます。

公共交通機関は、J R 山陰本線と民間バスのほか、市営バスと交通空白地帯に新交通システムを運行しています。

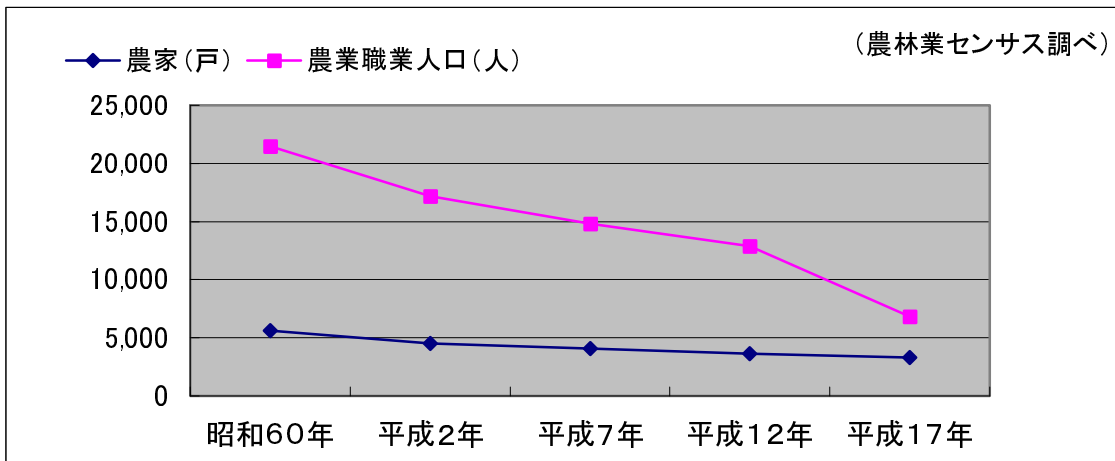
また、浜田港と三隅港の重要港湾を有するとともに、隣接する益田市には、萩・石見空港が整備されており、環日本海地域における陸・海・空の交通拠点としての位置づけが高まっています。



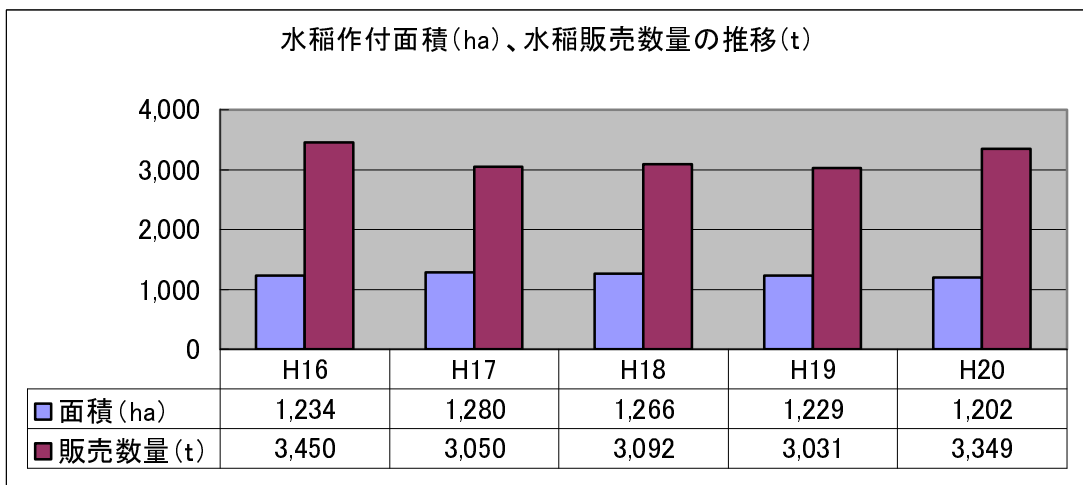
農業

平成17年の農家数は3,307戸であり、平成7年の4,090戸と比べると、10年間で約19%減少しています。

兼業農家による水田農業が中心であり、コシヒカリの栽培割合が高く、気象条件や立地条件などによる収量・品質・規格の統一が難しい現状があります。



当市は、兼業農業による水田農業が中心です。基幹作物である水稲については、全国的に米消費が減少傾向で推移するなか、米価低迷、生産調整による作付面積の現象および肥料等の高騰による生産コストの増加などのため、生産額と農家所得は低下しています。



林業

本市の森林面積は 56,049ha で、林野率は 81.3% です。そのうち民有林は 54,220ha で、スギを主体とした民有林の人工林率は 26.2% となっています。

人工林の齢級配置をみると、8 齢級以下の林分が 77.6% と大半を占めており、これらの要保育森林の整備を適正に推進していくことが課題です。

本市における林業の歴史は浅く、人工林のほとんどは戦後行なわれたものです。その造林についても、木材価格の低迷、林業労働者の高齢化、不足等により、年々減少傾向にあり、地域木材の利用促進など計画的な森林整備に努める必要があります。

商業

市内商業地は、平成 3 年 12 月の浜田自動車道の開通後、郊外型大型店舗やコンビニエンスストア等の進出、後継者不足等による以前のような賑わいがなくなり、中心市街地の魅力が薄れ、空き店舗の増加や商業機能の衰退が進んでいる現状にあります。

今後は、市街地の都市機能の集積を重点的に進めることによりコンパクトで賑わいあふれるまちづくりを進めていくことが必要です。

事業所数、従事者数及び商品販売額等

	H3.7.1	H6.7.1	H9.7.1	H11.7.1	H14.6.1	H16.6.1	H19.6.1
事業所数(件)	1,680	1,537	1,363	1,361	1,233	1,159	1,034
従業者数(人)	7,161	7,032	6,609	6,810	6,680	6,073	5,726
年間商品販売額(万円)	19,800,110	19,637,971	18,255,745	17,103,270	15,549,621	14,949,873	13,007,286

平成 19 年については島根県速報値

(商業統計調査より)

平成 16 年以前については合併前旧市町村の数値の合計

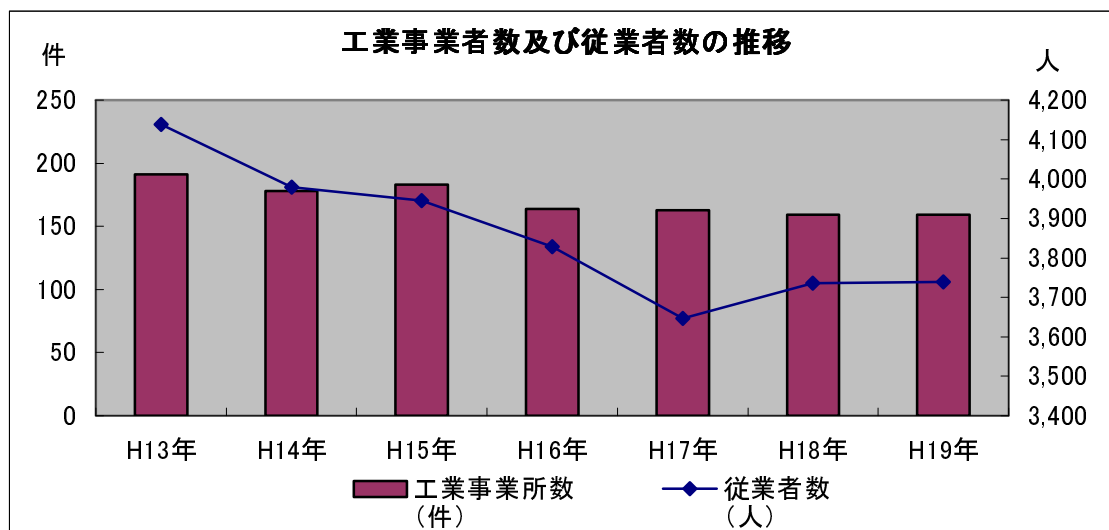
工業

浜田市には、全国に誇れる水産加工品や工業製品も数多くありますが、若年労働者の県外流出による後継者不足やIT活用等の戦略的な情報発信不足により、販路の拡大が大きく見込めない現状となっており、後継者の指導、経営感覚の醸成、マーケティング等の人材育成が課題となっています。

工業事業所数、従事者数及び製造品出荷額等

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
工業事業所数	191	178	183	164	163	159	159
従業者数(人)	4,138	3,980	3,946	3,829	3,647	3,736	3,739
製造品出荷額 (万円)	6,742,606	6,324,281	6,360,332	6,599,723	6,517,978	6,777,921	7,195,443

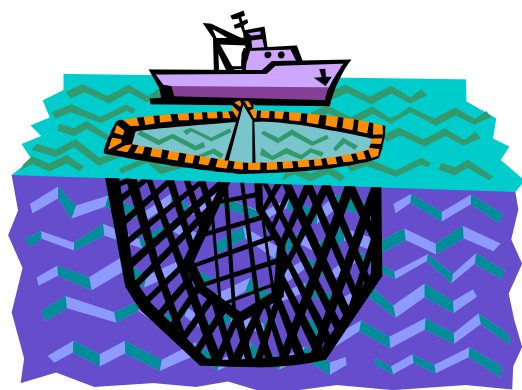
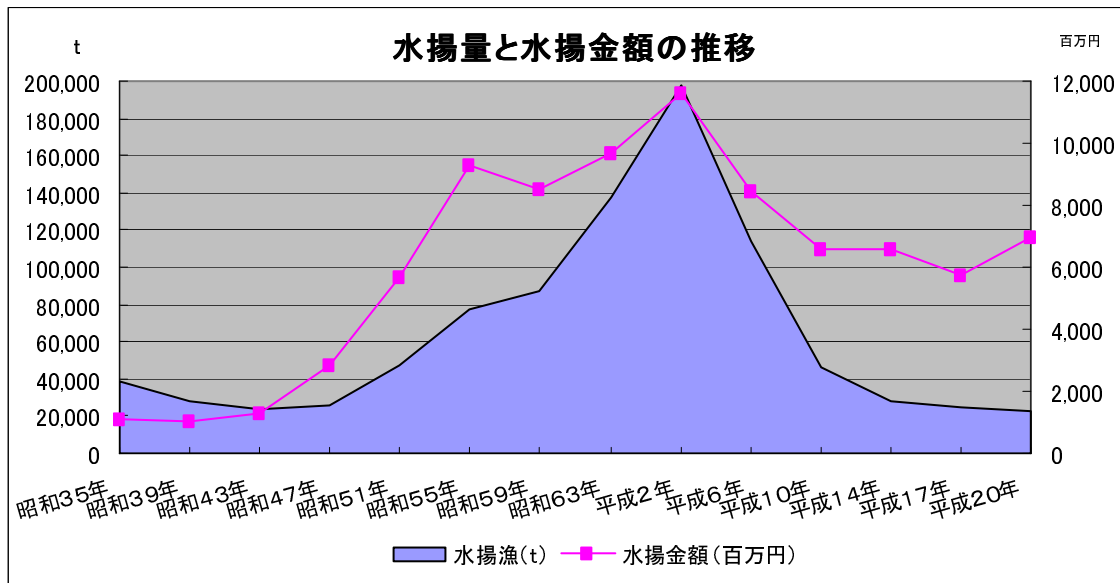
平成16年以前は合併前急市町村の数値の合計 (工業統計調査【調査日12月31日】より)



水産業

平成20年度の水揚げ量は対前年度比で3.5%の減、水揚金額は対前年度比で1.6%の減となっています。

資源の枯渇、担い手の高齢化や後継者不足など水産業を取り巻く環境は依然として非常に厳しい環境にありますが、こうした現状を改善するために引き続き県外船の誘致や栽培漁業の推進、漁場の造成などにより漁業資源の確保に努め、水産業の振興を図る必要があります。

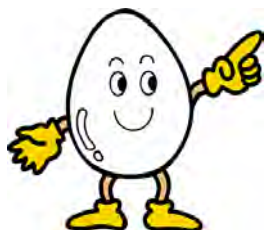


一般廃棄物の処理状況

本市の一般廃棄物の総排出量は、近年、全体的に減少傾向にあります。

しかし、現在の経済社会活動においては、廃棄型の多様化に伴う処理の困難化、不適正な処理による環境負荷の増大や最終処分場の不足などの問題が起きています。

平成20年度の、総排出量は22,050 t（うち資源ごみ3,911 t）で、市民1人1日当たりの平均排出量は約996 gとなっています。



「目指せ たまご1個分(50g)のごみ減量」

二酸化炭素排出量

平成17(2005)年度の浜田市の二酸化炭素排出量は、平成2(1990)年度と比較すると、28.9%増加しています。このうち民生業務部門で53.2%増加、民生家庭部門で42.9%増加と2つの部門で大きく増加しています。

単位 (千 t -CO ₂ /%)	1990年	2000年	2005年	増加率 (2005/1990)
産業部門	76	91	97	127.9
民生業務部門	79	113	122	153.2
民生家庭部門	123	163	175	142.9
運輸部門	126	140	127	100.5
合計	404	507	521	128.9

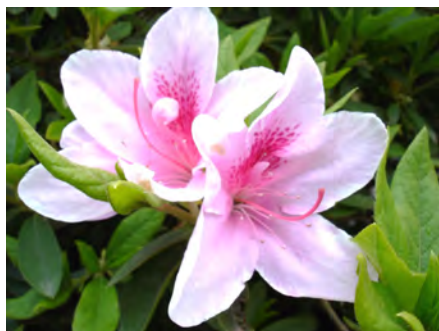
浜田市の花・木・魚

平成 21 年 10 月 1 日に制定された、浜田市の花・木・魚は、「つつじ」・「さくら」・「のどぐろ」です。

つつじは、市内に広く植えられており、春の開花期に一斉に咲きそろう様子は、春爛漫の浜田の景色を印象づけるものとなっています。種類も多く、栽培、普及が容易であることから多くの市民に親しまれています。

さくらは、市内各所で多数植栽されているとともに、山々には野生種も点在し、花の時期にはそれぞれに風情のある姿で多くの市民の目を楽しませています。三隅町内数ヶ所に、町内外の多くの人々に愛される「一本桜」の大樹が存在していることも特徴的です。

のどぐろは、古くから地域で親しまれているとともに、近年は「どんちっち三魚」(アジ・カレイ・のどぐろ)の1つとしてブランド化され、浜田を代表する魚として全国的な知名度も上がっています。市民にとっても、「味のよさ」と「高級感」から人気の高い魚です。



2 環境に関するアンケート調査結果

〈市民〉 調査の概要

(1) 調査の目的

環境問題などに関する市民の考え方や意識を把握し、「第2次 浜田市環境基本計画」策定の基礎資料とする。

(2) 調査対象

市内在住者 1,500人 (無作為抽出)

〈浜田 1,026・金城 109・旭 100・弥栄 100・三隅 165〉

(3) 調査内容

調査内容の設定にあたっては、第1次浜田市環境基本計画(平成12年5月策定)策定時に実施した調査と同じ内容とし、市民意識の変化を計画に反映するものとする。

- ① 回答者の属性
- ② 関心のある環境問題について
- ③ 自宅周辺の環境に対する満足度について
- ④ 行政に実施してほしい環境施策について
- ⑤ 回答者の環境問題への取組みについて
- ⑥ 自由意見

(4) 調査期間

平成18年9月20日～平成18年10月10日

(5) 調査方法

郵送による配布・回収

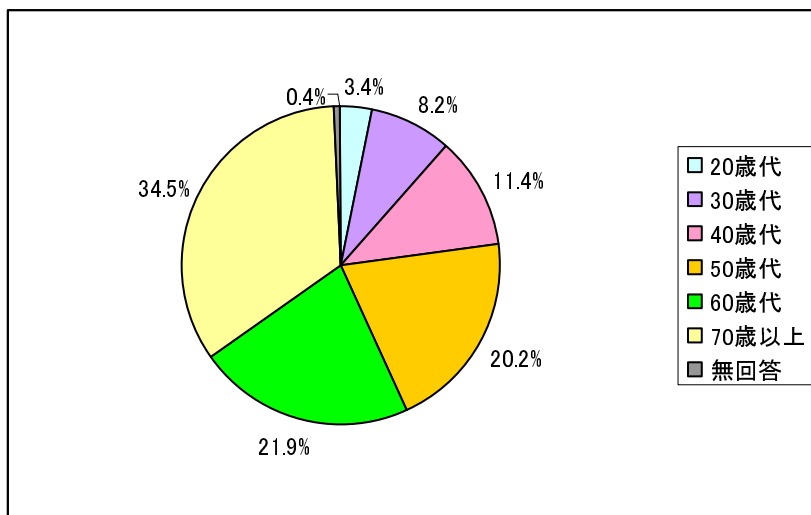
(6) 回収方法

- ① 回収数 684人
- ② 回収率 45.6%

問 1 . 年 齢

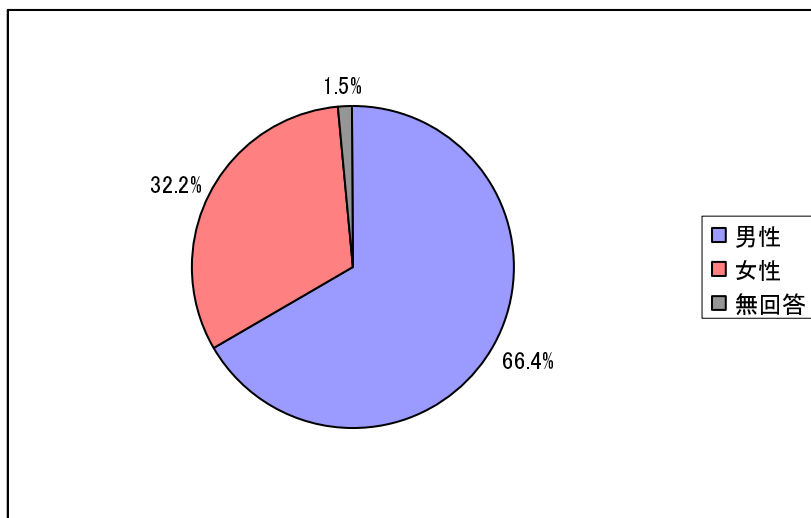
■ 年 齢 は、「70 歳 以 上」が 3 分 の 1 以 上

回答者の年齢は、70歳以上が34.5%、60歳代が21.9%と、60歳以上が半数以上を占めている。一方で、30歳代は8.2%、20歳代は3.4%と少なくなっている。

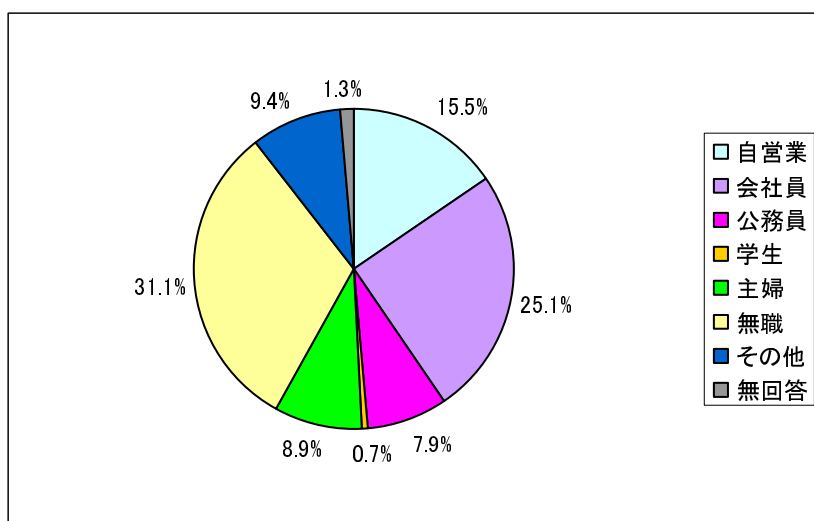


地区別に見てみると、浜田地区以外の全ての地域で60歳以上が60%を越えており、特に弥栄地区は80%を越えている。

問 2 . 性 別



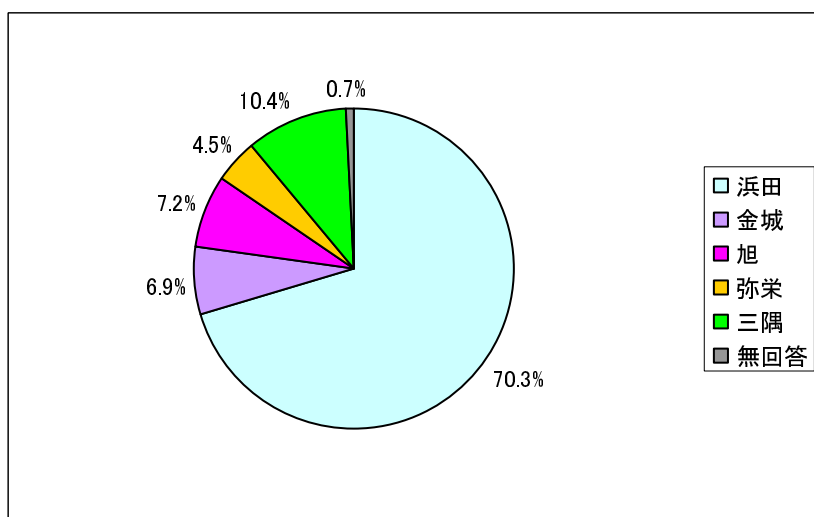
問 3. 職 業



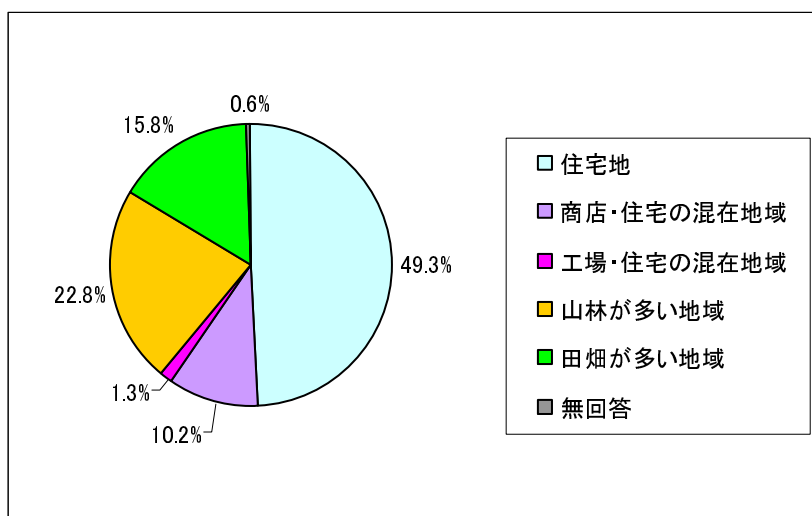
地区別に見てみると、金城、旭、弥栄は会社員よりも自営業が多く、特に弥栄は、自営業が 38.7%、会社員が 6.5%と大きく開いている。

上記以外の項目に関しては大きな差は見られなかった。

問 4. 現住所



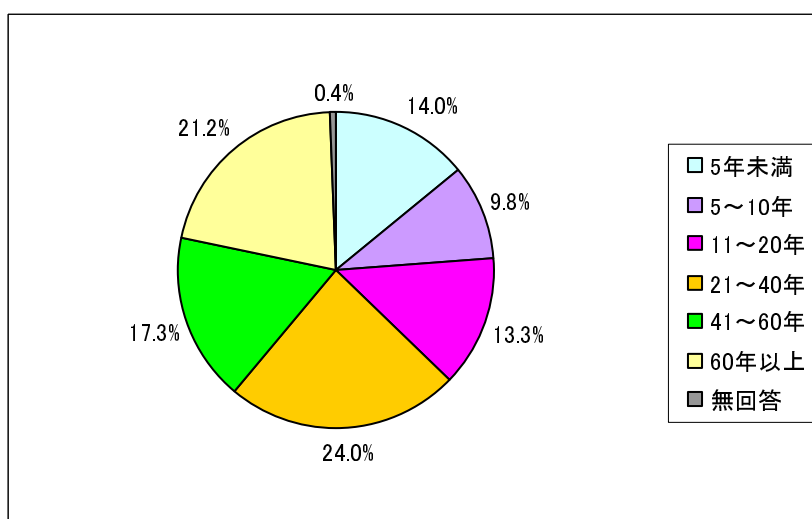
問 5. 自宅周辺の状況



地区別に見てみると、浜田地区は住宅地（混在地域含む）が 77%と、4分の3以上となっている。

一方で金城、旭、弥栄においては、山林・田畑が多い地域が各地区とも約 90%と、非常に多くなっている。

問 6. 居住年数



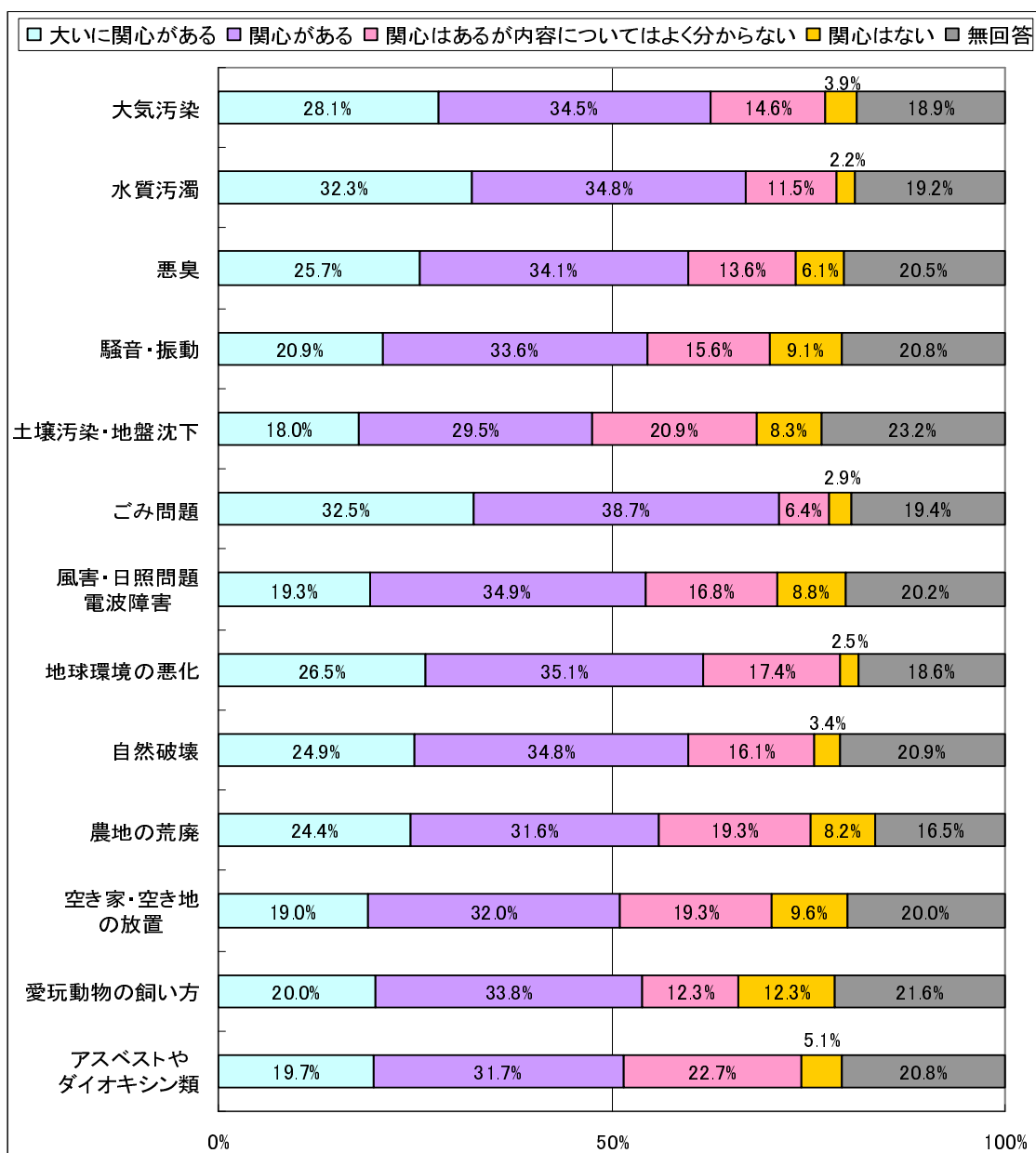
地区別に見てみると、旭や弥栄などは高齢者の方が多いためか、居住年数が長い傾向にあり、特に旭では、居住年数 60年以上の回答が半数に近い 44.9%となっている。

問 7. 関心がある環境問題

■ 特に関心を持たれている環境問題は「ごみ問題」や「水質汚濁」

関心がある環境問題についてたずねたところ、「大いに関心がある」が多かったのは「ごみ問題」の32.5%、「水質汚濁」の32.3%となっており、特に「ごみ問題」は「関心がある」を含めると、7割以上となっている。

「アスベストやダイオキシン類」や「土壌汚染・地盤沈下」に関しては、2割以上が「関心はあるが内容についてはよく分からない」となっている。

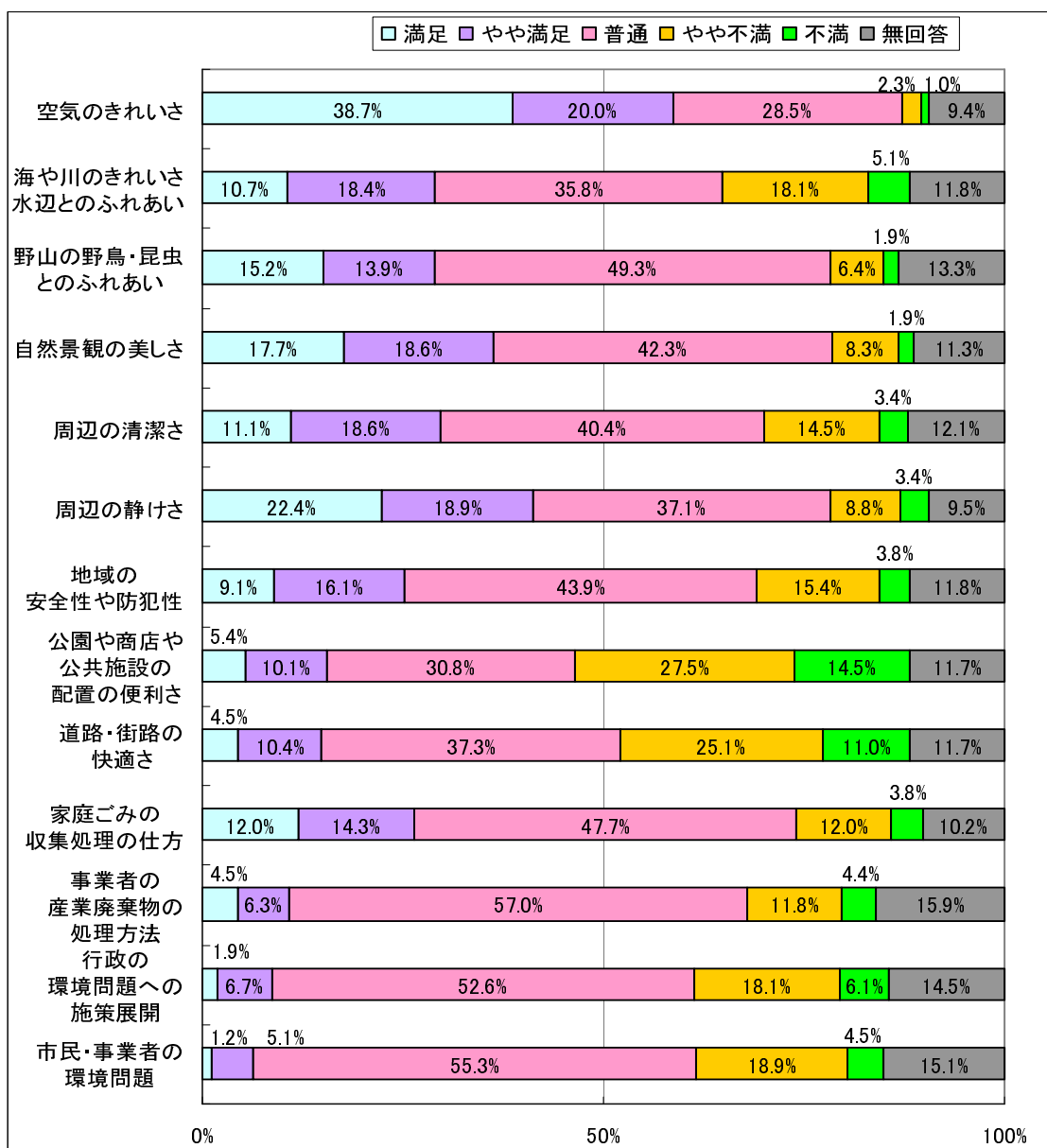


問8. 自宅周辺の環境に対する満足度

■満足が最も多いのは「空気のきれいさ」、不満が最も多いのは「公園や商店や公共施設の配置の便利さ」

「満足」と「やや満足」を合わせた割合を見ると、「空気のきれいさ」が58.7%と半数を超えており、次いで「周辺の静けさ」が41.3%、「自然景観の美しさ」が36.3%となっている。

「不満」と「やや不満」を合わせた割合を見ると、「公園や商店や公共施設の配置の便利さ」が42.0%、「道路・街路の快適さ」が36.1%と高くなっている。

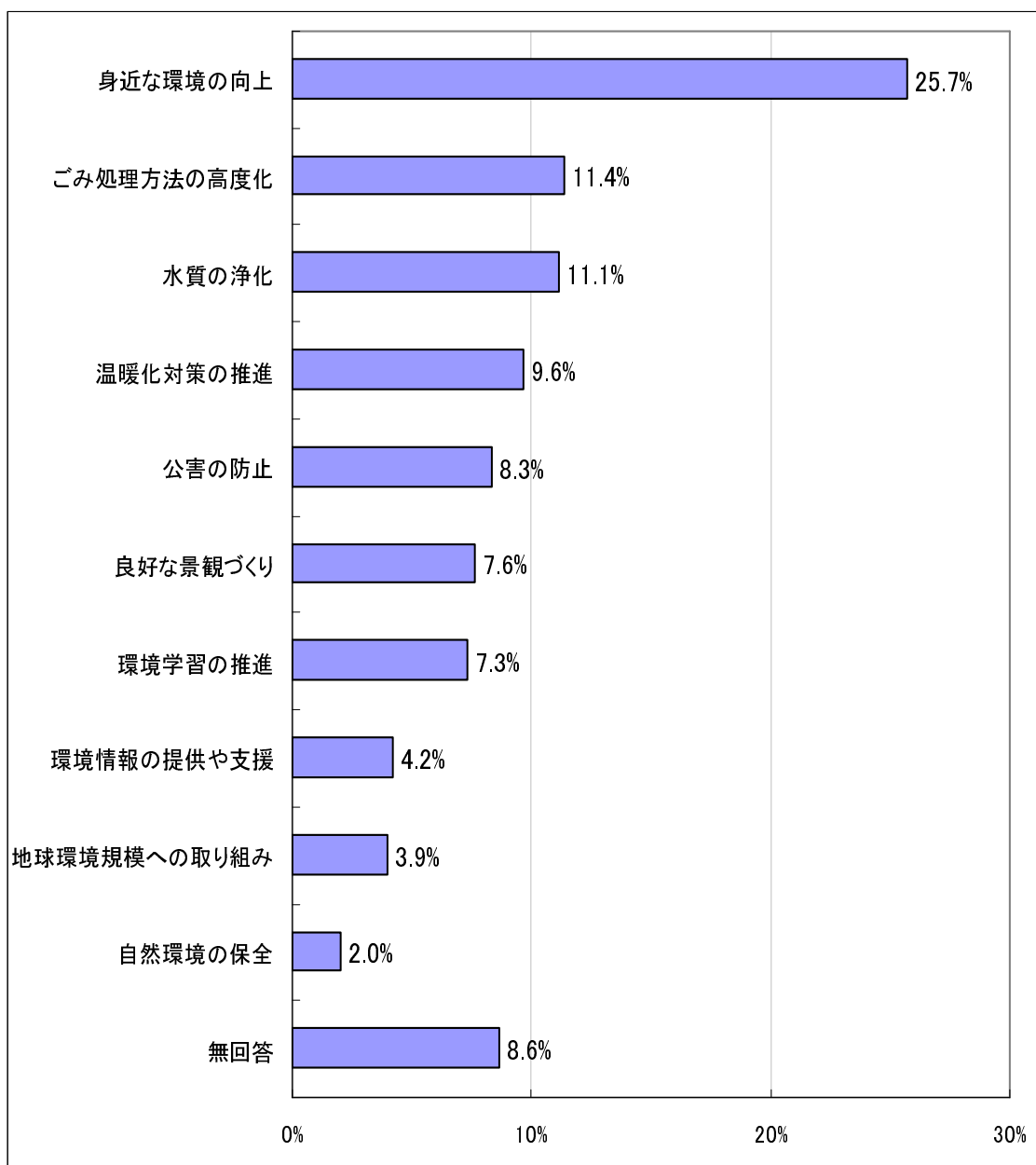


問9. 行政（浜田市）に特に実施してほしい環境施策

■ 行政に最も実施してほしい環境政策は「身近な環境の向上」

行政（浜田市）に特に実施してほしい環境施策をたずねたところ、最も多かったのは「身近な環境の向上」で、全体の4分の1以上を占めており、次いで「ごみ処理方法の高度化」が11.4%、「水質の浄化」が11.1%などとなっている。

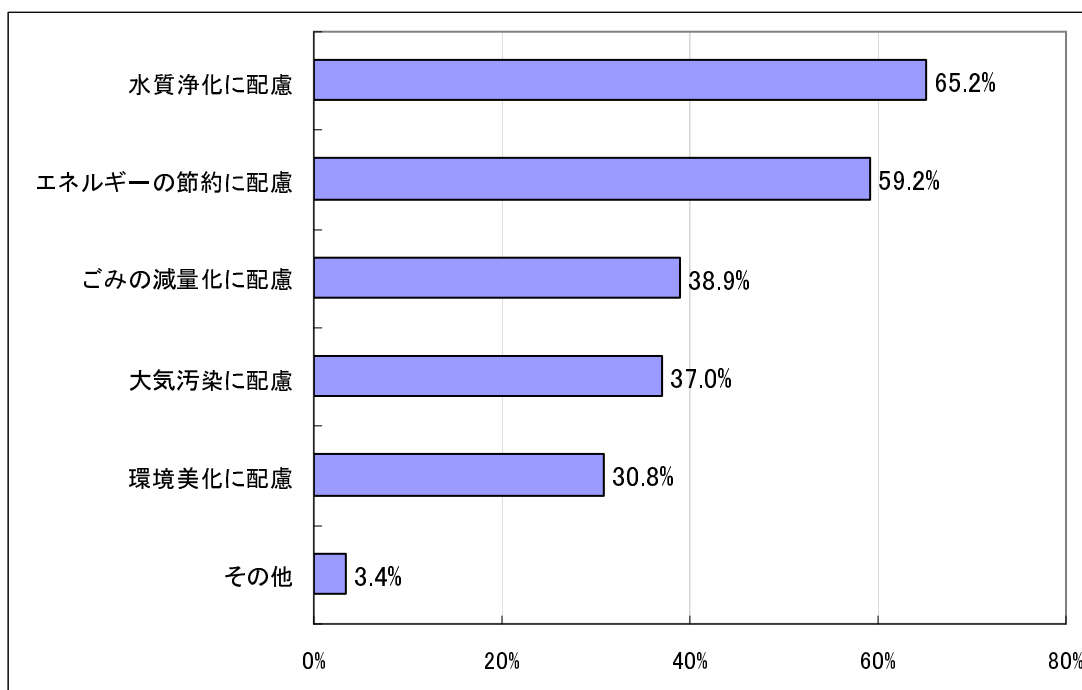
逆に「自然環境の保全」が2.0%と最も少なく、次いで「地球環境規模への取り組み」が3.9%、「環境情報の提供や支援」が4.2%などとなっている。



問 10. 現在環境に配慮して実行していること（複数回答）

■環境に配慮して実行していることは「水質浄化に配慮」、「エネルギーの節約に配慮」が半数以上

現在環境に配慮して実行していることをたずねたところ、「水質浄化に配慮」が65.2%と最も多く、次いで「エネルギーの節約に配慮」が59.2%、「ごみの減量化に配慮」が38.9%などとなっている。



〈事業者〉 調査の概要

(1) 調査の目的

環境問題などに関する事業者の考え方や意識を把握し、「第2次 浜田市環境基本計画」策定の基礎資料とする。

(2) 調査対象

市内在住者 500 事業所

(事業所・企業統計調査リストから無作為抽出)

〈浜田 382・金城 45・旭 18・弥栄 14・三隅 41〉

(3) 調査内容

調査内容の設定にあたっては、第1次浜田市環境基本計画(平成12年5月策定)策定時に実施した調査と同じ内容とし、市民意識の変化を計画に反映するものとする。

- ① 回答事業所の属性
- ② 関心のある環境問題について
- ③ 事業所周辺の環境に対する満足度について
- ④ 行政に実施してほしい環境施策について
- ⑤ 回答事業所の環境問題への取組みについて
- ⑥ 自由意見

(4) 調査期間

平成18年10月30日 ~ 平成18年11月30日

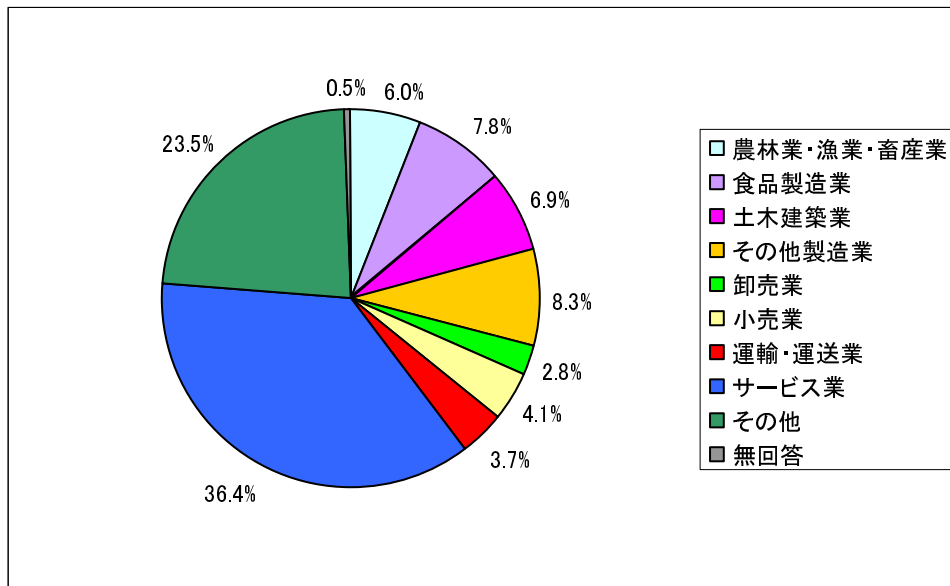
(5) 調査方法

郵送による配布・回収

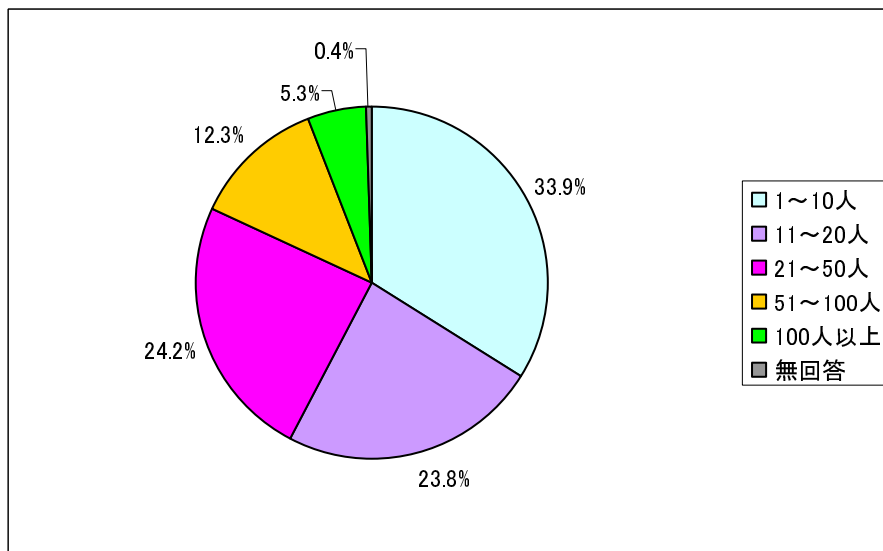
(6) 回収方法

- ① 回収数 227 事業所
- ② 回収率 45.4%

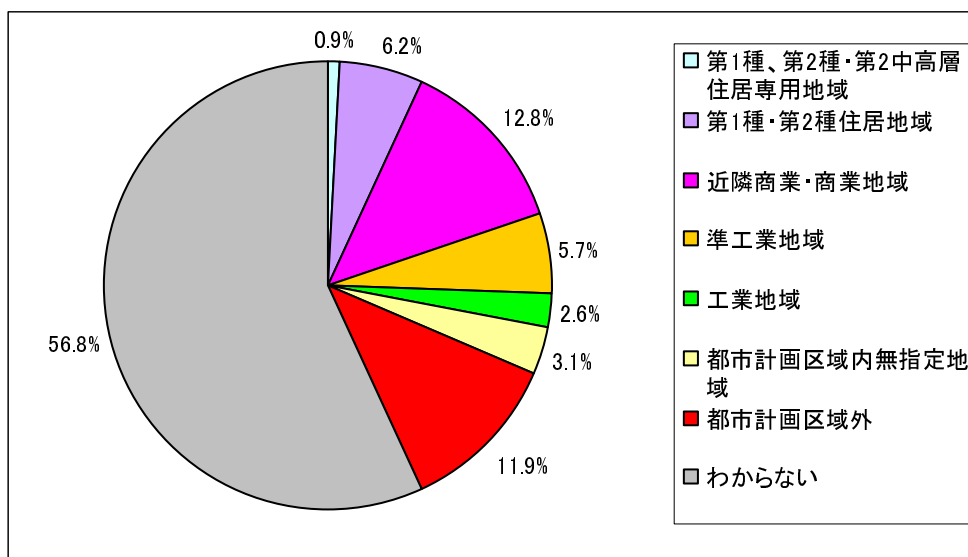
問 1 . 業 種



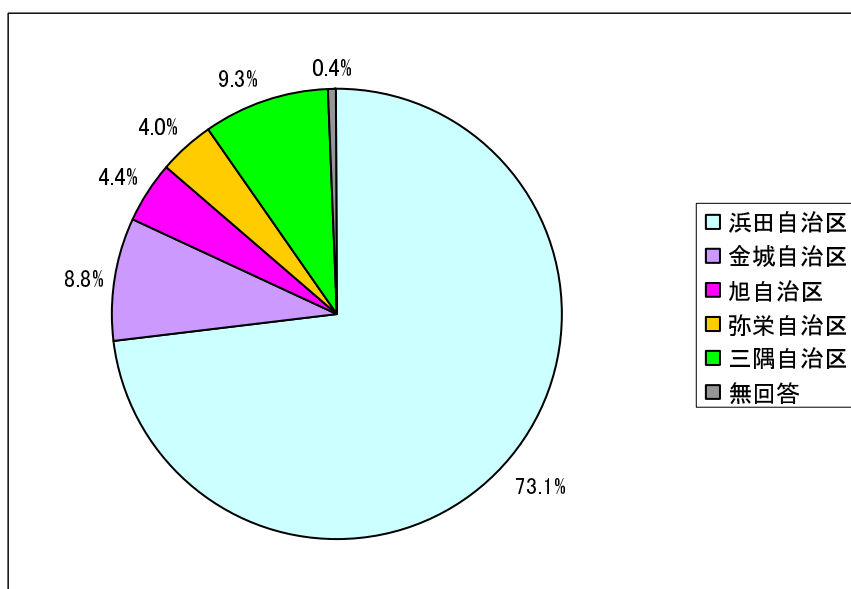
問 2 . 従 業 員 規 模



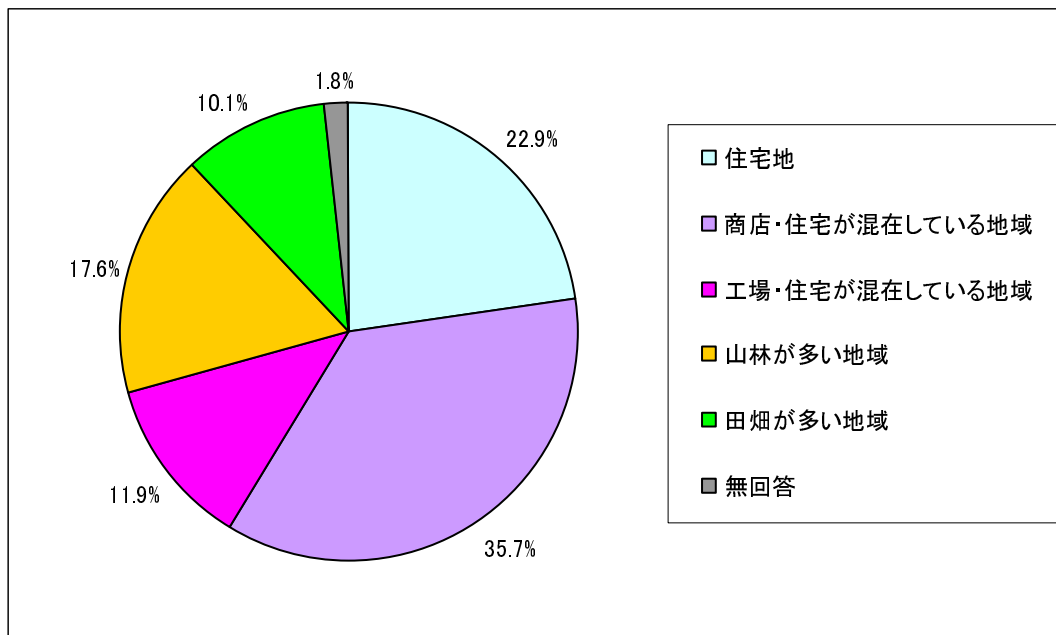
問 3. 都市計画用途地域区分



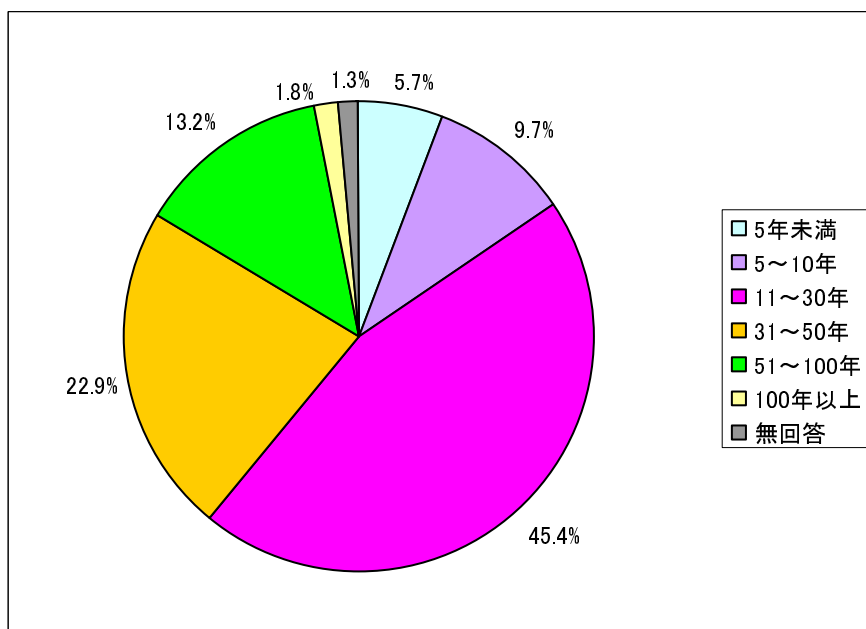
問 4. 所在地



問5. 事業所周辺の状況



問6. 所在地での操業年数

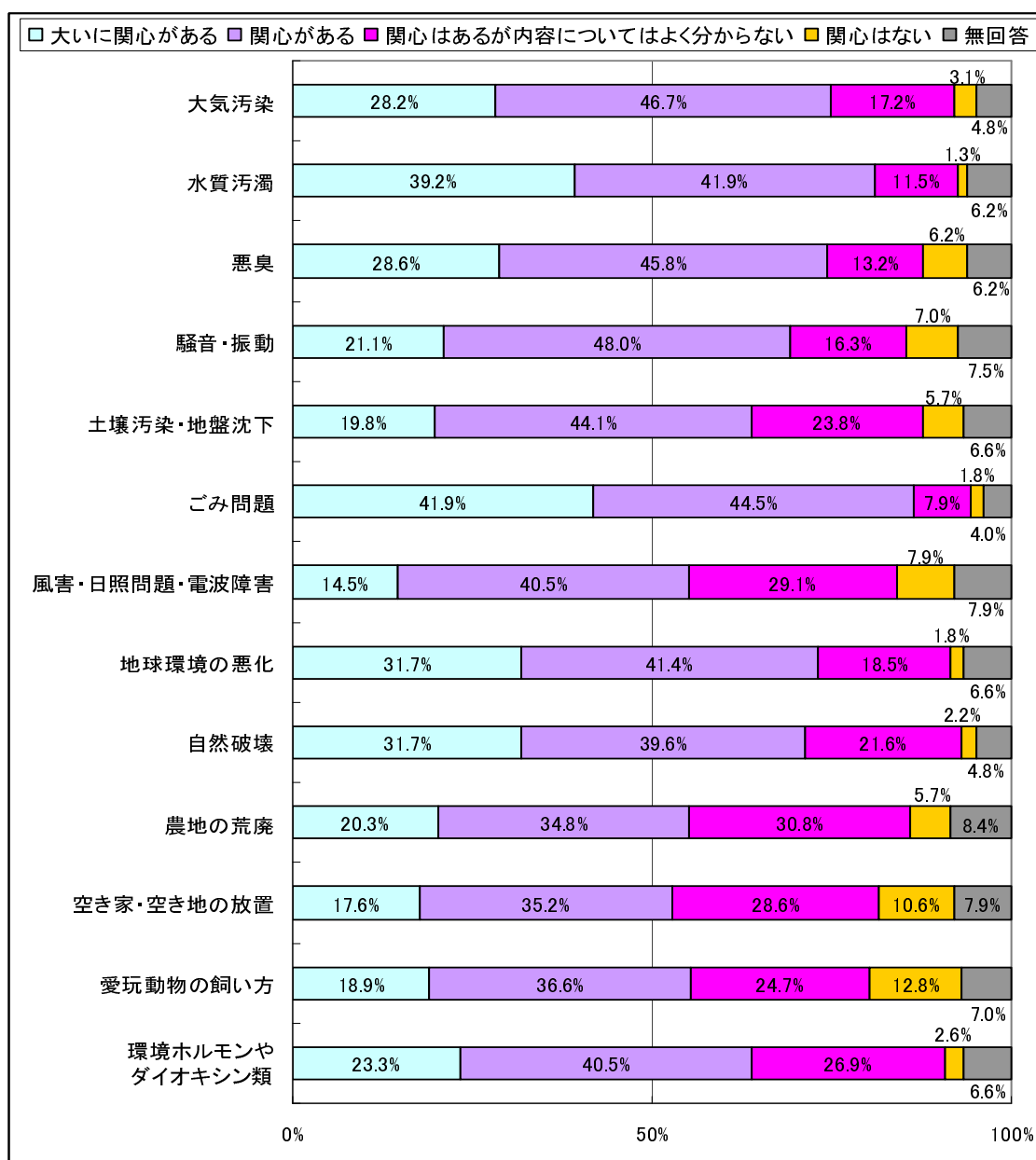


問7. 関心がある環境問題

■特に関心を持たれている環境問題は「ごみ問題」や「水質汚濁」

関心がある環境問題をたずねたところ、「大いに関心がある」について、「ごみ問題」が41.9%と最も多く、次いで「水質汚濁」が39.2%、「地球環境の悪化」と「自然破壊」が31.7%となっている。

全ての項目において、「大いに関心がある」と「関心がある」を合わせた割合が半数を超えており、「ごみ問題」と「水質汚濁」については8割を超えている。

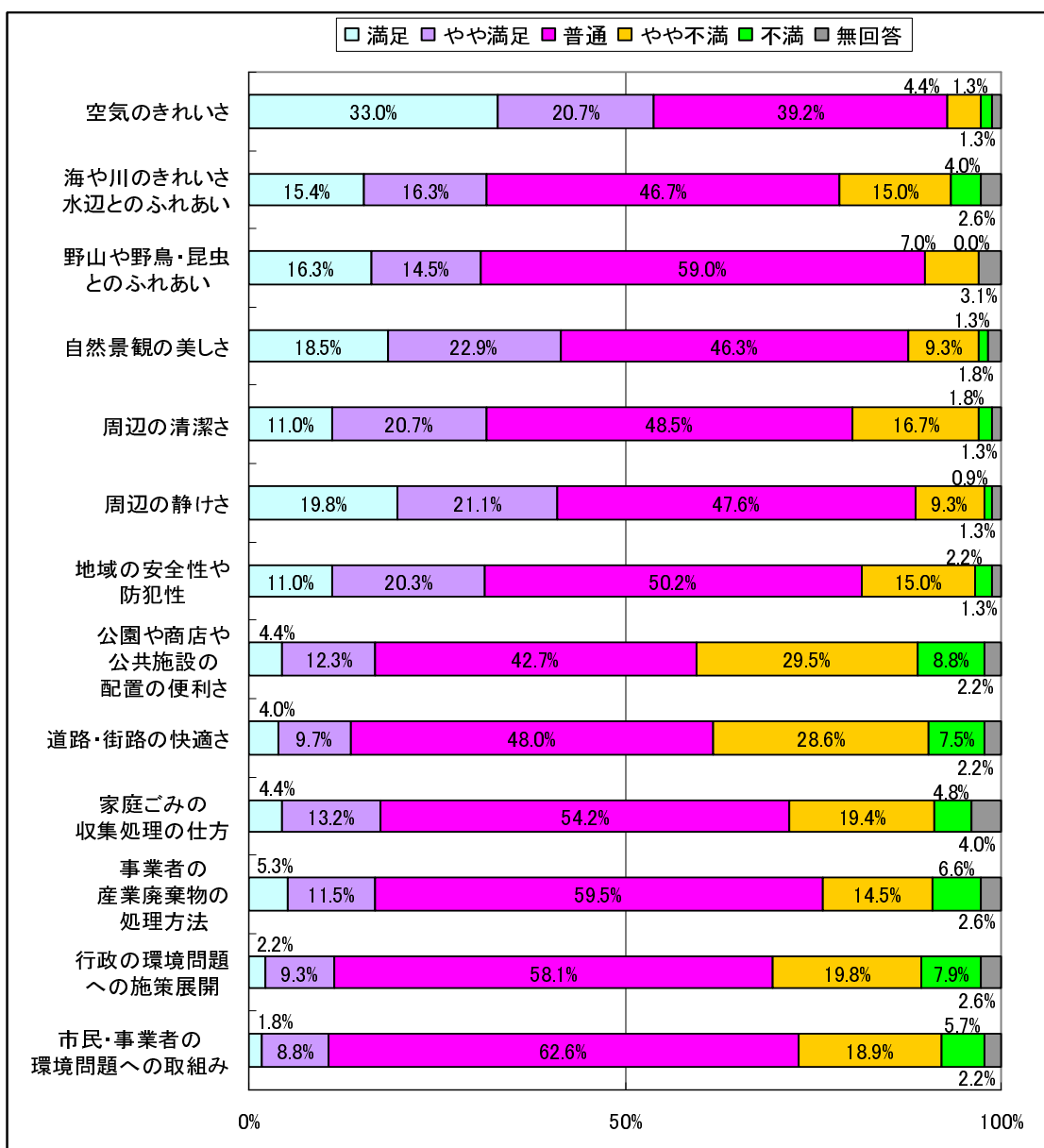


問 8. 事業所周辺の環境に対する満足度

■満足が最も多いのは「空気のきれいさ」、不満が最も多いのは「公園や商店や公共施設の配置の便利さ」

「満足」と「やや満足」を合わせた割合を見ると、「空気のきれいさ」が 53.7%と最も多く、次いで「自然景観の美しさ」が 41.4%、「周辺の静けさ」が 40.9%となっている。

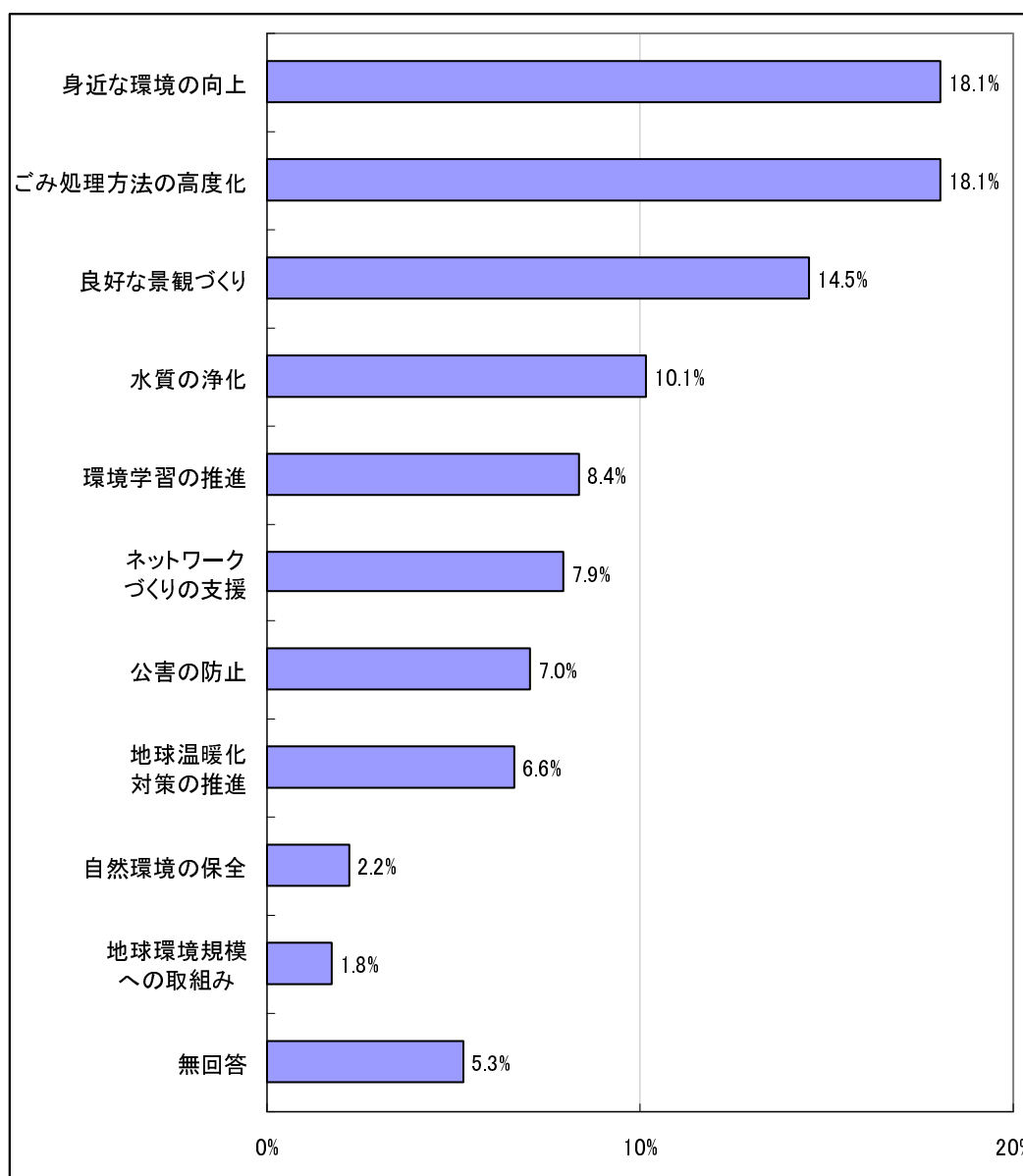
一方で「不満」と「やや不満」を合わせた割合を見ると、「公園や商店や公共施設の配置の便利さ」が 38.3%、「道路・街路の快適さ」が 36.1%と 3分の1以上となっており、「行政の環境問題への施策展開」が 27.7%など、2割を超える意見も多く見られる。



問9. 行政（浜田市）に特に実施してほしい環境施策

■特に実施してほしい環境施策は「身近な環境の向上」と「ごみ処理方法の高度化」

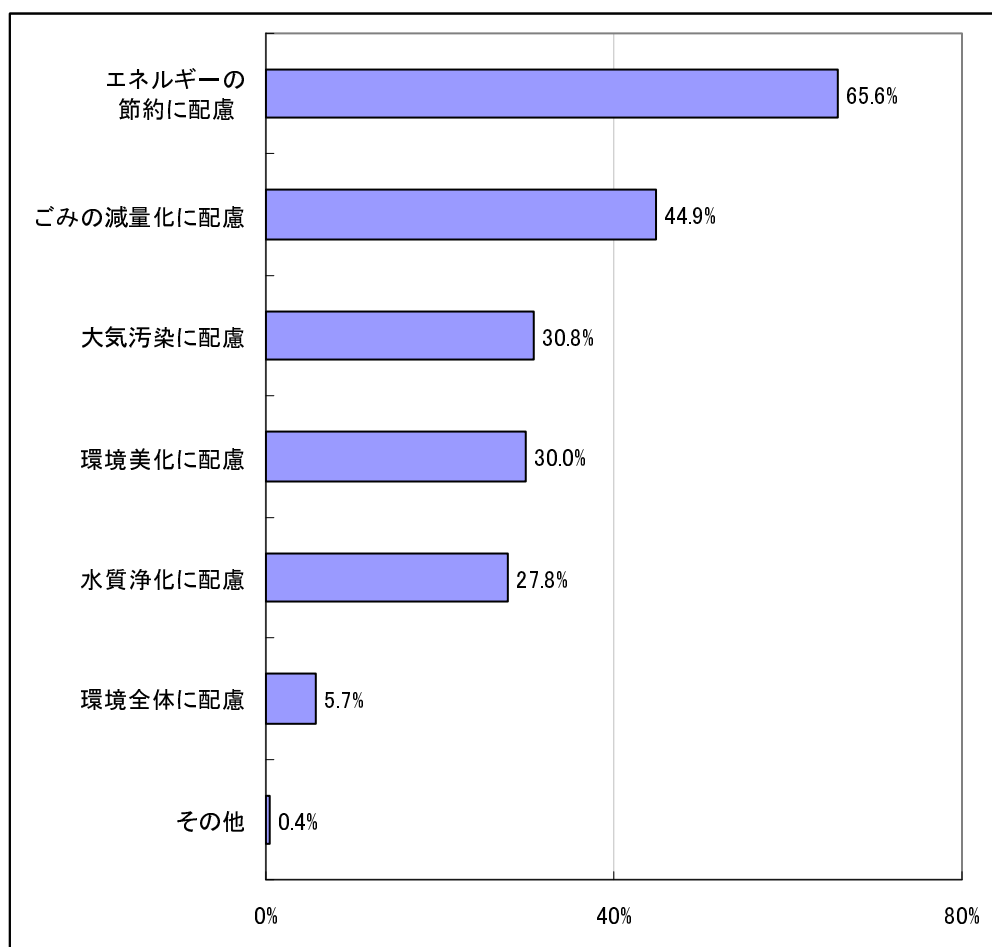
行政（浜田市）に特に実施してほしい環境施策をたずねたところ、「身近な環境の向上」と「ごみ処理方法の高度化」が共に18.1%と最も多く、次いで「良好な景観づくり」が14.5%、「水質の浄化」が10.1%などとなっている。



問 10. 現在、環境に配慮して実行していること（複数回答）

■環境に配慮して実行していることで多いのは「エネルギーの節約に配慮」

環境に配慮して実行していることをたずねたところ、最も多かったのは「エネルギーの節約に配慮」の 65.6%であり、次いで「ごみの減量化に配慮」が 44.9%、「大気汚染に配慮」が 30.8%などとなっている。



3 市民意見（パブリックコメント）の概要

- 1 政策等の案の名称 : 浜田市環境基本計画（案）
- 2 意見の提出期間 :
平成 21 年 11 月 1 日（日）～ 平成 21 年 11 月 30 日（月）
- 3 提出件数 : 7 件（5 名） 〈メール 3 名・窓口持参 2 名〉
- 4 意見の処理状況
 - (1) 計画に反映するもの 2 件
 - (2) 既に計画に反映しているもの 3 件
 - (3) 浜田市への貴重な提言として受け付けるもの 2 件
- 5 所管課の名称 : 市民福祉部 くらしと環境課
- 6 意見募集の結果 :

上記の案件について、意見を募集した結果、市民のみなさんから、次のとおり貴重なご意見をいただきました。
（趣旨を損なわないよう要約させていただきました。）

いただいたご意見に対する浜田市の考え方及び最終的な意思決定の内容については、以下のとおりです。

なお、今回の計画と直接関わる内容でないご意見等については、浜田市への貴重なご提言として受け取らせていただいております。

- 7 結果公表の閲覧 :
 - (1) 閲覧期間 : 平成 22 年 3 月～
(開庁日の 8:30～17:15)
 - (2) 公表場所 : ① 窓口 本庁舎 くらしと環境課
金城支所 市民福祉課
旭支所 市民福祉課
弥栄支所 市民福祉課
三隅支所 福祉課
② 浜田市ホームページ

浜田市環境基本計画（案）に関する意見と浜田市の考え方
（提出順）

NO	意見の趣旨	浜田市の考え方
1	<p>物々交換の再生について</p> <p>人口減少が確定している地域環境の再生を「物々交換」で乗り切る発想の提言。高齢化・人口減少を見据えた「浜田版の逆転発想」</p> <p>〈内容の概要〉</p> <p>海と山の自然の幸を「商品価値感」でなく、互いの自給自足補完とするルートを創り産品を大切にする食料確保をめざす。</p> <p>定期的(週1・2週)に、「物々交換市」を開催し生産者なら誰でも自由に参加でき、価格を指さない物々交換市。</p> <p>(誰でも産品持ち込みが参加出来るフリーマーケット的なイメージ)</p> <p>※互いが、生産者と消費者の二面を持ち寄る事で、売る産物から「自給重点の生産・消費方法」が再発見できる可能性がある。</p>	<p>ご提案のありました、「物々交換」による地域環境の再生につきましては、生活の豊かさと環境保全の両立を図る循環型社会構築に向けた重要な取組みのひとつであると考えております。</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえ、計画書P79「市民の環境配慮」《エコライフスタイルへの転換》の中で、自給重点の生産・消費の方法による、地球温暖化対策や循環型社会構築に向けた「地産地消」の取組みへの協力・連携についての記述を追加いたしました。</p>
2	<p>浜田川の浄化について</p> <p>半世紀前はきれいな水で水泳ができた。</p>	<p>生活排水の浄化については、合併処理浄化槽による汚水処理も有効な手段であり、合併浄化槽設置助成事業により、合併処理浄化槽の普及を図っております。</p>

		<p>ご意見の内容につきましては、計画書P24「水辺」【施策の方向性】において、下水道整備事業などの整備促進を掲げております。</p> <p>また、P49「水質汚濁」【施策の方向性】において、河川の水質浄化に向けた施策を展開することとしており、すでに計画に反映しています。</p>
3	<p>下水道の整備について</p> <p>下水道事業などによる水質浄化対策の推進を望む。</p>	<p>浜田市街地の下水道整備事業については、多大な事業費が必要となるため中期、長期的な市の財政状況を勘案し、十分な検討が必要です。</p> <p>下水道整備未着手地区については、早期に、新浜田市の下水道整備事業の全体構想と基本方針を定め検討いたします。</p> <p>ご意見の内容につきましては、計画書P24「水辺」【施策の方向性】において、下水道整備事業などの整備促進を掲げております。</p> <p>また、P49「水質汚濁」【施策の方向性】において、公共下水道事業など地域に応じた汚水処理の手法による下水道整備の推進などの施策を展開することとしており、すでに計画に反映しています。</p>

<p>4</p>	<p>この計画の目的となる、「景観形成」「温暖化対策」「人づくり地域づくり」「循環型社会の構築」の4点に関係してくるのは、市の8割近くを占める森林の利用と保護の計画であろうと考える。</p> <p>最近では、材価の低迷で林業は衰退の一途をたどっているが、「荒廃人工林や竹林の再生」と「エネルギーやマテリアル利用、医療、化学素材への利用」をともに考えていくと、新しい産業と環境保全の両立ができるのではないかと思う。</p> <p>精神論だけでは森林保全は難しいと思う。私たちが利用し、利益を生み、癒しの場を与えてくれると感じることができるようになるとさらに 観光資源（グリーンツーリズムなど）としての価値も上がるのではないか。</p> <p>森は生命のゆりかごといわれている。生物の多様性や水源の涵養機能など、その他あげれば私たち人間にとって必要な力がたくさんある。</p> <p>ぜひもう少し突っ込んだ計画を検討して頂きたい。</p>	<p>森林保全については、重要であり、本計画に掲げる、多様な自然環境と生態系を保全していくため、さまざまな環境保全活動に取り組む必要があると考えています。</p> <p>当市には、海・山両方の豊かな資源があり、この豊かな自然を観光資源として活用することは重要です。</p> <p>ご指摘のあった森林を観光資源として活用することについて、浜田市ではツーリズム（自然体験型観光）推進事業として、現在、その推進母体となる浜田市ツーリズム協議会に専任の職員を採用するなど、組織育成を図り、浜田市の豊富な自然を利用したモデルルートの検討・作成など、自然体験型観光の推進に取り組んでいるところです。</p> <p>森を守り育てることは、温暖化しつつある地球環境の保全対策として、また日本に存在する最も豊富な地域資源の活用策などとして、私たちが生活する上で欠くことのできない重要なことであると考えます。</p> <p>市といたしましては、まず未整備である森林の整備促進、竹材を始めとした木質バイオマスの推進など、森林の保全と森林の活用という両面から取り組んでいきたいと思っております。</p>
----------	---	---

		<p>また、地元材の活用を進めておられる、財団法人島根県西部山村振興財団や協同組合ヴァーテックス、そして森林整備の中核を担われている石中央森林組合など関係機関との連携を図り、地元木材の振興にも取り組んでいきます。</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえ、計画書P34「森林・農地・漁場」【施策の方向性】に、「竹林等の森林資源を活用した木質バイオマスの推進」についての記述を追加いたしました。</p>
5	<p>下水道接続率 100%を目指した取組みを進めていただきたい。</p>	<p>各世帯の下水道接続工事については、市も接続率の向上を目指し、供用開始後の早期接続をお願いしております。普及啓発活動も継続して行っています。</p> <p>ご意見の内容につきましては、計画書P51「水質汚濁」【施策の方向性】において、下水道処理施設への早期つなぎ込みを促す啓発活動の実施を掲げており、すでに計画に反映しています。</p>

上記のほか、2件のご意見をいただきましたが、今回募集した浜田市環境基本計画に直接関わる内容ではありませんでしたので、浜田市への貴重なご提言として受け取らせていただきました。

4 策定の経過

〈平成 20 年度〉

日 付	内 容
3 月 12 日 (木)	策定方針決定

〈平成 21 年度〉

日 付	内 容
7 月 14 日 (火)	庁内策定会議
7 月 27 日 (月)	環境審議会 幹事会
8 月 10 日 (月)	環境審議会 (諮問)
9 月 3 日 (木)	市議会 福祉環境委員会
9 月 24 日 (木)	庁内策定会議
10 月 7 日 (水)	環境審議会 幹事会
10 月 20 日 (火)	環境審議会
11 月 17 日 (火)	市議会 福祉環境調査会 報告
11 月 1 日 (日) ~30 日 (月)	パブリックコメント
12 月	パブリックコメントに対する関係課協議
1 月 5 日 (火)	環境審議会 幹事会
1 月 18 日 (月)	環境審議会
2 月 8 日 (月)	環境審議会 答申

5 浜田市環境審議会

〈諮問書〉

環 第 261 号
平成21年8月10日

浜田市環境審議会会長 様

浜田市長 宇津 徹 男
(くらしと環境課)

浜田市環境基本計画について (諮問)

浜田市環境基本計画を策定するにあたり、浜田市生活環境の保全に関する条例(平成17年条例第163号)第19条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めたく、別紙浜田市環境基本計画(案)を添えて諮問いたします。

〈答申書〉

平成22年2月8日

浜田市長 宇津徹男 様

浜田市環境審議会
会長 岡田 昭二

浜田市環境基本計画について（答申）

平成21年8月10日付け環第261号により諮問のあった浜田市環境基本計画について、環境審議会を開催し慎重に調査及び審議を重ねた結果、別添のとおり「浜田市環境基本計画（案）」を取りまとめましたので、ここに答申いたします。

環境基本計画の策定にあたっては、別添計画（案）のとおり策定されるとともに、本計画の推進にあたっては、確実な実行に努められるよう要望いたします。

〈委員名簿〉

選出区分	氏名	所属	職名
学識経験者	沖田 旺治	社団法人 浜田市医師会	副会長
	川神 裕司	浜田薬剤師会	会長
	沖村 理史 ○	島根県立大学	准教授
	北沢 博夫	島根県水産技術センター	所長
	大森 保幸	島根県産業技術センター 浜田技術センター	センター長
	松原 秀雄	浜田市校長会	今福小学校長
関係行政 機関の職員	福井 公夫	島根県浜田保健所	環境衛生部長
	河原 彰	島根県浜田水産事務所	所長
	黒目 正博	島根県浜田県土整備事務所	所長
関係団体の 代表者	岡田 昭二 ◎	浜田商工会議所	専務理事
	金坂 敬	漁業協同組合 J F しまね	副会長理事
	和田 一隆	いわみ中央農業協同組合	代表理事常務
	栗栖 利寿	石央森林組合	参事
	稲田 美津子	浜田市連合婦人会	旭町地区会員
	亀谷 利幸	浜田自治区	浜田市連合 自治協議会会長
	加納 昭則	金城自治区	波佐自治会長
	大屋 マサ子	旭自治区	
	王子 幸子	弥栄自治区	地域協議会委員
	森井 剛	三隅自治区	地域協議会委員

◎ = 会長 ○ = 会長代理

6 浜田市生活環境の保全に関する条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 163 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)
- 第 2 章 生活環境の保全(第 7 条—第 17 条)
- 第 3 章 保全施策の啓発、推進(第 18 条—第 21 条)
- 第 4 章 雑則(第 22 条—第 25 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市民が健康で快適な生活を営むため、生活環境の保全に関し、必要な事項を定め、市、市民及び事業者が協力し、一体となって現在及び将来における良好な生活環境の確保に努めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活環境 住居としての環境及び当該住居を中心として形成される生活を営む環境をいう。
- (2) 公共の場所 不特定多数の者が自由に利用し、又は出入りすることができる公園、広場、道路、河川、海浜その他これらに類する場所をいう。
- (3) 空き地 宅地化された土地又は住宅地に隣接する土地で占有者又は管理者(以下「占有者等」という。)が使用していないものをいう。
- (4) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の容器(中身の入ったもの並びに栓及びふたを含む。)、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす(紙に包んだものを含む。)、紙くず、釣り糸、ビニール袋その他これらに類するもので、投棄されることにより散乱の原因となる物をいう。

(5) 飼い犬等 犬、猫その他の愛がん動物をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、良好な生活環境を保全するための総合的施策を策定し、これを実施しなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、生活環境の保全に関する意識を高め、自らの生活行動を地域の環境に配慮したものとするよう努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動を地域の環境と調和したものとするために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(滞在者等の責務)

第 6 条 滞在者及び通過者は、自ら地域の環境保全に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

第 2 章 生活環境の保全

(公共の場所の清潔保持)

第 7 条 市民及び事業者は、地域、職域等の活動を通じ、公共の場所の清掃に協力するとともに、自主的に地域の清潔な環境保持に努めなければならない。

(空き地の維持管理)

第 8 条 空き地の占有者等は、環境の保全と害虫発生防止のため、空き地の除草及び清掃を行い、清潔な維持管理に努めなければならない。

(水源の保全)

第 9 条 何人も、水源及びその周辺の水質の保全について、特に配慮しなければならない。

(排出水の処理)

第 10 条 家庭からの排出水及び事業活動に伴う排出水を排出しようとする者は、汚水を直接河川等へ放流することなく、汚水ます等の設置その他適切な措置を講ずることにより、公共用水域の水質浄化に努めなければならない。

(空き缶等の散乱防止)

第 11 条 何人も、空き缶等は、自らの責任において適正に処

理し、みだりに散乱させてはならない。

(回収容器の設置等)

第 12 条 自動販売機により飲食物を販売する者は、当該自動販売機を設置している場所において空き容器を回収する容器を設置するとともに、その機能が十分発揮されるよう適正に管理しなければならない。

(不法投棄の禁止)

第 13 条 何人も、公共の場所及び他人が占有し、又は管理する場所にみだりに廃棄物を投棄してはならない。

(廃棄物の燃焼制限)

第 14 条 何人も、燃焼に伴って著しいばい煙、有毒ガス又は悪臭を発生するおそれのあるゴム、皮革、プラスチックその他の物質をみだりに燃焼させてはならない。

(公害防止)

第 15 条 事業者は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下又は悪臭等によって公害が発生しないよう、施設の整備等の適正な公害防止対策に努めなければならない。

(飼い犬等の管理)

第 16 条 飼い犬等を飼養する者は、当該動物が近隣住民に危害を与え、又は迷惑を及ぼさないよう適正に管理しなければならない。

(家畜等飼養施設の維持管理)

第 17 条 家畜等飼養施設の所有者又は使用者は、汚物、汚水の処理施設を設け、これを適正に管理し、汚物、汚水の流出、悪臭の発散及び害虫の発生の防止に努めなければならない。

第 3 章 保全施策の啓発、推進

(啓発)

第 18 条 市長は、市民及び事業者に対し、生活環境の保全に関する意識の高揚及び知識の普及等の啓発に努めなければならない。

(環境基本計画)

第 19 条 市長は、総合的な施策を達成するため、生活環境の

保全に関する基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、おおむね5年ごとに環境基本計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、浜田市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 市長は、生活環境等に関する年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（生活環境保全推進員）

第20条 市長は、地域における生活環境の保全を推進するため、生活環境保全推進員を委嘱することができる。

（生活環境保全協定の締結）

第21条 市長は、生活環境の保全に関し、必要と認めるときは、事業者に対して生活環境の保全に関する協定を締結するよう求めることができる。

- 2 事業者は、市長から前項に規定する生活環境の保全に関する協定の締結を求められたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

第4章 雑則

（紛争の処理）

第22条 事業者は、その事業活動による公害等に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

（指導等）

第23条 市長は、生活環境の保全に関し、必要があると認めるときは、関係者に対し必要な措置を講ずるよう指導又は助言することができる。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定による指導に従わない者に対し、当該指導に従うよう勧告することができる。
- 3 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従

わないときは、意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる。

(立入調査)

第 24 条 市長は、生活環境の保全に関し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、職員を必要な場所に立ち入らせ、調査をさせることができる。

(1) 人の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 災害を誘発するおそれがあるとき。

(3) 周囲の美観、清潔及び衛生を著しく害するとき。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 関係者は、正当な理由がない限り立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

4 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪調査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第 25 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の浜田市生活環境の保全に関する条例(平成 11 年浜田市条例第 14 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

7 用語の解説

「あ」

アダプトプログラム

市民と行政が協働で進める「まち美化プログラム」。

広場や公園など、公共の場所をボランティア団体が愛情をもって、清掃美化活動により、きれいにする取組み。

市は活動に必要な支援を行う。

エコライフチャレンジしまね

家庭で使用した電気・ガスなどの使用量や金額をエコチェックシートに記入して（財）しまね自然と環境財団に送ると、他の家庭との比較や、月ごとの二酸化炭素排出量ランキングなどが分かる診断書が返送されてくる取組み。

診断コメントやグラフなどを見て、どこに無駄があるのかが一目で分かる仕組みになっており、誰でも簡単に取り組めるようになっている。インターネットからも利用できる。

黄長石霞石玄武岩（おうちょうせきかすみいしげんぶがん）

市内熱田町・長浜町・内田町の標高 120m の丘陵地一帯に分布し、そのうち三所の露頭が指定されている。

火山岩の一種で、黒色ないし暗灰色の細粒ち密な玄武岩。

多くの小さな沸石（ふっせき）の晶洞（しょうどう）があり、この晶洞にはしばしば岩漿水（がんしょうすい）が認められている。

日本で最初に、霞石と黄長石が発見されたのは、この長浜丘陵。霞石は中国山地の玄武岩中にわずかに認められています。霞石を含み長石を欠く玄武岩（霞石）は日本でこの丘陵のみ。

また、この玄武岩の一部には黄長石も含まれており、黄長石は日本で唯一この地で産出する。玄武岩中に霞石と黄長石が認められるのは、世界的にもめずらしい現象であり、

地質鉱物学上貴重な存在。この岩石は、第三紀に噴出したもので、今からおよそ 600 万年前のものとされている。

オゾン層破壊物質

オゾン層の破壊につながる原因物質を指す。

特定フロン（オゾン層保護のため国際条約により規制の対象となっているフロンのこと。）及びその他の CFC（フロン 13 など）、トリクロロエタン、四塩化炭素などの有機塩素化合物や、特定ハロン（ハロンのうち特にオゾン層に与える破壊効果が高いもの。）などの有機臭素化合物。

オゾンホール

オゾン層の破壊が進み、毎年春先に南極上空で濃度が急速に減り、周辺に比べて穴があいたように低濃度部位が観測されることから名づけられた現象。

洗浄、冷却などの産業活動によって地上から排出されるフロン等がオゾン層を破壊する原因物質となる。

「か」

外因性内分泌かく乱化学物質

環境中にある化学物質で、生物の体内に入った時あたかもホルモン（体内の特定の組織または器官で生産され、直接体液中に分泌されて運ばれ、特定の組織や器官の活動をきわめて微量で調節する生理的物質の総称。）のように振る舞い、生体内のホルモンのバランスをくずすもの。

また、略称として「環境ホルモン」がよく使用されている。

合併処理浄化槽

し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて、微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水に処理して放流する設備。

かんがい（灌漑）用水

農地（田畑など）を潤すために川や湖から引いた水。

環境パトロール

山間部や道路・河川への不法投棄・ポイ捨ての防止と、市民の安全・安心と快適な生活環境を守るために、巡回パトロールを行うとともに、不法投棄やポイ捨てごみの回収・処理を行う。

狭あい道路拡幅整備事業

当市において、狭い市道（幅員 1.8m 以上 4m 未満）の拡幅整備を、市民の理解と協力のもとに促進し、良好な住環境の確保と安全で快適なまちづくりを推進するもの。

建築物等の建替え時などにあわせて、道路後退用地を無償提供していただける場合に、経費の一部を助成する。

クロロフルオロカーボン

フロン的一种で、炭素、フッ素及び塩素からなる物質。

冷媒や溶剤として使用されてきたが、オゾン層破壊の原因物質であることが明らかとなり、現在は、条約や法律により制限がかけられている。

光化学オキシダント

自動車や工場・事業場などから排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光（紫外線）を受けて、光化学反応により生成される。

濃度が高くなると、目や喉の痛みの他、頭痛や手足のしびれの症状が表れる。

「さ」

しまねエコショップ制度

「ごみの減量・リサイクル」に積極的に取り組んでおられ、島根県知事が認定したお店。

（取組み内容）

- ・ 包装簡易化・容器再生利用
- ・ 資源ごみ店頭回収

- ・ 再生商品の販売等
- ・ 店頭から出るごみの減量化・再資源化
- ・ リユース(再使用)

しまね CO2 ダイエット作戦

島根県において、地球温暖化防止と循環型社会づくりに協力できる店舗を協賛店として取組みを実施。

CO₂の排出削減につながる行動をした方に対して、協賛店が各種サービスを提供するもの。

例えば、お客様が、省エネタイプの製品に買替えたり、マイバッグの使用や過剰包装を断ることで、協賛店側は、ポイントの特別加算、割引や景品プレゼントなどのサービスを提供する。

循環型社会形成推進地域計画

廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的とした計画。(浜田地域計画は、平成18年度策定)

省エネ機器のモニター制度

浜田市が、「省エネナビ」(家庭内における電気使用量を記録・表示する測定器)を市民に無償で貸し出し、家庭における省エネ意識の高揚と二酸化炭素排出量の削減につながる具体的な実践活動の促進を目的として実施するモニター制度。

新エネルギー

太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、コジェネレーション、燃料電池、メタノール・石炭液化等で、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要もの。

親水性

人々が水に親しみ楽しむこと。水に溶けやすいこと

生物多様性

様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

「た」

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する設備。

合併処理浄化槽と異なり台所・風呂などからの生活雑排水は未処理のまま放流するため、汚れは河川等を通じて海に流れ出て水質汚濁の原因となっている。

浄化槽法の改正により、2001年4月から新設のものは造られなくなった。

地域省エネルギービジョン

省エネルギー対策は、地域の気候風土や生活環境と密接に関係しており、地域で行うことが重要であり、市民・事業者・行政が協働して進めて行く必要があることから、地域における環境教育の推進や省エネルギー行動の普及などを推進することを目的に策定するもの。

(浜田市は、平成19年2月策定)

地域新エネルギービジョン

エネルギーの安定供給と地球温暖化防止のために、市民と行政、産業分野が一体となって、地域活性化や産業の振興などを目的に、[※]新エネルギーの導入を推進するために策定するもの。(浜田市は、平成20年3月策定)

ツーリズム

この計画に掲げるツーリズムとは、環境や社会的なものまで含めての生態系の維持と保護を意識し、地域社会の発

展への貢献を考慮したツーリズム（観光、旅行）のこと。

低公害車

大気汚染物質の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車。電気自動車、メタノール自動車、圧縮天然ガス（CNG）自動車、圧縮空気車及びハイブリッド自動車（HV）などを指す。

低公害車の認定を受けた自動車は、税制面で優遇される等の特典を有する。通称はエコカー。

低炭素社会

国民一人ひとりが温室効果ガスの排出量を削減するために、自分の生活、さらには社会の仕組みを今一度見直し、何をどのように変えるべきか、何が変わられるのかを考え直し、二酸化炭素排出量を減らすことで、気候が安定し、そのもとで築かれる、持続可能で豊かな社会のこと。

都市計画マスタープラン

都市計画法に定められる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市が実施するさまざまな都市計画の指針になるもの。

まちづくりの将来像とその実現への方向性を示す計画であり、土地利用の方針、都市施設の整備方針を明らかにし、個別の都市計画における根拠として位置づけるもの。

「な」

農業振興地域整備計画

農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、市町村が定める総合的な農業振興計画。（浜田市は、平成19年10月策定）

「は」

はまだエコライフ推進隊

正式名称は、浜田市地球温暖化対策地域協議会。

浜田市地球温暖化対策推進計画に基づき、地域の実情に応じた温室効果ガスの排出抑制の取組みを総合的かつ計画的に推進するとともに、ごみ減量化対策など循環型社会形成に向けた取組みを進めることにより、未来を担う子どもたちにより良い環境を残すことを目的に設立した団体。

(平成 21 年 2 月設立)

浜田市総合振興計画

長期的な視点から市の将来像（地域の宝である自然や伝統文化を大切にし、誰もが輝いて暮らせるまちを目指した「青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち」）を定め、その実現に向けて計画的な行政運営を行うため、まちづくりの方向性を総合的・体系的にまとめた計画。

(平成 19 年 3 月策定)

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつ。

環境基本法に基づいて定められる環境基準では、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものと定義している。

発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがある。

「ま」

緑の経済と社会の変革（日本版グリーン・ニューディール政策）

環境分野への重点投資により経済再生を図ろうとする考え方。またこれに基づく政策。

厳しい経済・雇用情勢と直面する地球規模の環境問題を踏まえ、必要とされる環境対策を実行することにより、直

面する環境問題に対処するとともに、現下の経済危機を克服し、我が国の将来の経済社会を強化しようとするもの。

「ら」

ライトダウンキャンペーン

2003年より地球温暖化防止のためライトアップ施設の消灯を呼び掛けるキャンペーン。

毎年夏至の日を中心として行い、ライトアップに馴れた日常生活の中、電気を消すことでいかに照明を使用しているかを実感し、地球温暖化問題について考えていただくことを目的としたキャンペーンイベント。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本のことで、国際自然保護連合（IUCN）という団体が、1966年に初めて発行した。

そこには、世界的な規模で絶滅のおそれのある野生生物と、その生息状況が解説されている。

浜田市環境基本計画

平成 22 年 3 月

〒697 - 8501 島根県浜田市殿町 1 番地
浜田市 市民福祉部 くらしと環境課
TEL (0855) 22 - 2612 (内線 218)
FAX (0855) 23 - 6941
E-mail : kankyou@city.hamada.shimane.jp
<http://www.city.hamada.shimane.jp>